

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

(自衛隊法の一部改正)

第一条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第九十四条の六第三号」を「第九十四条の七第三号」に改める。

第三条第一項中「直接侵略及び間接侵略に対し」を削り、同条第二項第一号中「我が国周辺の地域における」を削る。

第二十二条第二項中「原子力災害派遣」の下に「、第八十四条の三第一項の規定による保護措置」を加える。

第二十九条の二第一項中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改める。

第七十六条第一項中「我が国に対する外部からの武力攻撃（以下「武力攻撃」という。）が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った」を「次に掲げる」に、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事

態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、同項に次の各号を加える。

一 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

二 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、

国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

第七十七条の二中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第七十七条の三中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改める。

第七十七条の四第一項中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第八十条第一項中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

第八十四条の四の見出しを「（後方支援活動等）」に改め、同条第一項中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）又は周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）の定めるところにより、後方地域支援としての物品の提供」を「次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動」に改め、同項に次の各号を加える。

一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号） 後方支援活動としての物品の提供

二 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号） 後方支援活動又は協力支援活動としての物品の提供

三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号） 大規模な災害に  
対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊に対する物品の提供

四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する

法律（平成二十七年法律第 号） 協力支援活動としての物品の提供

第八十四条の四第二項第一号中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」を「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に、「後地域支援」を「後方支援活動」に、「後方地域捜索救助活動」を「捜索救助活動」に改め、同項第二号中「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」を「重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律」に、「後方地域支援」を「後方支援活動又は協力支援活動」に改め、同項第四号中「(平成四年法律第七十九号)」を削り、「及び委託」を「委託」に改め、「輸送」の下に「及び大規模な災害に対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊に対する役務の提供」を加え、同項に次の一号を加える。

五 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律 部隊等による協力支援活動としての役務の提供及び部隊等による捜索救助活動

第八十四条の四を第八十四条の五とする。

第八十四条の三第三項中「第九十四条の五」を「第九十四条の六」に改め、同条を第八十四条の四とし、第八十四条の二の次に次の一条を加える。

(在外邦人等の保護措置)

第八十四条の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体の保護のための措置（輸送を含む。以下「保護措置」という。）を行うことの依頼があつた場合において、外務大臣と協議し、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、部隊等に当該保護措置を行わせることができる。

一 当該外国の領域の当該保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。第九十五条の二第一項において同じ。）が行われることがないと認められること。

二 自衛隊が当該保護措置（武器の使用を含む。）を行うことについて、当該外国（国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つて当該外国において施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関）の同意があること。

三 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と第一号に規定する当該外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保されると見込まれること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による外務大臣と防衛大臣の協議の結果を踏まえて、同項各号のいずれにも該当すると認める場合に限り、同項の承認をするものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により保護措置を行わせる場合において、外務大臣から同項の緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある外国人として保護することを依頼された者その他の当該保護措置と併せて保護を行うことが適当と認められる者（第九十四条の五第一項において「その他の保護対象者」という。）の生命又は身体の保護のための措置を部隊等に行わせることができる。

第九十二条第一項中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項後段中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

第九十二条の二中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

第九十四条の二第一項第一号中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加え

、同項第三号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、同条第二項第二号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二十五条第一項」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二十二條第一項」に改める。

第九十四条の八中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改め、同条を第九十四条の九とする。

第九十四条の七中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改め、同条を第九十四条の八とする。

第九十四条の六の見出し中「後方地域支援等」を「後方支援活動等」に改め、同条中「自己又は」及び「者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある」を削り、同条第一号中「第八十四条の四第二項第一号」を「第八十四条の五第二項第一号」に、「後方地域支援」を「後

方支援活動」に、「後方地域捜索救助活動」を「捜索救助活動」に、「自己と共に当該職務に従事する者」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者若しくは自己と共にその宿営する宿营地（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第十一条第五項に規定する宿营地をいう。）に所在する者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」に改め、同条第二号中「第八十四条の四第二項第二号」を「第八十四条の五第二項第二号」に、「自己と共に当該職務に従事する者」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」に改め、同条第三号中「第八十四条の四第二項第四号」を「第八十四条の五第二項第四号」に改め、「自衛官」の下に「（次号及び第五号に掲げるものを除く。）」を加え、「自己と」を「自己又は自己と」に、「又は」を「若しくは」に改め、「入つた者」の下に「若しくは自己と共にその宿営する宿营地（同法第二十五条第七項に規定する宿营地をいう。）に所在する者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」を加え、同条に次の三号を加える。



四 第八十四条の五第二項第四号に規定する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号トに掲げるもの又はこれに類するものとして同号ナの政令で定めるものに従事する自衛官 前号に定める場合又はその業務を行うに際し、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産を防護し、若しくはその業務を妨害する行為を排除するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

五 第八十四条の五第二項第四号に規定する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号ラに掲げるものに従事する自衛官 第三号に定める場合又はその業務を行うに際し、自己若しくはその保護しようとする活動関係者（同条第五号ラに規定する活動関係者をいう。）の生命若しくは身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

六 第八十四条の五第二項第五号に規定する協力支援活動としての役務の提供又は搜索救助活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官 自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者若しくは自己と共にその宿営する宿营地（国際平和共同対処事態に

際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第十一条第五項に規定する宿营地をいう。)に所在する者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

第九十四条の六を第九十四条の七とする。

第九十四条の五中「第八十四条の三第一項」を「第八十四条の四第一項」に改め、同条を第九十四条の六とし、第九十四条の四の次に次の一条を加える。

(在外邦人等の保護措置の際の権限)

第九十四条の五 第八十四条の三第一項の規定により外国の領域において保護措置を行う職務に従事する自衛官は、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する場合であつて、その職務を行うに際し、自己若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の生命若しくは身体の防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 第八十九条第二項の規定は、前項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

3 第一項に規定する自衛官は、第八十四条の三第一項第一号に該当しない場合であつても、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十条六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

第九十五条の見出し中「武器等」を「自衛隊の武器等」に改め、同条中「又は液体燃料」の下に「（以下「武器等」という。）」を加え、「武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料」を「武器等」に改める。

第九十五条の二中「武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料」を「武器等」に改め、同条を第九十五条の三とし、第九十五条の次に次の一条を加える。

（合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用）

第九十五条の二 自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（次項に

において「合衆国軍隊等」という。)の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動(共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。)に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があつた場合であつて、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする。

第百条の六第一項第一号を次のように改める。

一 自衛隊及び合衆国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する合衆国軍隊(重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当する合衆国軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第六号に規定する特定合衆国軍隊、同条第七号に規定する外国軍隊に該当する合衆国軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外

国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当する合衆国軍隊を除く。次号から第四号まで及び第六号から第十一号までにおいて同じ。）

第百条の六第一項第五号を同項第十号とし、同項第四号中「第八十四条の四第二項第三号」を「第八十条の五第二項第三号」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

第百条の六第一項第三号中「規定する」の下に「外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する」を、「所在して」の下に「当該保護措置又は」を加え、同号を同項第七号とし、同項第二号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

第百条の六第一項第一号の次に次の三号を加える。

二 部隊等が第八十一条の二第一項第二号に掲げる施設及び区域に係る同項の警護を行う場合において、当該部隊等と共に当該施設及び区域内に所在して当該施設及び区域の警護を行う合衆国軍隊

三 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

四 自衛隊の部隊が第八十二条の三第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動をとる場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該行動と同種の活動を行う

#### 合衆国軍隊

第百条の六第一項に次の一号を加える。

十一 第一号から第九号までに掲げるもののほか、訓練、連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により合衆国軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、訓練、連絡調整その他の日常的な活動を行う合衆国軍隊

第百条の六第三項第一号中「及び第五号」を「、第十号及び第十一号」に改め、同項第二号中「第四号」を「第九号」に改め、同条第四項中「（弾薬を含む。）」を削る。

第百条の八第一項第一号中「参加するオーストラリア軍隊」の下に「（重要影響事態に際して我が国  
平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当する  
オーストラリア軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我  
国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当するオーストラリア軍隊及び国  
際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三  
条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するオーストラリア軍隊を除く。第三号から第六号まで  
において同じ。）」を加え、同項第三号中「規定する」の下に「外国における緊急事態に際して同項の保  
護措置としての輸送を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する」を加え、「当該輸送」を「これら  
の輸送」に改め、同項第四号中「第八十四条の四第二項第三号」を「第八十四条の五第二項第三号」に改  
める。

第百三条第一項中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ  
。）」を加え、「基き」を「基づき」に、「本条中」を「この条において」に改める。

第百三条の二第四項及び第百四条第一項中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）

）」を加える。

第百十五条の二第三項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第百十五条の四中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加え、「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三条第四号」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三条第六号」に改める。

第百十五条の五第一項中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を、「出動待機命令」の下に「（第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係るものに限る。）」を加え、同条第二項中「、第四十六条第二項及び第四十九条第一項ただし書」を削り、「薬局開設者等と」の下に「、同法第四十六条第二項及び第四十九条第一項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規定する薬剤師等と」を加える。

第百十五条の六第一項中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。



第百十五条の七中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第百十五条の八第一項、第百十五条の九及び第百十五条の十第一項中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

第百十五条の十一第一項中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。第三項において同じ。）」を加える。

第百十五条の十二中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

第百十五条の十三第一項中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。第三項において同じ。）」を加える。

第百十五条の十四第一項、第百十五条の十五第一項、第百十五条の十六第一項、第百十五条の十七第一項、第百十五条の十八、第百十五条の十九及び第百十五条の二十一第一項中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

第百十五条の二十二第三項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第百十五条の二十三第一項及び第百十五条の二十四第一項中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

第百二十二条の次に次の一条を加える。

第百二十二条の二 第百十九条第一項第七号及び第八号並びに前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第百十九条第二項の罪（同条第一項第七号又は第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者に係るものに限る。）及び前条第二項の罪は、刑法第二条の例に従う。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正）

第二条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

「第三章 国際平和協力業務等

目次中「第三章 国際平和協力業務（第六条―第二十四条）」を 第一節 国際平和協力業務（第六

第二節 自衛官の国際連合への派

条―第二十六条） に、「第二十五条」を「第三十条」に、「第二十六条・第二十七条」を

遣（第二十七条―第二十九条）」

「第三十一条―第三十四条」に改める。

第一条及び第二条第一項中「国際連合平和維持活動」の下に「、国際連携平和安全活動」を加える。

第三条第一号中「確保」の下に「、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護」を、

「設立」の下に「及び再建」を加え、「ために」を「ことを目的として、」に改め、「、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合）」を削り、「、いずれの紛争当事者にも

偏ることなく実施される」を「実施されるもののうち、次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

第三条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同条第四号ハを同号ニとし、同号口中「別表第三」を「別表第四」に、「第二号に規定する」を「第三号に規定する決議若しくは要

請又は」に、「第二十五条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 国際連携平和安全活動

第三条第四号を同条第六号とし、同条第三号中「次に掲げるもの」の下に「、国際連携平和安全活動のために実施される業務で次に掲げるもの」を加え、「又からレまで」を「ワからツまで、ナ及びラ」に、「及び国際的な選挙監視活動」を「並びに国際的な選挙監視活動」に、「ト及びレ」を「チ及びナ」に改め、同号ハ中「部品」の下に「及び弾薬」を加え、同号レ中「タ」を「ネ」に改め、同号レを同号ナとし、同号タ中「ヨ」を「ソ」に、「又は機械器具」を「、機械器具」に改め、「修理」の下に「又は補給（武器の提供を行う補給を除く。）」を加え、同号タを同号ツとし、その次に次のように加える。

ネ 国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動を統括し、又は調整する組織において行うイからツまでに掲げる業務の実施に必要な企画及び立案並びに調整又は情報の収集整理

第三条第三号中ヨをソとし、又からカまでをワからレまでとし、同号リ中「チ」を「リ及びヌ」に、「行政事務」を「立法、行政（ヲに規定する組織に係るものを除く。）又は司法に関する事務」に改め、同

号りを同号ルとし、その次に次のように加える。

ヲ 国の防衛に関する組織その他のイからトまで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務を行う組織の設立又は再建を援助するための次に掲げる業務

(1) イからトまで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務に関する助言又は指導

(2) (1)に規定する業務の実施に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教育訓練

第三条第三号チを同号リとし、その次に次のように加える。

又 矯正行政事務に関する助言若しくは指導又は矯正行政事務の監視

第三条第三号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他の特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護

第三条第三号に次のように加える。

ラ ヲからネまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとしてナの政令で定める業務を行う場合であつて、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に従事

する者又はこれらの活動を支援する者（以下このラ及び第二十六条第二項において「活動関係者」という。）の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護

第三条第三号を同条第五号とし、同条第二号の二中「別表第二」を「別表第三」に、「における」を「において」に、「による」を「により」に、「の設立を目的とする」を「を設立しその他その混乱を解消する過程で行われる」に改め、「実施される活動」の下に「及び国際連携平和安全活動として実施される活動」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号中「別表第一」を「別表第二」に、「第四号」を「第六号」に改め、「実施される活動」の下に「及び国際連携平和安全活動として実施される活動」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 国際連携平和安全活動 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議、別表第一に掲げる国際機関が行う要請又は当該活動が行われる地域の属する国の要請（国際連合憲章第七条１に規定する国際連合の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る。）に基づき、紛争当事者間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威

からの住民の保護、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助  
その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持することを目的として行われる活動であつて、二以  
上の国の連携により実施されるもののうち、次に掲げるもの（国際連合平和維持活動として実施され  
る活動を除く。）をいう。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる  
地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの  
紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当  
該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施され  
る活動

ハ 武力紛争がいまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動  
が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的  
として、特定の立場に偏ることなく実施される活動



第三章の章名を次のように改める。

### 第三章 国際平和協力業務等

第三章中第六条の前に次の節名を付する。

#### 第一節 国際平和協力業務

第六条第一項中「あるとき」の下に「（国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第一号イからハまで又は第二号イからハまでに規定する同意及び第一号又は第二号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限り、人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて同条第五号ラに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第三号に規定する同意及び第三号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持され、並びに当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者であるときは、紛争当事者の当該活動及び当該業務が行われることについての同意があり、かつ、その同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持

されると認められるときに限る。）」を加え、同項第一号中「同意」の下に「（第三条第一号ロ又はハに該当する活動にあつては、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意（同号ハに該当する活動にあつては、当該地域において当該業務の実施に支障となる明確な反対の意思を示す者がいない場合に限る。））」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意（第三条第二号ロ又はハに該当する活動にあつては、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意（同号ハに該当する活動にあつては、当該地域において当該業務の実施に支障となる明確な反対の意思を示す者がいない場合に限る。））」

第六条第二項第二号へ中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第四項中「第二号の二」を「第四号」に、「この章」を「この節」に改め、同条第五項中「第三条第三号トからタまで」を「第三条第五号リ若しくはルに掲げる業務（海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第五条に規定す

る事務に係るものに限る。）、同号ワからツまで」に、「同号レ」を「同号ナ」に、「海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）」を「同法」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第六項中「第三条第三号イからへまで」を「第三条第五号イからトまで」に、「同号又からタまで」を「同号ヲからネまで」に、「又はこれらの」を「、これらの」に、「同号レ」を「同号ナ」に改め、「定める業務」の下に「又は同号ラに掲げる業務」を加え、同条第七項中「行う」の下に「国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動のために実施される」を加え、「第三条第三号イからへまで」を「第三条第五号イからトまで」に、「同号レ」を「同号ナ」に、「参加する」を「参加し、又は他国と連携して国際連携平和安全活動を実施する」に、「、本条第一項第一号及び第十三項第一号」を「及び第二号、本条第一項（第三号及び第四号を除く。）及び第十三項（第一号から第六号まで、第九号及び第十号に係る部分に限る。）」に、「並びに第二十四条」を「及び第七号、第二十五条並びに第二十六条」に改め、「につき」の下に「、実施計画を添えて」を加え、同条第十項中「につき」の下に「、実施計画を添えて」を加え、同条第十三項各号列記以外の部分を次のように改める。

内閣総理大臣は、実施計画の変更（第一号から第八号までに掲げる場合に行うべき国際平和協力業務

に従事する者の海外への派遣の終了及び第九号から第十一号までに掲げる場合に行うべき当該各号に規定する業務の終了に係る変更を含む。次項において同じ。）をすることが必要であると認めるとき、又は適当であると認めるときは、実施計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

第六条第十三項第一号中「国際連合平和維持活動」の下に「（第三条第一号イに該当するものに限る。

）」を加え、「第三条第一号」を「同号イ」に、「規定する同意」を「掲げる同意」に改め、同項第三号中「第三条第二号の二」を「第三条第四号」に、「第一項第三号に規定する」を「第一項第四号に掲げる」に改め、同号を同項第八号とし、同項第二号中「第三条第二号」を「第三条第三号」に、「第一項第二号に規定する」を「第一項第三号に掲げる」に改め、同号を同項第七号とし、同項第一号の次に次の五号を加える。

二 国際連合平和維持活動（第三条第一号ロに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ロに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合又は紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在すると認められる場合

三 国際連合平和維持活動（第三条第一号ハに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力

業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合、当該活動が特定の立場に偏ることなく実施されなくなったと認められる場合又は武力紛争の発生を防止することが困難となった場合

四 国際連携平和安全活動（第三条第二号イに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号イに規定する合意若しくは同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなったと認められる場合

五 国際連携平和安全活動（第三条第二号ロに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ロに規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合又は紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在すると認められる場合

六 国際連携平和安全活動（第三条第二号ハに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合、当該活動が特定の立場に偏ることなく実施されなくなったと認められる場合又は武力

紛争の発生を防止することが困難となった場合

第六条第十三項に次の三号を加える。

九 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものについては、同条第一号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情を勘案して、同号イからハまでに規定する同意又は第一項第一号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

十 国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものについては、同条第二号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情を勘案して、同号イからハまでに規定する同意又は第一項第二号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

十一 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号ラに掲げるもの

については、同条第三号に規定する合意がある場合におけるその遵守の状況その他の事情を勘案して、同号に規定する同意若しくは第一項第三号に掲げる同意又は当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合における紛争当事者の当該活動若しくは当該業務が行われることについての同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合第六条に次の一項を加える。

14 外務大臣は、実施計画の変更をすることが必要であると認めるとき、又は適當であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、前項の閣議の決定を求めるよう要請することができる。

第八条第一項中「並びに第六号及び第七号」を「及び第六号から第九号まで」に改め、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「第六条第十三項各号」を「第六条第十三項第一号から第八号まで」に改め、同号の次に次の二号を加える。

七 第六条第十三項第九号から第十一号までに掲げる場合において第三条第五号トに掲げる業務若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務又は同号ラに掲げる業務に従事する者が行うべき当該業務の中断に関する事項

八 危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止その他の協力隊の隊員の安全を確保するための措置に関する事項

第八条第二項中「前項第六号」の下に「及び第七号」を加える。

第二十七条を第三十四条とする。

第二十六条第一項中「第三章」を「第三章第一節」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(請求権の放棄)

第三十二条 政府は、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動に参加するに際して、国際連合若しくは別表第一から別表第三までに掲げる国際機関又はこれらの活動に参加する国際連合加盟国その他の国（以下この条において「活動参加国等」という。）から、これらの活動に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを約することを求められた場合において、我が国がこれらの活動に参加する上でこれに応じることが必要と認めるときは、これらの活動に起因する損害についての活動参加国等及びその要員に対する我が国の請求権を放棄すること



を約することができる。

(大規模な災害に対処する合衆国軍隊等に対する物品又は役務の提供)

第三十三条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣が自衛隊の部隊等に第九条第四項の規定に基づき国際平和協力業務を行わせる場合又は第二十一条第一項の規定による委託に基づく輸送を実施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の部隊等と共に当該活動が行われる地域に所在して、次に掲げる活動であつて当該国際平和協力業務又は当該輸送に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動を補完し、又は支援すると認められるものを行うアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊(以下この条において「合衆国軍隊等」という。)から、当該地域において講ずべき応急の措置に必要な物品の提供に係る要請があつたときは、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊等に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 派遣先国において発生し、又は正に発生しようとしている大規模な災害に係る救助活動、医療活動

(防疫活動を含む。)その他の災害応急対策及び災害復旧のための活動

二 前号に掲げる活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の輸送

2 防衛大臣は、合衆国軍隊等から、前項の地域において講ずべき応急の措置に必要な役務の提供に係る要請があつた場合には、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該自衛隊の部隊等に、当該合衆国軍隊等に対する役務の提供を行わせることができる。

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊の部隊等による役務の提供として行う業務は、補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）とする。

4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

第二十五条の見出しを削り、同条第一項及び第三項中「国際連合平和維持活動」の下に「、国際連携平和安全活動」を加え、第四章中同条を第三十条とする。

第二十四条の見出しを削り、同条第一項中「防護する」を「防護する」に改め、同条第二項中「防護する」を「防護する」に、「第二十二條」を「第二十三條」に改め、同条第三項中「防護する」を「防護する」に改め、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、「、第三項」の下に「、第七項」を加え、「

及び第三項」を「の規定及びこの項において準用する第三項（第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「から第三項まで」を「及び第二項の規定並びにこの項において準用する第三項（第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「準用する。」を「、それぞれ準用する。」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、その宿営する宿営地（宿営のために使用する区域であつて、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であつて当該国際平和協力業務に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があつたときは、当該宿営地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第三項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第五項までの規定の適用については、第三項中「現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」とあるのは「その宿営する宿営地（第七項に規定する宿営地をいう。

次項及び第五項において同じ。）に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第七項に規定する外国の軍隊の部隊の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第四項及び第五項中「現場」とあるのは「宿营地」とする。

第三章中第二十四条を第二十五条とし、同条の前に見出しとして「(武器の使用)」を付し、同条の次に次の一条及び一節を加える。

第二十六条 前条第三項(同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定するものほか、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの又はこれに類するものとして同号ナの政令で定めるものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産を防護し、又はその業務を妨害する行為を排除するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

2 前条第三項(同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定するもののほか、第

九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第五号ラに掲げるものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

3 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

4 自衛隊法第八十九条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

## 第二節 自衛官の国際連合への派遣

### (自衛官の派遣)

第二十七条 防衛大臣は、国際連合の要請に応じ、国際連合の業務であつて、国際連合平和維持活動に参加する自衛隊の部隊等又は外国の軍隊の部隊により実施される業務の統括に関するものに従事させるた

め、内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により派遣される自衛官が従事することとなる業務に係る国際連合平和維持活動が行われることについての第三条第一号イからハまでに規定する同意が当該派遣の期間を通じて安定的に維持されると認められ、かつ、当該派遣を中断する事情が生ずる見込みがないと認められる場合に限り、当該派遣について同項の同意をするものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により自衛官を派遣する場合には、当該自衛官の同意を得なければならぬ。

(身分及び処遇)

第二十八条 前条第一項の規定により派遣された自衛官の身分及び処遇については、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第三条から第十四条までの規定を準用する。

(小型武器の無償貸付け)

第二十九条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官の活

動の用に供するため、国際連合から小型武器の無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、当該申出に係る小型武器を国際連合に対し無償で貸し付けることができる。

第二十三条第一項中「国際平和協力業務」の下に「（第三条第五号チに掲げる業務及びこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務を除く。）」を加え、同条を第二十四条とする。

第二十二条の前の見出しを削り、同条を第二十三条とし、同条の前に見出しとして「（小型武器の保有及び貸与）」を付する。

第二十一条を第二十二条とする。

第二十条第一項中「第三条第三号ル」を「第三条第五号カ」に、「同号ヌからヨまで」を「同号ワからソまで」に改め、同条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。

第十四条中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第十三条を第十四

条とする。

第十二条の前の見出しを削り、同条第一項中「、国際平和協力業務」の下に「(第三条第五号ラに掲げる業務を除く。)」を加え、同項ただし書中「第三条第三号イからへまでに掲げる業務及び」を「第三条第五号イからハまで及びホからトまでに掲げる業務並びに」に、「同号レ」を「同号ナ」に、「、自衛隊員以外の者」を「自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできず、同号チに掲げる業務及びこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については自衛隊員」に改め、同条第八項中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「(関係行政機関の職員の協力隊への派遣)」を付する。

第十一条第一項中「第三条第三号トからタまで」を「第三条第五号ニ若しくはチからネまで」に、「同号レ」を「同号ナ」に改め、同条を第十二条とする。

第十条の見出し中「協力隊の」を削り、同条中「協力隊の」及び「(以下「隊員」という。)」を削り、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(隊員の安全の確保等)



第十条 本部長は、国際平和協力業務の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の安全の確保に配慮しなければならない。

別表第三第一号中リをルとし、チをヌとし、トをリとし、ヘをトとし、その次に次のように加える。

チ 国際連合人間居住計画

別表第三第一号ホの次に次のように加える。

ヘ 国際連合人口基金

別表第三を別表第四とする。

別表第二中「第三条関係」を「第三条、第三十二条関係」に改め、同表を別表第三とする。

別表第一中「第三条関係」を「第三条、第三十二条関係」に改め、同表第二号中リをルとし、チをヌとし、トをリとし、ヘをトとし、その次に次のように加える。

チ 国際連合人間居住計画

別表第一第二号ホの次に次のように加える。

ヘ 国際連合人口基金

別表第一を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第一（第三条、第三十二条関係）

一 国際連合

二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合難民高等弁務官事務所その他政令で定めるもの

三 国際連携平和安全活動に係る実績若しくは専門的能力を有する国際連合憲章第五十二条に規定する地域の機関又は多国間の条約により設立された機関で、欧州連合その他政令で定めるもの

（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正）

第三条 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

第一条中「我が国周辺の地域における」を削り、「周辺事態」を「重要影響事態」に、「対応して我が

国が実施する措置、その実施の手續その他の必要な事項を定め」を「際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより」に、「寄与し」を「寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し」に改める。

第二条の見出し中「周辺事態」を「重要影響事態」に改め、同条第一項中「周辺事態に際して、」を「重要影響事態に際して、」に、「後方地域支援、後方地域搜索救助活動、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」を「後方支援活動、搜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律」に、「。以下「船舶検査活動法」という。」を「」第二条」に、「その他の周辺事態」を「（重要影響事態に際して実施するものに限る。以下「船舶検査活動」という。）その他の重要影響事態」に改め、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 後方支援活動及び搜索救助活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第七条第六項の規定により行われる搜索救助活動については、この限りでない。

4 外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国（国際連合

の総会又は安全保障理事会の決議に従って当該外国において施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関の同意がある場合に限り実施するものとする。

第三条第一項第三号を削り、同項第二号中「後方地域搜索救助活動」を「搜索救助活動」に、「周辺事態」を「重要影響事態」に改め、「(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)」及び「後方地域において」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「後方地域支援」を「後方支援活動」に、「周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)」を「合衆国軍隊等」に改め、「後方地域において」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 合衆国軍隊等 重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

第三条第二項中「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同条第三項中「後方地域搜索救助活動」を「搜索救助活動」に、「合衆国軍隊」を「合衆国軍隊等」に、「後方地域支援」を「後方支援活動」に

改める。

第四条第一項中「周辺事態」を「重要影響事態」に改め、同項第一号及び第二号中「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 搜索救助活動

四 船舶検査活動

第四条第二項第一号を次のように改める。

一 重要影響事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響

ロ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

第四条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「第二号」を「第三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「船舶検査活動法第四条」を「船舶検査活動を実施する場合における重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第四条第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「後方地域搜索救助活動を実施する場合」を「搜

索救助活動を実施する場合」に改め、同号イ及び口中「後方地域搜索救助活動」を「搜索救助活動」に改め、同号ハ中「後方地域搜索救助活動」を「搜索救助活動」に、「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同号ニ中「後方地域搜索救助活動」を「搜索救助活動」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 当該搜索救助活動又はその実施に伴う前条第三項後段の後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

第四条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「後方地域支援を実施する場合」を「後方支援活動を実施する場合」に改め、同号イからハまでの規定中「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同号ニ中「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 当該後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該後方支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

第四条第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針

第四条第三項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第二項の後方支援活動又は搜索救助活動若しくはその実施に伴う同条第三項後段の後方支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国（第二条第四項に規定する機関がある場合にあつては、当該機関）と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

第五条中「後方地域支援、後方地域搜索救助活動」を「後方支援活動、搜索救助活動」に改める。

第六条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同条第三項中「当該後方地域支援」を「実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該後方支援活動」に改め、同条第四項中「がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた」を「において、自衛隊の部隊等が第三条第二項の後方支援活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又は外

国の領域で実施する当該後方支援活動についての第二条第四項の同意が存在しなくなったと認める」に改め、同条第五項中「後方地域支援」を「後方支援活動」に、「公海又はその上空における輸送」を「我が国の領域外におけるもの」に、「当該輸送」を「当該後方支援活動」に、「の近傍」を「又はその近傍」に改める。

第七条の見出し及び同条第一項中「後方地域搜索救助活動」を「搜索救助活動」に改め、同条第二項中「当該後方地域搜索救助活動」を「実施される必要のある搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該搜索救助活動」に改め、同条第三項中「後方地域搜索救助活動」を「搜索救助活動」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「実施区域」を「実施区域」に改め、「、同条第五項の規定は後方地域搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「後方地域搜索救助活動」を「搜索救助活動」に、「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の二項を加える。

5 前条第五項の規定は、我が国の領域外における搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長



又はその指定する者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。

6 前項において準用する前条第五項の規定にかかわらず、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る搜索救助活動を継続することができる。

第十一条第一項中「第七条第七項」を「第七条第八項」に改め、「含む」の下に「。第五項及び第六項において同じ」を加え、「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、「実施を」の下に「命ぜられ、又は第七条第一項の規定により搜索救助活動の実施を」を加え、「その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った」に改め、「武器」の下に「（自衛隊が外国の領域で当該後方支援活動又は当該搜索救助活動を実施している場合については、第四条第二項第三号ニ又は第四号ニの規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

第十一条第三項中「前二項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

第十一条に次の二項を加える。

5 第六条第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿营地（宿営のために使用する区域であつて、囲障が設置されることにより

他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であつて合衆国軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があつた場合において、当該宿营地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第一項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第三項まで及び次項の規定の適用については、第一項中「現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」とあるのは「その宿営する宿营地（第五項に規定する宿营地をいう。次項及び第三項において同じ。）に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第五項に規定する合衆国軍隊等の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第二項及び第三項中「現場」とあるのは「宿营地」と、次項中「自衛隊員」とあるのは「自衛隊員（同法第二条第五項に規定する隊員をいう。）」とする。

6 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第六条第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により捜索救助活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官につ

いては、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

別表第一基地業務の項の次に次のように加える。

宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
保管	倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
施設の利用	土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供
訓練業務	訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

別表第一の備考を次のように改める。

備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

別表第二の備考を次のように改める。

備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

(周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部改正)

第四条 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第四百十五号)の一部を次

のように改正する。

題名を次のように改める。

重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律

第一条中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」を「重要影響事態（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律）に、「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法」に、「規定する周辺事態」を「規定する重要影響事態をいう。以下同じ。」又は国際平和共同対処事態（国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第 号。以下「国際平和協力支援活動法」という。）第一条に規定する国際平和共同対処事態をいう。以下同じ。）に、「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法及び国際平和協力支援活動法」に、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与し、我が国」を「我が国及び国際社会」に改める。

第二条中「周辺事態」を「重要影響事態又は国際平和共同対処事態」に改め、「我が国領海又は我が国

周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）において」を削る。

第三条中「船舶検査活動」を「重要影響事態における船舶検査活動」に、「日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊」を「合衆国軍隊等（重要影響事態安全確保法第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等をいう。）」に、「後方地域支援」を「後方支援活動」に、「周辺事態安全確保法第三条第一項第一号」を「同項第二号」に、「重要影響事態安全確保法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国際平和共同対処事態における船舶検査活動は、自衛隊の部隊等が実施するものとする。この場合において、国際平和共同対処事態における船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等（国際平和協力支援活動法第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等をいう。）の部隊に対して協力支援活動（同項第二号に規定する協力支援活動をいう。以下同じ。）として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、国際平和協力支援活動法別表第二に掲げるものとする。

第四条の見出し中「周辺事態安全確保法に規定する」を削り、同条中「船舶検査活動の実施に際して」

を「重要影響事態における船舶検査活動の実施に際して」に、「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法」に改め、「（以下「基本計画」という。）」を削り、同条第二号中「構成」の下に「並びに当該船舶検査活動又はその実施に伴う前条第一項後段の後方支援活動を外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の装備及び派遣期間」を加え、同条第五号中「前条後段」を「前条第一項後段」に、「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同条に次の二項を加える。

2 国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に際しては、次に掲げる事項を国際平和協力支援活動法第四条第一項に規定する基本計画に定めるものとする。

一 当該船舶検査活動に係る基本的事項

二 当該船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに当該船舶検査活動又はその実施に伴う前条第二項後段の協力支援活動を外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の装備及び派遣期間

三 当該船舶検査活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

四 第二条に規定する規制措置の対象物品の範囲

五 当該船舶検査活動の実施に伴う前条第二項後段の協力支援活動の実施に関する重要事項（当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

六 その他当該船舶検査活動の実施に関する重要事項

3 船舶検査活動又は重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う前条第一項後段の後方支援活動若しくは国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う同条第二項後段の協力支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国（重要影響事態安全確保法第二条第四項又は国際平和協力支援活動法第二条第四項に規定する機関がある場合にあつては、当該機関）と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

第五条第一項中「基本計画」を「前条第一項又は第二項の基本計画（第五項において単に「基本計画」という。）」に改め、同条第二項中「実施要項において、」の下に「実施される必要のある船舶検査活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が船舶検査活動を円滑かつ安全に実



施することが困難であると認める場合又は重要影響事態において外国の領域で実施する船舶検査活動についての重要影響事態安全確保法第二条第四項の同意若しくは国際平和共同対処事態において外国の領域で実施する船舶検査活動についての国際平和協力支援活動法第二条第四項の同意が存在しなくなったと認める場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならぬ。

第五条第六項中「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法」に、「船舶検査活動」を「重要影響事態における船舶検査活動」に、「第三条後段の後方地域支援について」を「第三条第一項後段の後方支援活動について、国際平和協力支援活動法第七条の規定は国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う第三条第二項後段の協力支援活動について、それぞれ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項において準用する周辺事態安全確保法第六条第四項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている

活動の中断を命じなければならない。

第六条第一項中「命ぜられた」を「命ぜられ、又は同条第七項において準用する重要影響事態安全確保法第六条第二項の規定により重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う第三条第一項後段の後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、若しくは前条第七項において準用する国際平和協力支援活動法第七条第二項の規定により国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う第三条第二項後段の協力支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた」に、「当該船舶検査活動の対象船舶に乗船してその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第五項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った」に改め、「武器」の下に「（自衛隊が外国の領域で当該船舶検査活動又は当該後方支援活動若しくは当該協力支援活動を実施している場合については、第四条第一項第二号又は第二項第二号の規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

第六条に次の一項を加える。

5 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、前条第一項の規定により船舶検査活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は同条第七項において準用する重要影響事態安全確保法第六条第二項の規定により重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う第三条第一項後段の後方支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、若しくは前条第七項において準用する国際平和協力支援活動法第七条第二項の規定により国際平和共同対処事態に

おける船舶検査活動の実施に伴う第三条第二項後段の協力支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正）

第五条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

目次中「武力攻撃事態等への対処の」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処の」に、  
「第三章  
第四章

武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備（第二十一条―第二十三条）

を「第三章 緊急  
緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置（第二十四条―第二十七条）」

対処事態その他の緊急事態への対処のための措置（第二十一条―第二十四条）」に改める。

第一条中「同じ。」）及び「により、武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、「併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め」を削る。

第二条中「この法律」の下に「（第一号に掲げる用語にあつては、第四号及び第八号ハ(1)を除く。）」を加え、同条第七号イ(2)中「及びアメリカ合衆国」を「、アメリカ合衆国」に改め、「必要な行動」の下に「及びその他の外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な行動」を加え、同号に次のように加える。

ハ 存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

- (1) 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃であつて、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるもの（以下「存立危機武力攻撃」という。）を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動

- (2) (1)に掲げる自衛隊の行動及び外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して存立危機武力攻撃を排除

するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

ニ 存立危機武力攻撃による深刻かつ重大な影響から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は存立危機武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために存立危機事態の推移に応じて実施する公共的な施設の保安の確保、生活関連物資等の安定供給その他の措置

第二条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 存立危機事態 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。

第三条の見出し及び同条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、同条第六項

中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、「協力しつつ」を「協力するほか、関係する外国との協力を緊密にしつつ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「においては」を「及び存立危機事態においては」に、「これ」を「存立危機事態並びにこれら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 存立危機事態においては、存立危機武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。ただし、存立危機武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。

第四条中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国は、前項の責務を果たすため、武力攻撃事態等及び存立危機事態への円滑かつ効果的な対処が可能となるよう、関係機関が行うこれらの事態への対処についての訓練その他の関係機関相互の緊密な連携協力の確保に資する施策を実施するものとする。

第八条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「指定公共機関が」の下に「武力攻撃事態等において」を加える。

第二章の章名中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加える。

第九条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又は存立危機事態」を加え、同条第二項第一号を次のように改める。

一 対処すべき事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は存立危機事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実

ロ 事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であると認定する場合にあっては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由

第九条第二項第二号中「武力攻撃事態等」の下に「又は存立危機事態」を加え、同条第三項中「においては」を「又は存立危機事態においては」に改め、同項第五号中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆



国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改め、同項第六号中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改め、同条第四項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加え、同条第五項第五号中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改める。

第十条第一項中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第十一条第一項中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改め、同条第三項中「武力攻撃事態等対策副本部長」を「事態対策副本部長」に、「武力攻撃事態等対策本部員」を「事態対策本部員」に改める。

第十三条第一項中「第二条第四号ロ」を「第二条第五号ロ」に改める。

第十八条中「、国際連合憲章第五十一条及び日米安保条約第五条第二項の規定に従って」を削り、「武

力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を、「について」の下に「、国際連合憲章第五十一条（武力攻撃の排除に当たって我が国が講じた措置にあつては、同条及び日米安保条約第五条第二項）の規定に従つて」を加える。

第三章を削る。

第二十四条第一項中「第二十七条」を「第二十四条」に改め、「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、第四章中同条を第二十一条とし、第二十五条を第二十二条とし、第二十六条を第二十三条とする。

第二十七条中「及び第六項」を「、第四項及び第七項」に、「第四条中」を「第四条第一項中」に改め、同条を第二十四条とする。

第四章を第三章とする。

（武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の一部改正）

第六条 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（

平成十六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律

第一条中「において、」を「において」に、「その他の当該行動」を「武力攻撃事態等又は存立危機事態において自衛隊と協力して武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必要な外国軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他のこれらの行動」に改める。

第二条第一号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」に改め、同条第五号中「武力攻撃事態等において、合衆国軍隊の行動(前号に規定する行動(武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等にあつては、日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な準備のための同号に規定する行動)をいう。以下同じ。)が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施する」を「次に掲げる」に、「第二条第四号」

を「第二条第五号」に改め、同号に次のように加える。

イ 武力攻撃事態等において、特定合衆国軍隊の行動（第六号に規定する行動（武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等にあつては、日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な準備のための同号に規定する行動）をいう。以下同じ。）が円滑かつ効果的に実施されるための措置

その他の特定合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置

ロ 武力攻撃事態等又は存立危機事態において、外国軍隊の行動（前号に規定する行動（武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等にあつては、自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な準備のための同号に規定する行動）をいう。以下同じ。）が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の外国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置

第二条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「合衆国軍隊」を「特定合衆国軍隊」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 外国軍隊 武力攻撃事態等又は存立危機事態において、自衛隊と協力して武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必要な行動を実施している外国の軍隊（特定合衆国軍隊を除く。）をいう。

第二条第三号の次に次の二号を加える。

四 存立危機事態 事態対処法第二条第四号に規定する存立危機事態をいう。

五 存立危機武力攻撃 事態対処法第二条第八号ハ(1)に規定する存立危機武力攻撃をいう。

第三条中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加える。

第四条中「武力攻撃」の下に「及び存立危機武力攻撃」を加える。

第五条中「から」の下に「武力攻撃事態等において」を加える。

第六条の見出し中「合衆国政府」を「合衆国政府等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、政府は、第三条の責務を果たすため、武力攻撃事態等又は存立危機事態の状況の認識及び武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関し、関係する外国政府と緊密な連絡を保つよう努めるものとする。

第七条中「武力攻撃事態等」の下に「又は存立危機事態」を加え、「合衆国軍隊の行動」を「特定合衆国軍隊の行動又は外国軍隊の行動（以下「特定合衆国軍隊等の行動」という。）」に、「の合衆国軍隊の行動」を「の特定合衆国軍隊等の行動」に改める。

第八条中「合衆国軍隊の行動」を「特定合衆国軍隊等の行動」に、「第二条第七号」を「第二条第八号」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「合衆国軍隊」を「特定合衆国軍隊」に改める。

第十三条第一項中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第十四条第一項中「合衆国軍隊の次の」を「特定合衆国軍隊の次の」に改め、同項第一号中「合衆国軍隊の行動」を「特定合衆国軍隊の行動」に改め、同項第二号中「合衆国軍隊車両」を「特定合衆国軍隊車両」に、「合衆国軍隊の使用する」に、「合衆国軍隊の行動」を「特定合衆国軍隊の行動」に改める。

第十五条第一項中「合衆国軍隊の用」を「特定合衆国軍隊の用」に改め、同条第二項及び第三項中「合衆国軍隊の行動」を「特定合衆国軍隊の行動」に改める。

（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律の一部改正）

第七条 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「同条第四号、同条第六号」を「同条第五号、同条第七号」に改め、同条第二項中「第二条第七号イ(1)」を「第二条第八号イ(1)」に改め、「行動」の下に「及び外国軍隊（武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第二条第七号に規定する外国軍隊をいう。）が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な行動」を加える。

第十八条第一項第一号中「第二条第七号イ(1)」を「第二条第八号イ(1)」に改める。

第二十一条中「第二十五条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

（武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正）

第八条 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律

第一条中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、「いう。以下同じ。」の下に「及び存立危機事態（同条第四号に規定する存立危機事態をいう。以下同じ。）」を加え、「我が国領海又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）における」を削る。

第二条第一号中「武力攻撃事態に」を「武力攻撃事態又は存立危機事態に」に、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、「同じ。」の下に「又は存立危機武力攻撃（同法第二条第八号ハ(1)に規定する存立危機武力攻撃をいう。次号において同じ。）」を加え、同条第二号中「外国軍隊等が所在する我が国」を「武力攻撃事態においては外国軍隊等が所在する我が国」に改め、「周辺の」の下に「公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）」上の地域を、存立危機事態においては外国軍隊等が所在する存立危機武



力攻撃を受けている外国の領域又は当該外国周辺の」を加える。

第四条第一項中「又は我が国周辺の」を、「外国の領海（海上自衛隊の部隊が第四章の規定による措置を行うことについて当該外国の同意がある場合に限る。）又は」に、「第四章」を「同章」に改める。

第十六条中「事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

第三十八条中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に、「第三条第四号」を「第三条第六号」に改める。

第五十八条中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

（武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正）

第九条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律

第一条中「武力攻撃事態」の下に「及び存立危機事態」を、「より、武力攻撃」の下に「又は存立危機

武力攻撃」を加える。

第二条第一項中「武力攻撃事態」の下に「及び存立危機事態」を加え、同条第三項中「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加える。

第三条第一号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「次号」を「以下この条」に改め、同条中第十八号を第二十号とし、第十一号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十号中「第四号ル」を「第六号ル」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「第四号ヌ」を「第六号ヌ」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号中「第四号リ」を「第六号リ」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「第四号ト」を「第六号ト」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「第四号ホ」を「第六号ホ」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号ハ中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改め、「（武力攻撃）」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加え、同号ニ、へ及びチ中「武力攻撃」の下に

「又は存立危機武力攻撃」を加え、同号を同条第六号とし、同条第三号中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を、「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加え、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 存立危機武力攻撃 事態対処法第二条第八号ハ(1)に規定する存立危機武力攻撃をいう。

四 存立危機事態 事態対処法第二条第四号に規定する存立危機事態をいう。

第四条中「事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

第十条中「第三条第四号イ」を「第三条第六号イ」に改める。

第十六条第一項中「第三条第四号ロ」を「第三条第六号ロ」に改め、同条第二項中「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加える。

第十八条第三号中「第三条第四号イ」を「第三条第六号イ」に改める。

第四十八条第三号中「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加える。

第八十二条第一項中「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を、「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

第三百三十七条第一項から第三項までの規定中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加え、同条第四項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を、「際して、武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加える。

第三百三十九条第一項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

第四百十条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加え、同条第三項中「第三条第四号ホ」を「第三条第六号ホ」に改める。

第四百十一条の見出しを「（武力攻撃事態又は存立危機事態の終了後の送還）」に改める。

第四百十六条第一項中「第三条第四号ロ」を「第三条第六号ロ」に改める。

第四百九条及び第四百六十八条第一項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

第四百七十一条第一項中「規定は」の下に「、武力攻撃事態に際して」を加える。

（国家安全保障会議設置法の一部改正）

第十条 国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「同じ。」の下に「又は存立危機事態」を加え、同項第五号中「武力攻撃事態

等」の下に「又は存立危機事態」を加え、同項第六号中「周辺事態」を「重要影響事態」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 国際平和共同対処事態への対処に関する重要事項

第二条第一項第十一号を同項第十三号とし、同項第十号中「周辺事態」を「存立危機事態、重要影響事態、国際平和共同対処事態」に、「第七号又は第八号」を「第九号又は第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する国際平和協力業務の実施等に関する重要事項

九 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第六章に規定する自衛隊の行動に関する重要事項（第四号から前号までに掲げるものを除く。）

第二条第二項中「第四号まで」の下に「及び次の各号」を加え、「第八号まで及び第十号に掲げる事項」を「第十号まで及び第十二号に掲げる事項（次の各号に掲げる事項を除く。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第八号に掲げる事項のうち次に掲げる措置に関するもの

イ 国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものの実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更（当該業務の終了に係る変更を含む。）

ロ 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号ラに掲げるものの実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更（当該業務の終了に係る変更を含む。）

ハ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七条第一項の規定による自衛官の国際連合への派遣

二 前項第九号に掲げる事項のうち自衛隊法第八十四条の三に規定する保護措置の実施に関するもの

第二条第三項中「周辺事態」を「存立危機事態、重要影響事態」に、「第十号」を「第十二号」に改める。

第五条第一項第一号中「第八号」を「第十号」に、「第十一号」を「第十三号」に改め、同項第二号中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十号」に改め、同項第三号中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十二号」に改める。

第九条第二項中「第八号まで」を「第七号まで、第九号、第十号」に、「第十号」を「第十二号」に、「同項第七号及び第八号」を「同項第九号及び第十号」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### （調整規定）

第二条 この法律の施行の日（附則第十条において「施行日」という。）が刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同法附則第十二条（見出しを含む。）中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」とあるのは、「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」

とする。

(道路交通法の一部改正)

第三条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第百十四条の五第一項中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に、「第二条第四号」を「第二条第六号」に、「合衆国軍隊」を「特定合衆国軍隊」に改める。

(国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律の一部改正)

第四条 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「以下」の下に「この号において」を、「確保」の下に「、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護」を、「設立」の下に「及び再建」を加え、「ために」を「ことを目的として、」に改め、「、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意並びに当該活



動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合）に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されることを旨として」を削り、「実施されるもの」の下に「のうち、次に掲げるもの」を加え、同号に次のように加える。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意並びに当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下この号において同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がいまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的

として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第五条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章 事態対処法の一部改正(第百九十五条)」を削る。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第二条第一項中「第六号」を「第七号」に改め、「第三号」の下に「及び第四号」を加え、同条第三項中「事態対処法第二十二條第一号に掲げる」を「次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための」に、「同号へ」を「第六号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置

二 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

三 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

四 運送及び通信に関する措置

五 国民の生活の安定に関する措置

六 被害の復旧に関する措置

第七十二条第一項中「第二十五条第一項」を「第二十二條第一項」に、「すべて」を「全て」に、「第二十五条第三項第二号」を「第二十二條第三項第二号」に改める。

第八十一条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十三條第一項」に、「第二十七条」を「第二十四条」に改める。

第八十三条の表第二十五条第一項の項中「第二十五条第四項」を「第二十二條第四項」に改める。  
第十一章を削る。

(武力紛争の際の文化財の保護に関する法律及び原子力規制委員会設置法の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の

確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

一 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十二号）第六条第一項

二 原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第十条第四項第三号

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三百四十一条（見出しを含む。）中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改める。

第三百四十二条（見出しを含む。）中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改め、同条のうち武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三条第十号及び第十二号の改正規定中「第三条第十号及び第十二

号」を「第三条第十三号及び第十四号」に改める。

(サイバーセキュリティ基本法の一部改正)

第八条 サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四百号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「第二十四条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

(防衛省設置法の一部改正)

第九条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十九号中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改める。

第十三条の表捕虜資格認定等審査会の項中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改める。

第三十条中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改める。

（防衛省設置法の一部改正に伴う調整規定）

第十条 施行日が防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の施行の日前である場合には、前条のうち防衛省設置法第三十条の改正規定中「第三十条」とあるのは、「第三十二条」とする。

（内閣府設置法の一部改正）

第十一条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十二号中「第三条第三号」を「第三条第五号」に、「同条第四号」を「同条第六号」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）

第十二条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）

の項中「第三条第七号イ」を「第三条第九号イ」に改め、同表周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）の項中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」を「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に改め、同表武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）の項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「第二条第四号イ」を「第二条第五号イ」に改める。

## 理由

我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して実施する合衆国軍隊等に対する後方支援活動等、国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



○	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（第一条関係）	1
○	国際連合平和維持活動等に対する協力の関係する法律（平成四年法律第七十九号）（第二条関係）	32
○	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）（第三条関係）	57
○	周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四十五号）（第四条関係）	69
○	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（第五条関係）	76
○	武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第一百三十三号）（第六条関係）	87
○	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第一百四十四号）（第七条関係）	93
○	武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第一百六十六号）（第八条関係）	95
○	武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第一百七十七号）（第九条関係）	98
○	国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（第十条関係）	107
○	道路交通法（昭和三十五年法律第五十五号）（附則第三条関係）	111
○	国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）（附則第四条関係）	112
○	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百二十二号）（附則第五条関係）	114
○	武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十二号）（附則第六条関係）	123
○	原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）（附則第六条関係）	124
○	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）（附則第七条関係）	125
○	サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）（附則第八条関係）	127
○	防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（附則第九条関係）	128
○	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第十条関係）	130
○	復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（附則第十二条関係）	131

改正案	現行
<p>（定義）            第二条（略）            2～4（略）            5 この法律（第九十四条の七第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。</p> <p>（自衛隊の任務）            第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。</p> <p>2 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。</p> <p>一 我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動</p> <p>二（略）</p>	<p>（定義）            第二条（略）            2～4（略）            5 この法律（第九十四条の六第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。</p> <p>（自衛隊の任務）            第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。</p> <p>2 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。</p> <p>一 我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動</p> <p>二（略）</p>

3 (略)

(特別の部隊の編成)

第二十二條 (略)

2 防衛大臣は、第七十七條の四の規定による国民保護等派遣、第八十二條の規定による海上における警備行動、第八十二條の二の規定による海賊対処行動、第八十二條の三第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第八十三條第二項の規定による災害派遣、第八十三條の二の規定による地震防災派遣、第八十三條の三の規定による原子力災害派遣、第八十四條の三第一項の規定による保護措置、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。

3 (略)

(捕虜收容所)

第二十九條の二 捕虜收容所においては、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)の規定による捕虜等の抑留及び送還のほか、防衛大臣の定める事務を行う。

2・3 (略)

(防衛出動)

第七十六條 内閣総理大臣は、次に掲げる事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)

3 (略)

(特別の部隊の編成)

第二十二條 (略)

2 防衛大臣は、第七十七條の四の規定による国民保護等派遣、第八十二條の規定による海上における警備行動、第八十二條の二の規定による海賊対処行動、第八十二條の三第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第八十三條第二項の規定による災害派遣、第八十三條の二の規定による地震防災派遣、第八十三條の三の規定による原子力災害派遣、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。

3 (略)

(捕虜收容所)

第二十九條の二 捕虜收容所においては、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)の規定による捕虜等の抑留及び送還のほか、防衛大臣の定める事務を行う。

2・3 (略)

(防衛出動)

第七十六條 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃(以下「武力攻撃」という。)が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合におい

。第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない

一 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態

二 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

2  
(略)

(防衛施設構築の措置)

第七十七条の二 防衛大臣は、事態が緊迫し、第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、同項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認める地域(以下「展開予定地域」という。)があるときは、内閣総理大臣の承認を得た上、その範囲を定めて、自衛隊の部隊等に当該展開予定地域内において陣地その他の防御のための施設(以下「防衛施設」という。)を構築する措置を命ずることができ

(防衛出動下令前の行動関連措置)

第七十七条の三 防衛大臣又はその委任を受けた者は、事態が緊迫し、第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する

ては、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

(新設)

(新設)

2  
(略)

(防衛施設構築の措置)

第七十七条の二 防衛大臣は、事態が緊迫し、第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、同項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認める地域(以下「展開予定地域」という。)があるときは、内閣総理大臣の承認を得た上、その範囲を定めて、自衛隊の部隊等に当該展開予定地域内において陣地その他の防御のための施設(以下「防衛施設」という。)を構築する措置を命ずることができ

(防衛出動下令前の行動関連措置)

第七十七条の三 防衛大臣又はその委任を受けた者は、事態が緊迫し、第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(

措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）の定めるところにより、行動関連措置としての物品の提供を実施することができる。

2 防衛大臣は、前項に規定する場合において、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の定めるところにより、防衛省の機関及び部隊等に行動関連措置としての役務の提供を行わせることができる。

（国民保護等派遣）

第七十七条の四 防衛大臣は、都道府県知事から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第十五条第一項の規定による要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は事態対策本部長から同条第二項の規定による求めがあつたときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該要請又は求めに係る国民の保護のための措置を実施するため、部隊等を派遣することができる。

2 (略)

（海上保安庁の統制）

第八十条 内閣総理大臣は、第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第七十八条第一項の規定による自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができる。

2・3 (略)

平成十六年法律第百十三号）の定めるところにより、行動関連措置としての物品の提供を実施することができる。

2 防衛大臣は、前項に規定する場合において、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の定めるところにより、防衛省の機関及び部隊等に行動関連措置としての役務の提供を行わせることができる。

（国民保護等派遣）

第七十七条の四 防衛大臣は、都道府県知事から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第十五条第一項の規定による要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は武力攻撃事態等対策本部長から同条第二項の規定による求めがあつたときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該要請又は求めに係る国民の保護のための措置を実施するため、部隊等を派遣することができる。

2 (略)

（海上保安庁の統制）

第八十条 内閣総理大臣は、第七十六条第一項又は第七十八条第一項の規定による自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができる。

2・3 (略)

(機雷等の除去)

第八十四条の二 (略)

(在外邦人等の保護措置)

第八十四条の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体の保護のための措置(輸送を含む。以下「保護措置」という。)を行うことの依頼があつた場合において、外務大臣と協議し、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、部隊等に当該保護措置を行わせることができる。

一 当該外国の領域の当該保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たつており、かつ、戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。第九十五条の二第一項において同じ。)が行われることがないと認められること。

二 自衛隊が当該保護措置(武器の使用を含む。)を行うことについて、当該外国(国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つて当該外国において施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関)の同意があること。

三 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と第一号に規定する当該外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保されると見込まれること。

2 | 内閣総理大臣は、前項の規定による外務大臣と防衛大臣の協議の結果を踏まえて、同項各号のいずれにも該当すると認める場合に限り、同項の承認をするものとする。

(機雷等の除去)

第八十四条の二 (略)

(新設)

3 防衛大臣は、第一項の規定により保護措置を行わせる場合において、外務大臣から同項の緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある外国人として保護することを依頼された者その他の当該保護措置と併せて保護を行うことが適当と認められる者（第九十四条の五第一項において「その他の保護対象者」という。）の生命又は身体の保護のための措置を部隊等に行わせることができる。

（在外邦人等の輸送）

第八十四条の四（略）

2（略）

3 第一項の輸送は、前項に規定する航空機又は船舶のほか、特に必要があると認められるときは、当該輸送に適する車両（当該輸送のために借り受けて使用するものを含む。第九十四条の六において同じ。）により行うことができる。

（後方支援活動等）

第八十四条の五 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を実施することができる。

一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号） 後方支援活動としての物品の提供

二 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号） 後方支援活動又は協力支援

（在外邦人等の輸送）

第八十四条の三（略）

2（略）

3 第一項の輸送は、前項に規定する航空機又は船舶のほか、特に必要があると認められるときは、当該輸送に適する車両（当該輸送のために借り受けて使用するものを含む。第九十四条の五において同じ。）により行うことができる。

（後方地域支援等）

第八十四条の四 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）又は周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）の定めるところにより、後方地域支援としての物品の提供を実施することができる。

（新設）

（新設）

活動としての物品の提供

三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号） 大規模な災害に対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊に対する物品の提供

四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第 号） 協力支援活動としての物品の提供

2 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を行わせることができる。

一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律 防衛省の機関又は部隊等による後方支援活動としての役務の提供及び部隊等による捜索救助活動

二 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律 部隊等による船舶検査活動及びその実施に伴う後方支援活動又は協力支援活動としての役務の提供

三 (略)

四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 部隊等による国際平和協力業務、委託に基づく輸送及び大規模な災害に対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊に対する役務の提供

五 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律 部隊等による協力支援活動としての役務の提供及び部隊等による捜索救助活動

(防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限)

第九十二条 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、

(新設)

(新設)

2 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を行わせることができる。

一 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律 防衛省の機関又は部隊等による後方地域支援としての役務の提供及び部隊等による後方地域捜索救助活動

二 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律 部隊等による船舶検査活動及びその実施に伴う後方地域支援としての役務の提供

三 (略)

四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号） 部隊等による国際平和協力業務及び委託に基づく輸送

(新設)

(防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限)

第九十二条 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、第八十八条の規定により武力を行使するほか、必要に応じ



第八十八条の規定により武力を行使するほか、必要に応じ、公共の秩序を維持するため行動することができる。

2 警察官職務執行法及び第九十条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、海上保安庁法第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、同法第二十条第二項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは「防衛大臣の指定する者」と、海上保安庁法第二十条第二項中「前項において準用する警察官職務執行法第七条」とあるのは「この項において準用する警察官職務執行法第七条及びこの法律第九十条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「この項において準用する海上保安庁法第十七条第一項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のため行う職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(防衛出動時の緊急通行)

第九十二条の二 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該自衛隊の行動に係る地域内を緊急に移動する場合において、通行に支障が

、公共の秩序を維持するため行動することができる。

2 警察官職務執行法及び第九十条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、海上保安庁法第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、同法第二十条第二項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは「防衛大臣の指定する者」と、海上保安庁法第二十条第二項中「前項において準用する警察官職務執行法第七条」とあるのは「この項において準用する警察官職務執行法第七条及びこの法律第九十条第一項」と、「第十七条第一項」とあるのは「この項において準用する海上保安庁法第十七条第一項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のため行う職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(防衛出動時の緊急通行)

第九十二条の二 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該自衛隊の行動に係る地域内を緊急に移動する場合において、通行に支障がある場所をう回するため必要が

ある場所をう回するため必要があるときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地若しくは水面を通行することができる。この場合において、当該通行のために損害を受けた者から損失の補償の要求があるときは、政令で定めるところにより、その損失を補償するものとする。

第九十四条の二 次に掲げる自衛官は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第二章第三節に規定する避難住民の誘導に関する措置、同法第四章第二節に規定する応急措置等及び同法第百五十五条に規定する交通の規制等に関する措置をとることができる。

一 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官のうち、第九十二条第一項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務に従事する者

二 (略)

三 第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第一項に規定する対処基本方針において、同条第二項第三号に定める事項として内閣総理大臣が当該出動を命ずる旨が記載されている場合の当該出動に係る自衛官に限る。）

2 次に掲げる自衛官は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第八章に規定する緊急対処事態に対処するための措置をとることができる。

一 (略)

あるときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地若しくは水面を通行することができる。この場合において、当該通行のために損害を受けた者から損失の補償の要求があるときは、政令で定めるところにより、その損失を補償するものとする。

第九十四条の二 次に掲げる自衛官は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第二章第三節に規定する避難住民の誘導に関する措置、同法第四章第二節に規定する応急措置等及び同法第百五十五条に規定する交通の規制等に関する措置をとることができる。

一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官のうち、第九十二条第一項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務に従事する者

二 (略)

三 第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第一項に規定する対処基本方針において、同条第二項第三号に定める事項として内閣総理大臣が当該出動を命ずる旨が記載されている場合の当該出動に係る自衛官に限る。）

2 次に掲げる自衛官は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第八章に規定する緊急対処事態に対処するための措置をとることができる。

一 (略)

二 第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に關する法律第二十二条第一項に規定する緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に關する法律第八十三条において準用する同法第十四条第一項に規定する武力攻撃に準ずる攻撃に対処するため当該出動を命ぜられた場合の当該出動に係る自衛官に限る。）

第九十四条の四（略）

（在外邦人等の保護措置の際の権限）

第九十四条の五 第八十四条の三第一項の規定により外国の領域において保護措置を行う職務に従事する自衛官は、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する場合であつて、その職務を行うに際し、自己若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の生命若しくは身体の防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2| 第八十九条第二項の規定は、前項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

3| 第一項に規定する自衛官は、第八十四条の三第一項第一号に該当しない場合であつても、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応

二 第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に關する法律第二十二条第一項に規定する緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に關する法律第八十三条において準用する同法第十四条第一項に規定する武力攻撃に準ずる攻撃に対処するため当該出動を命ぜられた場合の当該出動に係る自衛官に限る。）

第九十四条の四（略）

（新設）

じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。  
ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(在外邦人等の輸送の際の権限)

第九十四条の六 第八十四条の四第一項の規定により外国の領域において同項の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる航空機、船舶若しくは車両の所在する場所、輸送対象者（当該自衛官の管理の下に入った当該輸送の対象である邦人又は同項後段の規定により同乗させる者をいう。以下この条において同じ。）を当該航空機、船舶若しくは車両まで誘導する経路、輸送対象者が当該航空機、船舶若しくは車両に乗り込むために待機している場所又は輸送経路の状況の確認その他の当該車両の所在する場所を離れて行う当該車両による輸送の実施に必要な業務が行われる場所においてその職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員又は輸送対象者その他その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(後方支援活動等の際の権限)

第九十四条の七 第三条第二項に規定する活動に従事する自衛官又はその実施を命ぜられた部隊等の自衛官であつて、次の各号に掲げるものは、それぞれ、当該各号に定める場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

(在外邦人等の輸送の際の権限)

第九十四条の五 第八十四条の三第一項の規定により外国の領域において同項の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる航空機、船舶若しくは車両の所在する場所、輸送対象者（当該自衛官の管理の下に入った当該輸送の対象である邦人又は同項後段の規定により同乗させる者をいう。以下この条において同じ。）を当該航空機、船舶若しくは車両まで誘導する経路、輸送対象者が当該航空機、船舶若しくは車両に乗り込むために待機している場所又は輸送経路の状況の確認その他の当該車両の所在する場所を離れて行う当該車両による輸送の実施に必要な業務が行われる場所においてその職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員又は輸送対象者その他その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(後方地域支援等の際の権限)

第九十四条の六 第三条第二項に規定する活動に従事する自衛官又はその実施を命ぜられた部隊等の自衛官であつて、次の各号に掲げるものは、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、当該活動について定める法律の定めるところに

一 第八十四条の五第二項第一号に規定する後方支援活動としての役務の提供又は搜索救助活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官 自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者若しくは自己と共にその宿営する宿营地（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第十一条第五項に規定する宿营地をいう。）に所在する者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

二 第八十四条の五第二項第二号に規定する船舶検査活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官 自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

三 第八十四条の五第二項第四号に規定する国際平和協力業務に従事する自衛官（次号及び第五号に掲げるものを除く。） 自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員（第二条第五項に規定する隊員をいう。）、国際平和協力隊の隊員（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第十条に規定する協力隊の隊員をいう。）若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者若しくは自己と共にその宿営する宿营地（同法第二十五条第七項に規定する宿营地をいう。）に所在する者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

四 第八十四条の五第二項第四号に規定する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号トに掲げるもの又はこれに類するものとして同号ナ

より、武器を使用することができる。

一 第八十四条の四第二項第一号に規定する後方地域支援としての役務の提供又は後方地域搜索救助活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官 自己と共に当該職務に従事する者

二 第八十四条の四第二項第二号に規定する船舶検査活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官 自己と共に当該職務に従事する者

三 第八十四条の四第二項第四号に規定する国際平和協力業務に従事する自衛官 自己と共に現場に所在する他の隊員（第二条第五項に規定する隊員をいう。）、国際平和協力隊の隊員（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第十条に規定する協力隊の隊員をいう。）又は当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者

（新設）

政令で定めるものに従事する自衛官 前号に定める場合又はその業務を行うに際し、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産を防護し、若しくはその業務を妨害する行為を排除するた  
めやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

五 第八十四条の五第二項第四号に規定する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号ラに掲げるものに従事する自衛官 第三号に定める場合又はその業務を行うに際し、自己若しくはその保護しようとする活動関係者（同条第五号ラに規定する活動関係者をいう。）の生命若しくは身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

六 第八十四条の五第二項第五号に規定する協力支援活動としての役務の提供又は搜索救助活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官 自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者若しくは自己と共にその宿営する宿营地（国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第十一条第五項に規定する宿营地をいう。）に所在する者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

（防衛出動時における海上輸送の規制のための権限）  
第九十四条の八 第七十六条第一項の規定による出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官は、武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

（新設）

（新設）

（防衛出動時における海上輸送の規制のための権限）  
第九十四条の七 第七十六条第一項の規定による出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官は、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

(捕虜等の取扱いの権限)

第九十四条の九 自衛官は、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

(自衛隊の武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料(以下「武器等」という。)を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条の二 自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織(次項において「合衆国軍隊等」という。)の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動(共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。)に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があつた場合であつて、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする。

(捕虜等の取扱いの権限)

第九十四条の八 自衛官は、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

(武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護するに当たり、人又は武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(新設)

(自衛隊の施設の警護のための武器の使用)

第九十五条の三 自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であつて、自衛隊の武器等を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の六 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国軍隊（アメリカ合衆国の軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

- 一 自衛隊及び合衆国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する合衆国軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当する合衆国軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第六号に規定する特定合衆国軍隊、同条第七号に規定する外国軍隊に該当する合衆国軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一

(自衛隊の施設の警護のための武器の使用)

第九十五条の二 自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であつて、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の六 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国軍隊（アメリカ合衆国の軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

- 一 自衛隊との共同訓練を行う合衆国軍隊（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号及び武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第四号に規定する合衆国軍隊を除く。第三号から第五号までにおいて同じ。）



項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当する合衆国軍隊を除く。次号から第四号まで及び第六号から第十一号までにおいて同じ。）

二 部隊等が第八十一条の二第一項第二号に掲げる施設及び区域に係る同項の警護を行う場合において、当該部隊等と共に当該施設及び区域内に所在して当該施設及び区域の警護を行う合衆国軍隊

三 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

四 自衛隊の部隊が第八十二条の三第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動をとる場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

五 (略)

六 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

七 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行う合衆国軍隊

八 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う

(新設)

(新設)

(新設)

二 (略)

(新設)

三 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該輸送と同種の活動を行う合衆国軍隊

四 部隊等が第八十四条の四第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う

合衆国軍隊

九 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

十 (略)

十一 第一号から第九号までに掲げるもののほか、訓練、連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により合衆国軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、訓練、連絡調整その他の日常的な活動を行う合衆国軍隊

2 (略)

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げる合衆国軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号、第十号及び第十一号に掲げる合衆国軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第九号までに掲げる合衆国軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

（オーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供）

合衆国軍隊

（新設）

五 (略)

（新設）

2 (略)

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げる合衆国軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号及び第五号に掲げる合衆国軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二 第一項第二号から第四号までに掲げる合衆国軍隊 補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4 第一項に規定する物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供は含まないものとする。

（オーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供）

第百条の八 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるオーストラリア軍隊（オーストラリアの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該オーストラリア軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及びオーストラリア軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するオーストラリア軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するオーストラリア軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当するオーストラリア軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するオーストラリア軍隊を除く。第三号から第六号までにおいて同じ。）

二 (略)

三 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置としての輸送を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在してこれらの輸送と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

四 部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

五・六 (略)

第百条の八 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるオーストラリア軍隊（オーストラリアの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該オーストラリア軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 自衛隊及びオーストラリア軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するオーストラリア軍隊

二 (略)

三 部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該輸送と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

四 部隊等が第八十四条の四第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

五・六 (略)

2  
3  
4 (略)

(防衛出動時における物資の収用等)

第百三条 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該自衛隊の行動に係る地域において自衛隊の任務遂行上必要があるとする者の要請に基づき、病院、診療所その他政令で定める施設(以下この条において「施設」という。)を管理し、土地、家屋若しくは物資(以下この条において「土地等」という。)を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用することができる。ただし、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、防衛大臣又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。

2  
3  
4 (略)

(展開予定地域内の土地の使用等)

第百三条の二 (略)

2  
3 (略)

4 第一項の規定により土地を使用している場合において、第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該土地が前条第一項又は第二項の規定の適用を受ける地域に含まれることとなったときは、前三項の規定により都道府県知事がした処分、手続その他の行為は、前条の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(電気通信設備の利用等)

2  
3  
4 (略)

(防衛出動時における物資の収用等)

第百三条 第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該自衛隊の行動に係る地域において自衛隊の任務遂行上必要があるとする者の要請に基づき、病院、診療所その他政令で定める施設(以下本条中「施設」という。)を管理し、土地、家屋若しくは物資(以下本条中「土地等」という。)を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用することができる。ただし、事態に照らし緊急を要するときは、防衛大臣又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。

2  
3  
4 (略)

(展開予定地域内の土地の使用等)

第百三条の二 (略)

2  
3 (略)

4 第一項の規定により土地を使用している場合において、第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該土地が前条第一項又は第二項の規定の適用を受ける地域に含まれることとなったときは、前三項の規定により都道府県知事がした処分、手続その他の行為は、前条の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(電気通信設備の利用等)

第四百四条 防衛大臣は、第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があると認める場合には、緊急を要する通信を確保するため、総務大臣に対し、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 (略)

(消防法の適用除外)  
第四百十五条の二 (略)

2 (略)

3 消防法第十七条の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替の工事を行った同法第十七条第一項の防火対象物で政令で定めるものについては、第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収（次条から第十五条の二十四までにおいて単に「撤収」という。）を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、適用しない。

4 (略)

(墓地、埋葬等に関する法律の適用除外)

第四百十五条の四 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第

第四百四条 防衛大臣は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要があると認める場合には、緊急を要する通信を確保するため、総務大臣に対し、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する電気通信設備を使用することに関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 (略)

(消防法の適用除外)  
第四百十五条の二 (略)

2 (略)

3 消防法第十七条の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替の工事を行った同法第十七条第一項の防火対象物で政令で定めるものについては、第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収（次条から第十五条の二十四までにおいて単に「撤収」という。）を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、適用しない。

4 (略)

(墓地、埋葬等に関する法律の適用除外)

第四百十五条の四 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第

四十八号) 第四条及び第五条第一項の規定は、第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられた自衛隊の行動に係る地域において死亡した当該自衛隊の隊員及び抑留対象者(武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三条第六号に規定する抑留対象者をいい、同法第四条の規定によりその身体を拘束されている間に死亡したものを除く。)の死体の埋葬及び火葬であつて当該自衛隊の部隊等が行うものについては、適用しない。

(医療法の適用除外等)

第一百五十五条の五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定は、第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の規定により出動待機命令(第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係るものに限る。)|を受けた自衛隊の部隊等が臨時に開設する医療を行うための施設については、適用しない。

2 前項の医療を行うための施設は、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十四条第二項、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十三条第二項、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十六条第二項、歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)第二条第三項ただし書及び第十八条ただし書、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)第十三条第一項ただし書、臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十条の三第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第二条第十二項ただし書、薬剤師法(昭和三十五年法律第四十六号)第二十二條

四十八号) 第四条及び第五条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の行動に係る地域において死亡した当該自衛隊の隊員及び抑留対象者(武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三条第四号に規定する抑留対象者をいい、同法第四条の規定によりその身体を拘束されている間に死亡したものを除く。)の死体の埋葬及び火葬であつて当該自衛隊の部隊等が行うものについては、適用しない。

(医療法の適用除外等)

第一百五十五条の五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の規定により出動待機命令を受けた自衛隊の部隊等が臨時に開設する医療を行うための施設については、適用しない。

2 前項の医療を行うための施設は、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十四条第二項、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十三条第二項、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十六条第二項、歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)第二条第三項ただし書及び第十八条ただし書、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)第十三条第一項ただし書、臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十条の三第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第二条第十二項ただし書、第四十六条第二項及び第四十九条第一項ただし書、薬剤

ただし書並びに救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条  
第一項及び第四十四条第二項ただし書の規定の適用についてはこ  
れらの規定に規定する病院と、麻薬及び向精神薬取締法第五十条  
の十六第一項第一号及び第二項の規定の適用については同条に規  
定する病院等と、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性  
の確保等に関する法律第三十四条第三項の規定の適用については  
同項に規定する薬局開設者等と、同法第四十六条第二項及び第四  
十九条第一項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規  
定する薬剤師等とみなす。

（漁港漁場整備法の特例）

第十五条の六 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）  
の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による  
措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が漁港漁場整備法（昭和二十五  
年法律第三十七号）第三十九条第一項の規定により許可を要す  
る行為をしようとする場合における同条第四項の規定の適用につ  
いては、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令  
が解除されるまでの間は、同法第三十九条第四項中「協議する」  
とあるのは、「その旨を通知する」とする。

2 （略）

（建築基準法の特例）

第十五条の七 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、  
又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊  
等が行う破損した建築物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築  
については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八  
十五条第一項本文、第三項本文及び第四項の規定を準用する。この  
場合において、同条第三項本文中「その建築工事を完了した後三

師法（昭和三十五年法律第四百十六号）第二十二条ただし書並び  
に救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第一項及び第  
四十四条第二項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に  
規定する病院と、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十六第一項  
第一号及び第二項の規定の適用については同条に規定する病院等  
と、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関  
する法律第三十四条第三項の規定の適用については同項に規定す  
る薬局開設者等とみなす。

（漁港漁場整備法の特例）

第十五条の六 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、  
又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊  
等が漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第三十九  
条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合にお  
ける同条第四項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は  
第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法  
第三十九条第四項中「協議する」とあるのは、「その旨を通知す  
る」とする。

2 （略）

（建築基準法の特例）

第十五条の七 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、  
又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊  
等が行う破損した建築物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築  
については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八  
十五条第一項本文、第三項本文及び第四項の規定を準用する。この  
場合において、同条第三項本文中「その建築工事を完了した後三

月を超えて」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に關する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第十一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七条の二の規定による命令が解除された後においても」と、「その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可」とあるのは「当該撤収の命令又は命令の解除があつた後、速やかに、特定行政庁に申請し、その許可」と読み替えるものとする。

（港湾法の特例）

第百十五条の八 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項又は第五十六条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第三十七条第三項（同法第五十六条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十七条第三項中「とあるのは「港湾管理者と協議し」と、前項中「許可をし」とあるのは「協議に応じ」とあるのは、「とあるのは、「あらかじめ、その旨を港湾管理者に通知し」とする。

2 5 4 （略）

（土地収用法の適用除外）

第百十五条の九 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十八条の三第一項（同法第百三十八条第一項において準用する

月を超えて」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に關する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第十一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七条の二の規定による命令が解除された後においても」と、「その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可」とあるのは「当該撤収の命令又は命令の解除があつた後、速やかに、特定行政庁に申請し、その許可」と読み替えるものとする。

（港湾法の特例）

第百十五条の八 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項又は第五十六条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第三十七条第三項（同法第五十六条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十七条第三項中「とあるのは「港湾管理者と協議し」と、前項中「許可をし」とあるのは「協議に応じ」とあるのは、「とあるのは、「あらかじめ、その旨を港湾管理者に通知し」とする。

2 5 4 （略）

（土地収用法の適用除外）

第百十五条の九 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十八条の三第一項（同法第百三十八条第一項において準用する



場合を含む。)の規定は、第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

(森林法の特例)

第百十五条の十 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の八第一項の規定により届出を要する立木の伐採に対する同項の規定の適用については、同項中「伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ」とあるのは「伐採したときは」と、「森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採年齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければ」とあるのは「その旨を通知しなければ」とする。

254 (略)

(道路法の特例)

第百十五条の十一 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)第三項において同じ。)の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が、破損し、又は欠壊している道路を通行するために応急措置として行う道路に関する工事については、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十四条の規定にかかわらず、同条本文の承認を受けることを要しない。この場合において、当該部隊等の長は、当該道路に関する工事の概要を着手後速やかに当該承認の権限を有する者に通知しなければならない。

場合を含む。)の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

(森林法の特例)

第百十五条の十 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の八第一項の規定により届出を要する立木の伐採に対する同項の規定の適用については、同項中「伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ」とあるのは「伐採したときは」と、「森林の所在場所、伐採面積、伐採年齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければ」とあるのは「その旨を通知しなければ」とする。

254 (略)

(道路法の特例)

第百十五条の十一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が、破損し、又は欠壊している道路を通行するために応急措置として行う道路に関する工事については、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十四条の規定にかかわらず、同条本文の承認を受けることを要しない。この場合において、当該部隊等の長は、当該道路に関する工事の概要を着手後速やかに当該承認の権限を有する者に通知しなければならない。

255 (略)

(土地区画整理法の適用除外)

第百十五条の十二 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第七十六条第一項の規定は、第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない。

(都市公園法の特例)

第百十五条の十三 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。第三項において同じ。)の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う都市公園又は公園予定区域の占用に対する都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第九条(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九条中「第七条各号に掲げる工作物」とあるのは「工作物」と、「と公園管理者との協議が成立すること」とあるのは「があらかじめ公園管理者に占用の目的、占用の期間、占用の場所及び工作物その他の物件又は施設の構造を通知すること」とする。この場合において、同法第二十七条(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

253 (略)

(海岸法の特例)

第百十五条の十四 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)

255 (略)

(土地区画整理法の適用除外)

第百十五条の十二 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第七十六条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、適用しない。

(都市公園法の特例)

第百十五条の十三 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う都市公園又は公園予定区域の占用に対する都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第九条(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九条中「第七条各号に掲げる工作物」とあるのは「工作物」と、「と公園管理者との協議が成立すること」とあるのは「があらかじめ公園管理者に占用の目的、占用の期間、占用の場所及び工作物その他の物件又は施設の構造を通知すること」とする。この場合において、同法第二十七条(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

253 (略)

(海岸法の特例)

第百十五条の十四 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ

〔の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第七條第一項、第八條第一項、第三十七條の四又は第三十七條の五の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第十條第二項（同法第三十七條の八において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第十條第二項中「協議する」とあるのは、「その旨を通知する」とする。

2 (略)

(自然公園法の特例)

第百十五條の十五 第七十六條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項又は第三十三条第一項の規定により許可又は届出を要するものをしようとする場合における同法第二十三条第三項ただし書又は第六十八條の規定の適用については、同法第二十三条第三項第一号中「第六十八條第一項後段の規定による協議」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五條の十五第一項の規定により読み替えられた第六十八條第一項後段の規定による通知」と、同法第六十八條第一項中「協議しなければ」とあるのは「その旨を通知しなければ」と、同条第三項中「これらの規定による届出の例により」とあるのは「あらかじめ」とする。

2・3 (略)

、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第七條第一項、第八條第一項、第三十七條の四又は第三十七條の五の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第十條第二項（同法第三十七條の八において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第十條第二項中「協議する」とあるのは、「その旨を通知する」とする。

2 (略)

(自然公園法の特例)

第百十五條の十五 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項又は第三十三条第一項の規定により許可又は届出を要するものをしようとする場合における同法第二十三条第三項ただし書又は第六十八條の規定の適用については、同法第二十三条第三項第一号中「第六十八條第一項後段の規定による協議」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五條の十五第一項の規定により読み替えられた第六十八條第一項後段の規定による通知」と、同法第六十八條第一項中「協議しなければ」とあるのは「その旨を通知しなければ」と、同条第三項中「これらの規定による届出の例により」とあるのは「あらかじめ」とする。

2・3 (略)

(道路交通法の特例)

第百十五條の十六 第七十六條第一項(第一号に係る部分に限る。)  
]の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて道路交通法第七十七條第一項の規定により許可を要するものに対する同項の規定の適用については、撤収を命ぜられるまでの間は、同項中「の許可(当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)」を受けなければならない」とあるのは、「にあらかじめ当該行為の概要を通知しなければならない。この場合において、当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長に通知すれば足りる」とする。

2・3 (略)

(河川法の特例)

第百十五條の十七 第七十六條第一項(第一号に係る部分に限る。)  
]の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十三條、第二十四條、第二十五條、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第五十五條第一項、第五十七條第一項、第五十八條の四第一項又は第五十八條の六第一項の規定により許可を要する行為(同法第二十七條第四項に規定する一定の河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土を除く。)をしようとする場合における同法第九十五條(同法第百條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九十五條中「国と

(道路交通法の特例)

第百十五條の十六 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて道路交通法第七十七條第一項の規定により許可を要するものに対する同項の規定の適用については、撤収を命ぜられるまでの間は、同項中「の許可(当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)」を受けなければならない」とあるのは、「にあらかじめ当該行為の概要を通知しなければならない。この場合において、当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長に通知すれば足りる」とする。

2・3 (略)

(河川法の特例)

第百十五條の十七 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十三條、第二十四條、第二十五條、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第五十五條第一項、第五十七條第一項又は第五十八條の六第一項の規定により許可を要する行為(同法第二十七條第四項に規定する一定の河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土を除く。)をしようとする場合における同法第九十五條(同法第百條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九十五條中「国と河川管理者との協議が成立する

河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可、登録又は承認があつたものとみなす」とあるのは、「これらの規定にかかわらず、国があらかじめ河川管理者に当該行為をしようとする旨を通知することをもつて足りる」とする。

2 (略)

(首都圏近郊緑地保全法の適用除外)

第百十五條の十八 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一號)第七條第一項及び第三項の規定は、第七十六條第一項(第一號に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律の適用除外)

第百十五條の十九 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三號)第八條第一項及び第三項の規定は、第七十六條第一項(第一號に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

(都市緑地法の特例)

第百十五條の二十一 第七十六條第一項(第一號に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二號)第十四條第一項の規定により許可を要するものをし

ことをもつて、これらの規定による許可、登録又は承認があつたものとみなす」とあるのは、「これらの規定にかかわらず、国があらかじめ河川管理者に当該行為をしようとする旨を通知することをもつて足りる」とする。

2 (略)

(首都圏近郊緑地保全法の適用除外)

第百十五條の十八 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一號)第七條第一項及び第三項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律の適用除外)

第百十五條の十九 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三號)第八條第一項及び第三項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

(都市緑地法の特例)

第百十五條の二十一 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七條の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二號)第十四條第一項の規定により許可を要するものをしようとする場合における同條第

ようとする場合における同条第八項後段の規定の適用については、同項後段中「都道府県知事等に協議しなければ」とあるのは、「同項の許可の権限を有する者にその旨を通知しなければ」とする。

2・3 (略)

(景観法の特例)

第百十五條の二十二 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が行う破損した建築物若しくは工作物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築等（景観法第十六條第一項第一号に規定する建築等をいう。）若しくは応急仮設工作物の建設等（同項第二号に規定する建設等をいう。）若しくは設置については、同法第七十七條第一項、第三項本文及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項本文中「その工事を完了した後三月を超えて」とあるのは「自衛隊法第七十六條第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九條第十一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七條の二の規定による命令が解除された後においても」と、「その超えることとなる日前に、市町村長の許可」とあるのは「当該撤収の命令又は命令の解除があつた後、速やかに市町村長に申請し、その許可」と読み替えるものとする。

（排他的經濟水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の特例）

第百十五條の二十三 第七十六條第一項（第一号に係る部分に限る）

八項後段の規定の適用については、同項後段中「都道府県知事等に協議しなければ」とあるのは、「同項の許可の権限を有する者にその旨を通知しなければ」とする。

2・3 (略)

(景観法の特例)

第百十五條の二十二 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が行う破損した建築物若しくは工作物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築等（景観法第十六條第一項第一号に規定する建築等をいう。）若しくは応急仮設工作物の建設等（同項第二号に規定する建設等をいう。）若しくは設置については、同法第七十七條第一項、第三項本文及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項本文中「その工事を完了した後三月を超えて」とあるのは「自衛隊法第七十六條第二項若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九條第十一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十七條の二の規定による命令が解除された後においても」と、「その超えることとなる日前に、市町村長の許可」とあるのは「当該撤収の命令又は命令の解除があつた後、速やかに市町村長に申請し、その許可」と読み替えるものとする。

（排他的經濟水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の特例）

第百十五條の二十三 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜら

。の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第五条第一項又は第九条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第六条第二項又は第九条第五項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第六条第二項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、同条第二項中「許可の申請」とあるのは「協議」と、「その申請」とあるのは「その協議」と、「これを許可しては」とあるのは「その協議に応じては」とあり、及び同法第九条第五項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、前二項中「許可をしては」とあるのは「協議に応じては」とあるのは、「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければ」とする。

## 2 (略)

(津波防災地域づくりに関する法律の特例)

第百十五条の二十四 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二十二条第一項又は第二十三条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第二十五条の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるま

れ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第五条第一項又は第九条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第六条第二項又は第九条第五項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第六条第二項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、同条第二項中「許可の申請」とあるのは「協議」と、「その申請」とあるのは「その協議」と、「これを許可しては」とあるのは「その協議に応じては」とあり、及び同法第九条第五項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、前二項中「許可をしては」とあるのは「協議に応じては」とあるのは、「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければ」とする。

## 2 (略)

(津波防災地域づくりに関する法律の特例)

第百十五条の二十四 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二十二条第一項又は第二十三条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第二十五条の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第二十五条中「

の間は、同法第二十五条中「国又は地方公共団体と津波防護施設管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可があつたものとみなす」とあるのは、「これらの規定にかかわらず、国があらかじめ津波防護施設管理者に当該行為をしようとする旨を通知することをもって足りる」とする。

2 (略)

第二百二十二条 (略)

第二百二十二条の二 第一百九条第一項第七号及び第八号並びに前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第一百九条第二項の罪(同条第一項第七号又は第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者に係るものに限る。)及び前条第二項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第二百二十三条 (略)

国又は地方公共団体と津波防護施設管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可があつたものとみなす」とあるのは、「これらの規定にかかわらず、国があらかじめ津波防護施設管理者に当該行為をしようとする旨を通知することをもって足りる」とする。

2 (略)

第二百二十二条 (略)

(新設)

第二百二十三条 (略)



改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 国際平和協力本部（第四条・第五条）</p> <p>第三章 国際平和協力業務等</p> <p>第一節 国際平和協力業務（第六条―第二十六条）</p> <p>第二節 自衛官の国際連合への派遣（第二十七条―第二十九条）</p> <p>第四章 物資協力（第三十条）</p> <p>第五章 雑則（第三十一条―第三十四条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な協力を行うため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする。</p> <p>（国際連合平和維持活動等に対する協力の基本原則）</p> <p>第二条 政府は、この法律に基づく国際平和協力業務の実施、物資</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 国際平和協力本部（第四条・第五条）</p> <p>第三章 国際平和協力業務（第六条―第二十四条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章 物資協力（第二十五条）</p> <p>第五章 雑則（第二十六条・第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な協力を行うため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする。</p> <p>（国際連合平和維持活動等に対する協力の基本原則）</p> <p>第二条 政府は、この法律に基づく国際平和協力業務の実施、物資</p>

協力、これらについての国以外の者の協力等（以下「国際平和協力業務の実施等」という。）を適切に組み合わせるとともに、国際平和協力業務の実施等に携わる者の創意と知見を活用することにより、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に効果的に協力するものとする。

254 (略)

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 国際連合平和維持活動 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持することを目的として、国際連合の統括の下に行われる活動であつて、国際連合事務総長（以下「事務総長」という。）の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によつて実施されるもののうち、次に掲げるものをいう。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に

協力、これらについての国以外の者の協力等（以下「国際平和協力業務の実施等」という。）を適切に組み合わせるとともに、国際平和協力業務の実施等に携わる者の創意と知見を活用することにより、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に効果的に協力するものとする。

254 (略)

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 国際連合平和維持活動 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であつて、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合）に、国際連合事務総長（以下「事務総長」という。）の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によつて、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものをいう。

(新設)

従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

二 国際連携平和安全活動 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事會が行う決議、別表第一に掲げる国際機関が行う要請又は当該活動が行われる地域の属する国の要請（国際連合憲章第七条1に規定する国際連合の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る。）に基づき、紛争当事者間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持することを目的として行われる活動であつて、二以上の国の連携により実施されるものうち、次に掲げるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場

（新設）

（新設）

（新設）

合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動  
ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域  
に存在しなくなつた場合において、当該活動が行われる地域  
の属する国の当該活動が行われることについての同意がある  
場合に実施される活動

ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動  
が行われる地域の属する国の当該活動が行われることにつ  
いての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止するこ  
とを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施され  
る活動

三 人道的な国際救援活動 国際連合の総会、安全保障理事会若  
しくは経済社会理事會が行う決議又は別表第二に掲げる国際機  
関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくす  
るおそれのある紛争（以下単に「紛争」という。）によつて被  
害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者（以下「  
被災民」という。）の救援のために又は紛争によつて生じた被  
害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であつて  
、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われるこ  
とについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属  
する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及び  
これを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連  
合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（次号及び  
第六号において「国際連合等」という。）によつて実施される  
もの（国際連合平和維持活動として実施される活動及び国際連  
携平和安全活動として実施される活動を除く。）をいう。

四 国際的な選挙監視活動 国際連合の総会若しくは安全保障理  
事會が行う決議又は別表第三に掲げる国際機関が行う要請に基  
づき、紛争によつて混乱を生じた地域において民主的な手段に

二 人道的な国際救援活動 国際連合の総会、安全保障理事会若  
しくは経済社会理事會が行う決議又は別表第一に掲げる国際機  
関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくす  
るおそれのある紛争（以下単に「紛争」という。）によつて被  
害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者（以下「  
被災民」という。）の救援のために又は紛争によつて生じた被  
害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であつて  
、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われるこ  
とについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属  
する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及び  
これを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連  
合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（次号及び  
第四号において「国際連合等」という。）によつて実施される  
もの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）  
をいう。

二の二 国際的な選挙監視活動 国際連合の総会若しくは安全保  
障理事會が行う決議又は別表第二に掲げる国際機関が行う要請  
に基づき、紛争によつて混乱を生じた地域における民主的な手

より統治組織を設立しその他その混乱を解消する過程で行われる選挙又は投票の公正な執行を確保するために行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合等によつて実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動及び国際連携平和安全活動として実施される活動を除く。）をいう。

五 国際平和協力業務 国際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの、国際連携平和安全活動のために実施される業務で次に掲げるもの、人道的な国際救援活動のために実施される業務で次のワからツまで、ナ及びビに掲げるもの並びに国際的な選挙監視活動のために実施される業務で次のチ及びビナに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。）であつて、海外で行われるものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 車両その他の運搬手段又は通行人による武器（武器の部品及び弾薬を含む。ニにおいて同じ。）の搬入又は搬出の有無の検査又は確認

ニ〜ヘ (略)

ト 防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護

チ・リ (略)

ヌ 矯正行政事務に関する助言若しくは指導又は矯正行政事務の監視

ル リ及びヌに掲げるもののほか、立法、行政（ヨに規定する

段による統治組織の設立を目的とする選挙又は投票の公正な執行を確保するために行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合等によつて実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。

三 国際平和協力業務 国際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの、人道的な国際救援活動のために実施される業務で次の又からレまでに掲げるもの及び国際的な選挙監視活動のために実施される業務で次のト及びレに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。）であつて、海外で行われるものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 車両その他の運搬手段又は通行人による武器（武器の部品を含む。ニにおいて同じ。）の搬入又は搬出の有無の検査又は確認

ニ〜ヘ (略)

(新設)

ト・チ (略)

(新設)

リ チに掲げるもののほか、行政事務に関する助言又は指導

組織に係るものを除く。)又は司法に関する事務に関する助言又は指導

ワ 国の防衛に関する組織その他のイからトまで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務を行う組織の設立又は再建を援助するための次に掲げる業務

(1) イからトまで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務に関する助言又は指導

(2) (1)に規定する業務の実施に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教育訓練

ワクソ (略)

ツ イからソまでに掲げるもののほか、輸送、保管(備蓄を含む。)、通信、建設、機械器具の据付け、検査若しくは修理又は補給(武器の提供を行う補給を除く。)

ネ 国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動を統括し、又は調整する組織において行うイからツまでに掲げる業務の実施に必要な企画及び立案並びに調整又は情報の収集整理  
ナ イからネまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

ラ フからネまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとしてナの政令で定める業務を行う場合であつて、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者(以下このラ及び第二十六条第二項において「活動関係者」という。)  
。の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体保護  
該活動関係者の生命及び身体保護  
物資協力 次に掲げる活動を行っている国際連合等に対して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡

(新設)

又クヨ (略)

タ イからヨまでに掲げるもののほか、輸送、保管(備蓄を含む。)、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理

(新設)

レ イからタまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務  
(新設)

四、物資協力 次に掲げる活動を行っている国際連合等に対して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡

することをいう。

イ (略)

ロ 国際連携平和安全活動

ハ 人道的な国際救援活動（別表第四に掲げる国際機関によつて実施される場合にあつては、第三号に規定する決議若しくは要請又は合意が存在しない場合における同号に規定する活動を含むものとする。第三十条第一項及び第三項において同じ。）

ニ (略)

七〇九 (略)

### 第三章 国際平和協力業務等

#### 第一節 国際平和協力業務

(実施計画)

第六条 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるとき（国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第一号イからハまで又は第二号イからハまでに規定する同意及び第一号又は第二号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限り、人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて同条第五号ラに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第三号に規定する同意及び第三号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行わ

することをいう。

イ (略)

(新設)

ロ 人道的な国際救援活動（別表第三に掲げる国際機関によつて実施される場合にあつては、第二号に規定する合意が存在しない場合における同号に規定する活動を含むものとする。第二十五条第一項及び第三項において同じ。）

ハ (略)

五〇七 (略)

### 第三章 国際平和協力業務

(新設)

(実施計画)

第六条 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるときは、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

れる期間を通じて安定的に維持され、並びに当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者であるときは、紛争当事者の当該活動及び当該業務が行われることについての同意があり、かつ、その同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限る。)は、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならぬ。

一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意(第三条第一号ロ又はハに該当する活動にあつては、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意(同号ハに該当する活動にあつては、当該地域において当該業務の実施に支障となる明確な反対の意思を示す者がいない場合に限る。))

二 国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意(第三条第二号ロ又はハに該当する活動にあつては、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意(同号ハに該当する活動にあつては、当該地域において当該業務の実施に支障となる明確な反対の意思を示す者がいない場合に限る。))

三・四 (略)

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 協力隊の設置その他当該国際平和協力業務の実施に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

へ 第二十一条第一項の規定に基づき海上保安庁長官又は防衛

一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

(新設)

二・三 (略)

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 協力隊の設置その他当該国際平和協力業務の実施に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

へ 第二十条第一項の規定に基づき海上保安庁長官又は防衛大



大臣に委託することができる輸送の範囲

ト・チ (略)

3

4 第二項第二号に掲げる装備は、第二条第二項及び第三条第一号から第四号までの規定の趣旨に照らし、この節の規定を実施するのに必要な範囲内で実施計画に定めるものとする。この場合において、国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務に係る装備は、事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。

5 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行われる国際平和協力業務は、第三条第五号リ若しくはルに掲げる業務（海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第五条に規定する事務に係るものに限る。）、同号ワからツまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号ナの政令で定める業務であつて、同法第二十五条の趣旨に鑑み海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行うことが適当であると認められるものうちから、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

6 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は、第三条第五号イからトまでに掲げる業務、同号フからネまでに掲げる業務、これらの業務に類するものとして同号ナの政令で定める業務又は同号ラに掲げる業務であつて自衛隊の部隊等が行うことが適当であると認められるものうちから、自衛隊の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

7 自衛隊の部隊等が行う国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動のために実施される国際平和協力業務であつて第三条第五号イからトまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号ナの政令で定めるものについては、内閣総理大臣は、当

臣に委託することができる輸送の範囲

ト・チ (略)

3

4 第二項第二号に掲げる装備は、第二条第二項及び第三条第一号から第二号の二までの規定の趣旨に照らし、この章の規定を実施するのに必要な範囲内で実施計画に定めるものとする。この場合において、国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務に係る装備は、事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。

5 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行われる国際平和協力業務は、第三条第三号トからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二十五条の趣旨にかんがみ海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行うことが適当であると認められるものうちから、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

6 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は、第三条第三号イからへまでに掲げる業務、同号又からタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて自衛隊の部隊等が行うことが適当であると認められるものうちから、自衛隊の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

7 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務であつて第三条第三号イからへまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定めるものについては、内閣総理大臣は、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始

該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始前に、我が国として国際連合平和維持隊に参加し、又は他国と連携して国際連合平和安全活動を実施するに際しての基本的な五つの原則（第三条第一号及び第二号、本条第一項（第三号及び第四号を除く。）及び第十三項（第一号から第六号まで、第九号及び第十号に係る部分に限る。））、第八条第一項第六号及び第七号、第二十五条並びに第二十六条の規定の趣旨をいう。）及びこの法律の目的に照らし、当該国際平和協力業務を実施することにつき、実施計画を添えて国会の承認を得なければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始後最初に召集される国会において、遅滞なく、その承認を求めなければならない。

8・9（略）

10 第七項の国際平和協力業務については、同項の規定による国会の承認を得た日から二年を経過する日を超えて引き続きこれを行おうとするときは、内閣総理大臣は、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該国際平和協力業務を引き続き行うことにつき、実施計画を添えて国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。

11・12（略）

13 内閣総理大臣は、実施計画の変更（第一号から第八号までに掲げる場合に行うべき国際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了及び第九号から第十一号までに掲げる場合に行うべき当該各号に規定する業務の終了に係る変更を含む。次項において同じ。）をすることが必要であると認めるとき、又は適当であると

前に、我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則（第三条第一号、本条第一項第一号及び第十三項第一号、第八条第一項第六号並びに第二十四条の規定の趣旨をいう。）及びこの法律の目的に照らし、当該国際平和協力業務を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始後最初に召集される国会において、遅滞なく、その承認を求めなければならない。

8・9（略）

10 第七項の国際平和協力業務については、同項の規定による国会の承認を得た日から二年を経過する日を超えて引き続きこれを行おうとするときは、内閣総理大臣は、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該国際平和協力業務を引き続き行うことにつき国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。

11・12（略）

13 第一項（各号を除く。）及び第三項の規定は、実施計画の変更（次に掲げる場合に行うべき国際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了に係る変更を含む。）について準用する。この場合において、第一項中「適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるとき」とあり、及び第三項中「適当であると

認めるときは、実施計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならぬ。

一 国際連合平和維持活動（第三条第一号イに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号イに規定する合意若しくは同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなつたと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなつたと認められる場合

二 国際連合平和維持活動（第三条第一号ロに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ロに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなつたと認められる場合又は紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在すると認められる場合

三 国際連合平和維持活動（第三条第一号ハに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなつたと認められる場合、当該活動が特定の立場に偏ることなく実施されなくなつたと認められる場合又は武力紛争の発生を防止することが困難となつた場合

四 国際連合平和安全活動（第三条第二号イに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号イに規定する合意若しくは同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなくなつたと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなつたと認められる場合

五 国際連合平和安全活動（第三条第二号ロに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ロに規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しな

認めるとき」とあるのは、「必要であると認めるとき、又は適当であると認めるとき」と読み替えるものとする。

一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、第三条第一号に規定する合意若しくは同意若しくは第一項第一号に規定する同意が存在しなくなつたと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなつたと認められる場合

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

なくなったと認められる場合又は紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在すると認められる場合

六 国際連携平和安全活動（第三条第二号ハに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合、当該活動が特定の立場に偏ることなく実施されなくなったと認められる場合又は武力紛争の発生を防止することが困難となった場合

七 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、第三条第三号に規定する同意若しくは合意又は第一項第三号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合

八 国際的な選挙監視活動のために実施する国際平和協力業務については、第三条第四号に規定する同意若しくは合意又は第一項第四号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合

九 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものについては、同条第一号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情を勘案して、同号イからハまでに規定する同意又は第一項第一号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

十 国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものについては、同条第二号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情を勘案して、同号イからハまでに規定する同意又は第一項第二号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通

（新設）

二 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、第三条第二号に規定する同意若しくは合意又は第一項第二号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合

三 国際的な選挙監視活動のために実施する国際平和協力業務については、第三条第二号の二に規定する同意若しくは合意又は第一項第三号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合

（新設）

（新設）

じて安定的に維持されると認められなくなった場合

- 十一 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号ラに掲げるものについては、同条第三号に規定する合意がある場合におけるその遵守の状況その他の事情を勘案して、同号に規定する同意若しくは第一項第三号に掲げる同意又は当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合における紛争当事者の当該活動若しくは当該業務が行われることについての同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合
- 14 外務大臣は、実施計画の変更をすることが必要であると認めるとき、又は適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、前項の閣議の決定を求めるよう要請することができる。

(実施要領)

第八条 本部長は、実施計画に従い、国際平和協力業務を実施するため、次の第一号から第五号までに掲げる事項についての具体的内容及び第六号から第九号までに掲げる事項を定める実施要領を作成し、及び必要に応じこれを変更するものとする。

一〜五 (略)

六 第六条第十三項第一号から第八号までに掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項

七 第六条第十三項第九号から第十一号までに掲げる場合において第三条第五号トに掲げる業務若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務又は同号ラに掲げる業務に従事する者が行うべき当該業務の中断に関する事項

八 危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止その他の協力隊の隊員の安全を確保するための措置に関する事項

(新設)

(新設)

(実施要領)

第八条 本部長は、実施計画に従い、国際平和協力業務を実施するため、次の第一号から第五号までに掲げる事項についての具体的内容及び第六号及び第七号に掲げる事項を定める実施要領を作成し、及び必要に応じこれを変更するものとする。

一〜五 (略)

六 第六条第十三項各号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項

(新設)

(新設)

九 (略)

2 実施要領の作成及び変更は、国際連合平和維持活動として実施される国際平和協力業務に関しては、前項第六号及び第七号に掲げる事項に関し本部長が必要と認める場合を除き、事務総長又は派遣先国において事務総長の権限を行使する者が行う指図に適合するように行うものとする。

3 (略)

(隊員の安全の確保等)

第十条 本部長は、国際平和協力業務の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の安全の確保に配慮しなければならない。

(隊員の任免)

第十一条 本部長は、隊員の任免を行う。

(隊員の採用)

第十二条 本部長は、第三条第五号ニ若しくはチからネまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号ナの政令で定める業務に係る国際平和協力業務に従事させるため、当該国際平和協力業務に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。

2 (略)

(関係行政機関の職員の協力隊への派遣)

第十三条 本部長は、関係行政機関の長に対し、実施計画に従い、国際平和協力業務(第三条第五号ラに掲げる業務を除く。)であ

七 (略)

2 実施要領の作成及び変更は、国際連合平和維持活動として実施される国際平和協力業務に関しては、前項第六号に掲げる事項に関し本部長が必要と認める場合を除き、事務総長又は派遣先国において事務総長の権限を行使する者が行う指図に適合するように行うものとする。

3 (略)

(新設)

(協力隊の隊員の任免)

第十条 本部長は、協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の任免を行う。

(隊員の採用)

第十一条 本部長は、第三条第三号トからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る国際平和協力業務に従事させるため、当該国際平和協力業務に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。

2 (略)

(関係行政機関の職員の協力隊への派遣)

第十二条 本部長は、関係行政機関の長に対し、実施計画に従い、国際平和協力業務であつて協力隊が行うものを実施するため必要

つて協力隊が行うものを実施するため必要な技術、能力等を有する職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第三項各号（第十六号を除く。）に掲げる者を除く。）を協力隊に派遣するよう要請することができる。ただし、第三条第五号イからハまで及びホからトまでに掲げる業務並びにこれらの業務に類するものとして同号ナの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできず、同号チに掲げる業務及びこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については自衛隊員の派遣を要請することはできない。

257 (略)

8 第四項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなる者に対する給与等（第十七条に規定する国際平和協力手当以外の給与、災害補償及び退職手当並びに共済組合の制度をいう。）に関する法令の適用については、その者は、自衛隊のみに所属するものとみなす。

9 (略)

第十四条 (略)

(国家公務員法の適用除外)

第十五条 第十二条第一項の規定により採用される隊員については、隊員になる前に、国家公務員法第百三条第一項に規定する営利企業（以下この条において「営利企業」という。）を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員（以下この条において「役員等」という。）の職に就き、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行っていた場合に

な技術、能力等を有する職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第三項各号（第十六号を除く。）に掲げる者を除く。）を協力隊に派遣するよう要請することができる。ただし、第三条第三号イからハまでに掲げる業務及びこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については、自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできない。

257 (略)

8 第四項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなる者に対する給与等（第十六条に規定する国際平和協力手当以外の給与、災害補償及び退職手当並びに共済組合の制度をいう。）に関する法令の適用については、その者は、自衛隊のみに所属するものとみなす。

9 (略)

第十三条 (略)

(国家公務員法の適用除外)

第十四条 第十一条第一項の規定により採用される隊員については、隊員になる前に、国家公務員法第百三条第一項に規定する営利企業（以下この条において「営利企業」という。）を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員（以下この条において「役員等」という。）の職に就き、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行っていた場合に

においても、同項及び同法第百四条の規定は、適用しない。

(研修)

第十六条 (略)

(国際平和協力手当)

第十七条 国際平和協力業務に従事する者には、国際平和協力業務が行われる派遣先国の勤務環境及び国際平和協力業務の特質に鑑み、国際平和協力手当を支給することができる。

2・3 (略)

第十八条～第二十条 (略)

(輸送の委託)

第二十一条 本部長は、実施計画に基づき、海上保安庁長官又は防衛大臣に対し、第三条第五号カに規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同号ワからソまでに規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による物品の輸送（派遣先国の国内の地域間及び一の派遣先国と隣接する他の派遣先国との間で行われる被災民の輸送又は物品の輸送を除く。）を委託することができる。

2・3 (略)

(関係行政機関の協力)

第二十二条 (略)

(小型武器の保有及び貸与)

第二十三条 (略)

においても、同項及び同法第百四条の規定は、適用しない。

(研修)

第十五条 (略)

(国際平和協力手当)

第十六条 国際平和協力業務に従事する者には、国際平和協力業務が行われる派遣先国の勤務環境及び国際平和協力業務の特質にかんがみ、国際平和協力手当を支給することができる。

2・3 (略)

第十七条～第十九条 (略)

(輸送の委託)

第二十条 本部長は、実施計画に基づき、海上保安庁長官又は防衛大臣に対し、第三条第三号ルに規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同号又からヨまでに規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による物品の輸送（派遣先国の国内の地域間及び一の派遣先国と隣接する他の派遣先国との間で行われる被災民の輸送又は物品の輸送を除く。）を委託することができる。

2・3 (略)

(関係行政機関の協力)

第二十一条 (略)

(小型武器の保有及び貸与)

第二十二条 (略)



第二十四条 本部長は、第九条第一項の規定により協力隊が派遣先国において行う国際平和協力業務（第三条第五号チに掲げる業務及びこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務を除く。）に隊員を従事させるに当たり、現地の治安の状況等を勘案して特に必要と認める場合には、当該隊員が派遣先国に滞在する間、前条の小型武器であつて第六条第二項第二号ハ及び第四項の規定により実施計画に定める装備であるものを当該隊員に貸与することができる。

2・3 (略)

(武器の使用)

第二十五条 前条第一項の規定により小型武器の貸与を受け、派遣先国において国際平和協力業務に従事する隊員は、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、当該小型武器を使用することができる。

2 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する海上保安官又は海上保安官補（以下この条において「海上保安官等」という。）は、自己又は自己と共に現場に所在する他の海上保安庁の職員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ニ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である第二十三条の政令で定める種類の小型武器で、当該海上保安官等が携帯する

第二十三条 本部長は、第九条第一項の規定により協力隊が派遣先国において行う国際平和協力業務に隊員を従事させるに当たり、現地の治安の状況等を勘案して特に必要と認める場合には、当該隊員が派遣先国に滞在する間、前条の小型武器であつて第六条第二項第二号ハ及び第四項の規定により実施計画に定める装備であるものを当該隊員に貸与することができる。

2・3 (略)

(武器の使用)

第二十四条 前条第一項の規定により小型武器の貸与を受け、派遣先国において国際平和協力業務に従事する隊員は、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、当該小型武器を使用することができる。

2 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する海上保安官又は海上保安官補（以下この条において「海上保安官等」という。）は、自己又は自己と共に現場に所在する他の海上保安庁の職員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ニ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である第二十三条の政令で定める種類の小型武器で、当該海上保安官等が携帯する

ものを使用することができる。

3 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

4 5 6 (略)

7 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、その宿営する宿营地(宿営のために使用する区域であつて、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。)であつて当該国際平和協力業務に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があつたときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第三項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第五項までの規定の適用については、第三項中「現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」とあるのは「その宿営する宿营地(第七項に規定する宿营地をいう。次項及び第五項において同じ。)」に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第七項に規定する外国の軍隊の部隊の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第四項及び第五項中「現場」とあるのは「宿营地」とする。

8 9 (略)

ものを使用することができる。

3 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

4 5 6 (略)  
(新設)

7 8 (略)

10| 第一項の規定は第八条第一項第六号に規定する国際平和協力業務の中断（以下この項において「業務の中断」という。）がある場合における当該国際平和協力業務に係る隊員について、第二項及び第八項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る海上保安官等について、第三項、第七項及び前項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る自衛官について、第四項及び第五項の規定はこの項において準用する第二項の規定及びこの項において準用する第三項（第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による小型武器又は武器の使用について、第六項の規定はこの項において準用する第一項及び第二項の規定並びにこの項において準用する第三項（第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による小型武器又は武器の使用について、それぞれ準用する。

第二十六条 前条第三項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもののほか、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの又はこれに類するものとして同号ナの政令で定めるものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産を防護し、又はその業務を妨害する行為を排除するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

2| 前条第三項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもののほか、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第五号ラに掲げ

9| 第一項の規定は第八条第一項第六号に規定する国際平和協力業務の中断（以下この項において「業務の中断」という。）がある場合における当該国際平和協力業務に係る隊員について、第二項及び第七項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る海上保安官等について、第三項及び前項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る自衛官について、第四項及び第五項の規定はこの項において準用する第二項及び第三項の規定による小型武器又は武器の使用について、第六項の規定はこの項において準用する第一項から第三項までの規定による小型武器又は武器の使用について準用する。

（新設）

るものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

3| 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

4| 自衛隊法第八十九条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

## 第二節 自衛官の国際連合への派遣

### (自衛官の派遣)

第二十七条 防衛大臣は、国際連合の要請に応じ、国際連合の業務であつて、国際連合平和維持活動に参加する自衛隊の部隊等又は外国の軍隊の部隊により実施される業務の統括に関するものに従事させるため、内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣することができる。

2| 内閣総理大臣は、前項の規定により派遣される自衛官が従事することとなる業務に係る国際連合平和維持活動が行われることについての第三条第一号イからハまでに規定する同意が当該派遣の期間を通じて安定的に維持されると認められ、かつ、当該派遣を中断する事情が生ずる見込みがないと認められる場合に限り、当該派遣について同項の同意をするものとする。

3| 防衛大臣は、第一項の規定により自衛官を派遣する場合には、当該自衛官の同意を得なければならない。

(新設)

(新設)

(身分及び処遇)

第二十八条 前条第一項の規定により派遣された自衛官の身分及び処遇については、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第三条から第十四条までの規定を準用する。

(小型武器の無償貸付け)

第二十九条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官の活動の用に供するため、国際連合から小型武器の無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、当該申出に係る小型武器を国際連合に対し無償で貸し付けることができる。

第四章 物資協力

第三十条 政府は、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動に協力するため適当と認めるときは、物資協力をを行うことができる。

2 (略)

3 外務大臣は、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動に協力するため適当と認めるときは、内閣総理大臣に対し、物資協力につき閣議の決定を求めるよう要請することができる。

4・5 (略)

(新設)

(新設)

第四章 物資協力

(物資協力)

第二十五条 政府は、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動に協力するため適当と認めるときは、物資協力をを行うことができる。

2 (略)

3 外務大臣は、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動に協力するため適当と認めるときは、内閣総理大臣に対し、物資協力につき閣議の決定を求めるよう要請することができる。

4・5 (略)

第五章 雑則

(民間の協力等)

第三十一条 本部長は、第三章第一節の規定による措置によつては国際平和協力業務を十分に実施することができないと認めるとき、又は物資協力に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

2 (略)

(請求権の放棄)

第三十二条 政府は、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動に参加するに際して、国際連合若しくは別表第一から別表第三までに掲げる国際機関又はこれらの活動に参加する国際連合加盟国その他の国(以下この条において「活動参加国等」という。)から、これらの活動に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを約することを求められた場合において、我が国がこれらの活動に参加する上でこれに応じることが必要と認めるときは、これらの活動に起因する損害についての活動参加国等及びその要員に対する我が国の請求権を放棄することを約することができる。

(大規模な災害に対処する合衆国軍隊等に対する物品又は役務の提供)

第三十三条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣が自衛隊の部隊等に第九条第四項の規定に基づき国際平和協力業務を行

第五章 雑則

(民間の協力等)

第二十六条 本部長は、第三章の規定による措置によつては国際平和協力業務を十分に実施することができないと認めるとき、又は物資協力に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

2 (略)

(新設)

(新設)

- わせる場合又は第二十一条第一項の規定による委託に基づく輸送を実施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の部隊等と共に当該活動が行われる地域に所在して、次に掲げる活動であつて当該国際平和協力業務又は当該輸送に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動を補完し、又は支援すると認められるものを行うアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊（以下この条において「合衆国軍隊等」という。）から、当該地域において講ずべき応急の措置に必要な物品の提供に係る要請があつたときは、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊等に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。
- 一 派遣先国において発生し、又は正に発生しようとしている大規模な災害に係る救助活動、医療活動（防疫活動を含む。）その他の災害応急対策及び災害復旧のための活動
- 二 前号に掲げる活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の輸送
- 2| 防衛大臣は、合衆国軍隊等から、前項の地域において講ずべき応急の措置に必要な役務の提供に係る要請があつた場合には、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該自衛隊の部隊等に、当該合衆国軍隊等に対する役務の提供を行わせることができる。
- 3| 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊の部隊等による役務の提供として行う業務は、補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）とする。
- 4| 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

(政令への委任)  
第三十四条 (略)

別表第一(第三条、第三十二条関係)

- 一 国際連合
- 二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合難民高等弁務官事務所その他政令で定めるもの
- 三 国際連携平和安全活動に係る実績若しくは専門的能力を有する国際連合憲章第五十二条に規定する地域的機関又は多国間の条約により設立された機関で、欧州連合その他政令で定めるもの

別表第二(第三条、第三十二条関係)

- 一 (略)
- 二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの
  - イ ホ (略)
  - ヘ 国際連合人口基金
  - ト (略)
  - チ 国際連合人間居住計画
  - リ ル (略)
- 三 (略)

別表第三(第三条、第三十二条関係)  
(略)

(政令への委任)  
第二十七条 (略)

(新設)

別表第一(第三条関係)

- 一 (略)
- 二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの
  - イ ホ (略)
  - ヘ (新設)
  - ト (略)
  - チ (新設)
  - リ リ (略)
- 三 (略)

別表第二(第三条関係)  
(略)



別表第四（第三条関係）

一 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの

イ ホ (略)

ヘ 国際連合人口基金

ト (略)

チ 国際連合人間居住計画

リ (略)

二 (略)

別表第三（第三条関係）

一 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの

イ ホ (略)

ヘ (新設)

ト (略)

チ (新設)

リ (略)

二 (略)

○ 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「重要影響事態」という。）に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>（重要影響事態への対応の基本原則）</p> <p>第二条 政府は、重要影響事態に際して、適切かつ迅速に、後方支援活動、搜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）第二条に規定する船舶検査活動（重要影響事態に際して実施するものに限る。以下「船舶検査活動」という。）その他の重要影響事態に対応するため必要な措置（以下「対応措置」という。）を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 後方支援活動及び搜索救助活動は、現に戦闘行為（国際的な武</p>	<p>周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「周辺事態」という。）に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>（周辺事態への対応の基本原則）</p> <p>第二条 政府は、周辺事態に際して、適切かつ迅速に、後方地域支援、後方地域搜索救助活動、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）以下「船舶検査活動法」という。）に規定する船舶検査活動その他の周辺事態に対応するため必要な措置（以下「対応措置」という。）を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>2 （新設）</p>

力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第七条第六項の規定により行われる捜索救助活動については、この限りでない。

4| 外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国(国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従って当該外国において施政を行う機関がある場合)にあっては、当該機関)の同意がある場合に限り実施するものとする。

5| 6| (略)

(定義等)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一| 合衆国軍隊等 重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

二| 後方支援活動 合衆国軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であつて、我が国が実施するものをいう。

三| 捜索救助活動 重要影響事態において行われた戦闘行為によつて遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動(救助した者の輸送を含む。)であつて、我が国が実施するものをいう。

(新設)

3| 4| (略)

(定義等)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(新設)

一| 後方地域支援 周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であつて、後方地域において我が国が実施するものをいう。

二| 後方地域捜索救助活動 周辺事態において行われた戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)によつて遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動(救助した者の輸送を含む。)であつて、後方地域において我が国が実施するもの

(削る)

四 (略)

2 後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第一に掲げるものとする。

3 搜索救助活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、搜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊等の部隊に対して後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第二に掲げるものとする。

(基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、重要影響事態に際して次に掲げる措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 前条第二項の後方支援活動

二 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が後方支援活動として実施する措置であつて特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの

三 搜索救助活動

をいう。

三 後方地域 我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）及びその上空の範囲をいう。

四 (略)

2 後方地域支援として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第一に掲げるものとする。

3 後方地域搜索救助活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、後方地域搜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊等の部隊に対して後方地域支援として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第二に掲げるものとする。

(基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、周辺事態に際して次に掲げる措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 前条第二項の後方地域支援

二 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が後方地域支援として実施する措置であつて特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの

三 後方地域搜索救助活動

#### 四| 船舶検査活動

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一| 重要影響事態に関する次に掲げる事項

イ| 事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響

ロ| 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

二| 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針

三| 前項第一号又は第二号に掲げる後方支援活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ| 当該後方支援活動に係る基本的事項

ロ| 当該後方支援活動の種類及び内容

ハ| 当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ニ| 当該後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該後方支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ| その他当該後方支援活動の実施に関する重要事項

四| 搜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ| 当該搜索救助活動に係る基本的事項

ロ| 当該搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ハ| 当該搜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の後方支援活動の実施に関する重要事項（当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

#### 四| 船舶検査活動法第二条に規定する船舶検査活動（以下「船舶検査活動」という。）

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一| 対応措置に関する基本方針

（新設）

二| 前項第一号又は第二号に掲げる後方地域支援を実施する場合における次に掲げる事項

イ| 当該後方地域支援に係る基本的事項

ロ| 当該後方地域支援の種類及び内容

ハ| 当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

（新設）

ニ| その他当該後方地域支援の実施に関する重要事項

三| 後方地域搜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ| 当該後方地域搜索救助活動に係る基本的事項

ロ| 当該後方地域搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ハ| 当該後方地域搜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の後方地域支援の実施に関する重要事項（当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

二 当該搜索救助活動又はその実施に伴う前条第三項後段の後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ その他当該搜索救助活動の実施に関する重要事項

五 船舶検査活動を実施する場合における重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第四条第一項に規定する事項

六 (略)

七 第三号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項

八・九 (略)

3 前条第二項の後方支援活動又は搜索救助活動若しくはその実施に伴う同条第三項後段の後方支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国（第二条第四項に規定する機関がある場合にあつては、当該機関）と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

4 第一項及び前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(国会の承認)

第五条 基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動を実施することができる。

(新設)

二 その他当該後方地域搜索救助活動の実施に関する重要事項  
四 船舶検査活動法第四条に規定する事項

五 (略)

六 第二号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項

七・八 (略)

(新設)

3 第一項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(国会の承認)

第五条 基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を実施することができる。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。

3 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該後方支援活動、搜索救助活動又は船舶検査活動を終了させなければならない。

(自衛隊による後方支援活動としての物品及び役務の提供の実施)

第六条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三条第二項の後方支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。

2 防衛大臣は、基本計画に従い、第三条第二項の後方支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

3 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要がある役務の提供の具体的内容を考慮し、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該後方支援活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が第三条第二項の後方支援活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又は外国の領域で実施する当該後方支援活動についての第二条第四項の同意が存在しなくなつたと認められる場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方地域支援活動、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。

3 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を終了させなければならない。

(自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供の実施)

第六条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三条第二項の後方地域支援としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。

2 防衛大臣は、基本計画に従い、第三条第二項の後方地域支援としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

3 防衛大臣は、前項の実施要項において、当該後方地域支援を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5 第三条第二項の後方支援活動のうち我が国の領域外におけるもの実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該後方支援活動を実施している場所又はその近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該後方支援活動の実施を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。

6 (略)

(搜索救助活動の実施等)

第七条 防衛大臣は、基本計画に従い、搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう当該搜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

3 搜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。  
(削る)

4 前条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。

5 第三条第二項の後方地域支援のうち公海又はその上空における輸送の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該輸送を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該輸送の実施を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。

6 (略)

(後方地域搜索救助活動の実施等)

第七条 防衛大臣は、基本計画に従い、後方地域搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、当該後方地域搜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

3 後方地域搜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。

4 後方地域搜索救助活動を実施する場合において、実施区域に隣接する外国の領海に在る遭難者を認めるときは、当該外国の同意を得て、当該遭難者の救助を行うことができる。ただし、当該海域において、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、当該活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる場合に限る。

5 前条第四項の規定は実施区域の指定の変更及び活動の中断について、同条第五項の規定は後方地域搜索救助活動の実施を命ぜら



5| 前条第五項の規定は、我が国の領域外における搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。

6| 前項において準用する前条第五項の規定にかかわらず、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る搜索救助活動を継続することができる。

7| 第一項の規定は、同項の実施要項の変更（第四項において準用する前条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

8| 前条の規定は、搜索救助活動の実施に伴う第三条第三項後段の後方支援活動について準用する。

（武器の使用）

第十一条 第六条第二項（第七条第八項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認められる理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器（自衛隊が外国の領域で当該後方支援活動又は当該搜索救助活動を実施している場合については、第四条第二項第三号二又は第四号二の規定により基本計画に定める装備に該当

れた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。  
（新設）

（新設）

6| 第一項の規定は、同項の実施要項の変更（前項において準用する前条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

7| 前条の規定は、後方地域搜索救助活動の実施に伴う第三条第三項後段の後方地域支援について準用する。

（武器の使用）

第十一条 第六条第二項（第七条第七項において準用する場合を含む。）の規定により後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認められる理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

するものに限る。以下この条において同じ。）を使用することができる。

2| 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるとまがないときは、この限りでない。

3| 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4| 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

5| 第六条第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿营地（宿営のために使用する区域であつて、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であつて合衆国軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があつた場合において、当該宿营地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができない場所がないときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第一項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第三項まで及び次項の規定の適用については、第一項

2| 第七条第一項の規定により後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、遭難者の救助の職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体への防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度で武器を使用することができる。

（新設）

3| 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

（新設）

中「現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」とあるのは「その宿営する宿营地（第五項に規定する宿营地をいう。次項及び第三項において同じ。）に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第五項に規定する合衆国軍隊等の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第二項及び第三項中「現場」とあるのは「宿营地」と、次項中「自衛隊員」とあるのは「自衛隊員（同法第二条第五項に規定する隊員をいう。）」とする。

6| 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第六条第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により捜索救助活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

別表第一（第三条関係）

種類	内容
(略)	(略)
基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

(新設)

別表第一（第三条関係）

種類	内容
(略)	(略)
基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供
(新設)	(新設)

備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。	種類	内容	保管 倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	施設の利用 土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供	訓練業務 訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。
	(略)					

別表第二（第三条関係）

備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。	種類	内容	(新設)	(新設)	(新設)	備考 物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。 一 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。 二 物品及び役務の提供は、公海及びその上空で行われる輸送（傷病者の輸送中に行われる医療を含む。）を除き、我が国領域において行われるものとする。
	(略)					

別表第二（第三条関係）

- 一 物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。
- 二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。

○ 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、重要影響事態（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号。以下「重要影響事態安全確保法」という。））第一条に規定する重要影響事態をいう。以下同じ。）又は国際平和共同対処事態（国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第 号。以下「国際平和協力支援活動法」という。））第一条に規定する国際平和共同対処事態をいう。以下同じ。）に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し、その実施の態様、手続その他の必要な事項を定め、重要影響事態安全確保法及び国際平和協力支援活動法と相まって、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「船舶検査活動」とは、重要影響事態又は国際平和共同対処事態に際し、貿易その他の経済活動に係る規制措置であつて我が国が参加するものの厳格な実施を確保する目的で、当該厳格な実施を確保するために必要な措置を執ることを要請する国際連合安全保障理事会の決議に基づいて、又は旗国（海洋法に関する国際連合条約第九十一条に規定するその旗を掲げ</p>	<p>周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号。以下「周辺事態安全確保法」という。））第一条に規定する周辺事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し、その実施の態様、手続その他の必要な事項を定め、周辺事態安全確保法と相まって、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「船舶検査活動」とは、周辺事態に際し、貿易その他の経済活動に係る規制措置であつて我が国が参加するものの厳格な実施を確保する目的で、当該厳格な実施を確保するために必要な措置を執ることを要請する国際連合安全保障理事会の決議に基づいて、又は旗国（海洋法に関する国際連合条約第九十一条に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。）の</p>

る権利を有する国をいう。)の同意を得て、船舶(軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるもの(以下「軍艦等」という。)を除く。)の積荷及び目的地を検査し、確認する活動並びに必要な応じ当該船舶の航路又は目的港若しくは目的地の変更を要請する活動であつて、我が国が実施するものをいう。

#### (船舶検査活動の実施)

第三条 重要影響事態における船舶検査活動は、自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)が実施するものとする。この場合において、重要影響事態における船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊等(重要影響事態安全確保法第三条第一号に規定する合衆国軍隊等をいう。)の部隊に対して後方支援活動(同項第二号に規定する後方支援活動をいう。以下同じ。)として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、重要影響事態安全確保法別表第二に掲げるものとする。

2| 国際平和共同対処事態における船舶検査活動は、自衛隊の部隊

等が実施するものとする。この場合において、国際平和共同対処事態における船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等(国際平和協力支援活動法第三条第一号に規定する諸外国の軍隊等をいう。)の部隊に対して協力支援活動(同項第二号に規定する協力支援活動をいう。以下同じ。)として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、国際平和協力支援活動法別表第二に掲げるものとする。

同意を得て、船舶(軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるもの(以下「軍艦等」という。)を除く。)の積荷及び目的地を検査し、確認する活動並びに必要な応じ当該船舶の航路又は目的港若しくは目的地の変更を要請する活動であつて、我が国領海又は我が国周辺の公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。)において我が国が実施するものをいう。

#### (船舶検査活動の実施)

第三条 船舶検査活動は、自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)が実施するものとする。この場合において、船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊の部隊に対して後方地域支援(周辺事態安全確保法第三条第一号に規定する後方地域支援をいう。以下同じ。)として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、周辺事態安全確保法別表第二に掲げるものとする。

#### (新設)

(基本計画に定める事項)

第四条 重要影響事態における船舶検査活動の実施に際しては、次に掲げる事項を重要影響事態安全確保法第四条第一項に規定する基本計画に定めるものとする。

一 (略)

二 当該船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに当該船舶検査活動又はその実施に伴う前条第一項後段の後方支援活動を外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の装備及び派遣期間

三・四 (略)

五 当該船舶検査活動の実施に伴う前条第一項後段の後方支援活動の実施に関する重要事項(当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。)

六 (略)

2 | 国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に際しては、次に掲げる事項を国際平和協力支援活動法第四条第一項に規定する基本計画に定めるものとする。

一 当該船舶検査活動に係る基本的事項

二 当該船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに当該船舶検査活動又はその実施に伴う前条第二項後段の協力支援活動を外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の装備及び派遣期間

三 当該船舶検査活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

四 第二条に規定する規制措置の対象物品の範囲

五 当該船舶検査活動の実施に伴う前条第二項後段の協力支援活動の実施に関する重要事項(当該協力支援活動を実施する区域

(周辺事態安全確保法に規定する基本計画に定める事項)

第四条 船舶検査活動の実施に際しては、次に掲げる事項を周辺事態安全確保法第四条第一項に規定する基本計画(以下「基本計画」という。)に定めるものとする。

一 (略)

二 当該船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成

三・四 (略)

五 当該船舶検査活動の実施に伴う前条後段の後方地域支援の実施に関する重要事項(当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。)

六 (略)

(新設)



の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

六 その他当該船舶検査活動の実施に関する重要事項

3 船舶検査活動又は重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う前条第一項後段の後方支援活動若しくは国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う同条第二項後段の協力支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国（重要影響事態安全確保法第二条第四項又は国際平和協力支援活動法第二条第四項に規定する機関がある場合にあつては、当該機関）と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

（船舶検査活動の実施の態様等）

第五条 防衛大臣は、前条第一項又は第二項の基本計画（第五項において単に「基本計画」という。）に従い、船舶検査活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある船舶検査活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該船舶検査活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。この場合において、実施区域は、当該船舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないように、かかる活動が実施される区域と明確に区別して指定しなければならない。

3 （略）

4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が船舶検査活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又は重要影響事態において外国の領域で実施する船舶検査活動についての重要影響事態安全確保法第二条第四項の同意

（新設）

第五条 防衛大臣は、基本計画に従い、船舶検査活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

（船舶検査活動の実施の態様等）

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、当該船舶検査活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。この場合において、実施区域は、当該船舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないように、かかる活動が実施される区域と明確に区別して指定しなければならない。

3 （略）

4 周辺事態安全確保法第六条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。

若しくは国際平和共同対処事態において外国の領域で実施する船舶検査活動についての国際平和協力支援活動法第二条第四項の同意が存在しなくなったと認める場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならぬ。

5 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

6 第一項の規定は、同項の実施要項の変更（前二項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

7 重要影響事態安全確保法第六条の規定は重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う第三条第一項後段の後方支援活動について、国際平和協力支援活動法第七条の規定は国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う第三条第二項後段の協力支援活動について、それぞれ準用する。

（武器の使用）

第六条 前条第一項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられ、又は同条第七項において準用する重要影響事態安全確保法第六条第二項の規定により重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う第三条第一項後段の後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、若しくは前条第七項において準用する国際平和協力支援活動法第七条第二項の規定により国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う第三条第二項後段の協力支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自

（新設）

5 第一項の規定は、同項の実施要項の変更（前項において準用する周辺事態安全確保法第六条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

6 周辺事態安全確保法第六条の規定は、船舶検査活動の実施に伴う第三条後段の後方地域支援について準用する。

（武器の使用）

第六条 前条第一項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、当該船舶検査活動の対象船舶に乗船してその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第五項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器（自衛隊が外国の領域で当該船舶検査活動又は当該後方支援活動若しくは当該協力支援活動を実施している場合については、第四条第一項第二号又は第二項第二号の規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を使用することができる。

2| 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるとまがないときは、この限りでない。

3| 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4| 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

5| 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、前条第一項の規定により船舶検査活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は同条第七項において準用する重要影響事態安全確保法第六条第二項の規定により重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う第三条第一項後段の後方支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、若しくは前条第七項において準用する国際平和協力支

（新設）

（新設）

2| 前項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

（新設）

援活動法第七条第二項の規定により国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う第三条第二項後段の協力支援活動としての自衛隊の任務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（第五条関係）  
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための手続等（第九条―第二十条）</p> <p>（削る）</p> <p>第三章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置（第二十一条―第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）及び存立危機事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための態勢を整備し、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p>	<p>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 武力攻撃事態等への対処のための手続等（第九条―第二十条）</p> <p>第三章 武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備（第二十一条―第二十三条）</p> <p>第四章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置（第二十四条―第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p>

(定義)

第二条 この法律(第一号に掲げる用語にあつては、第四号及び第八号ハ(1)を除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 存立危機事態 我が国と密接な関係にある他国に対する武力

攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。

五(七) (略)

八 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ 武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) (略)

(2) (1)に掲げる自衛隊の行動、アメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)に従って武力攻撃を排除するために必要な行動及びその他の外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

三 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

(新設)

四(六) (略)

七 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ 武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) (略)

(2) (1)に掲げる自衛隊の行動及びアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)に従って武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置

施設又は役務の提供その他の措置

(3) (略)

ロ (略)

ハ 存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃であつて、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるもの（以下「存立危機武力攻撃」という。）を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動

(2) (1)に掲げる自衛隊の行動及び外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して存立危機武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

ニ 存立危機武力攻撃による深刻かつ重大な影響から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は存立危機武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために存立危機事態の推移に応じて実施する公共的な施設の保安の確保、生活関連物資等の安定供給その他の措置

(武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処に関する基本理念)

第三条 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処においては、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。

(3) (略)

ロ (略)

(新設)

(新設)

(武力攻撃事態等への対処に関する基本理念)

第三条 武力攻撃事態等への対処においては、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。

2・3 (略)

4 | 存立危機事態においては、存立危機武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。ただし、存立危機武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。

5 | 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限が加えられる場合にあつても、その制限は当該武力攻撃事態等及び存立危機事態に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。この場合において、日本国憲法第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

6 | 武力攻撃事態等及び存立危機事態においては、当該武力攻撃事態等及び存立危機事態並びにこれらへの対処に関する状況について、適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるようにしなければならない。

7 | 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処においては、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力するほか、関係する外国との協力を緊密にしつつ、国際連合を始めとする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにしなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保障するため、武力攻撃事態等及び存立危機事態において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、前条の基本理念のつとめ、組織及び機能の全てを挙げて、武力攻撃事態等及び存立危機事態に対処すると

2・3 (略)

(新設)

4 | 武力攻撃事態等への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限が加えられる場合にあつても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。この場合において、日本国憲法第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

5 | 武力攻撃事態等においては、当該武力攻撃事態等及びこれへの対処に関する状況について、適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるようにしなければならない。

6 | 武力攻撃事態等への対処においては、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力しつつ、国際連合を始めとする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにしなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保障するため、武力攻撃事態等において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、前条の基本理念のつとめ、組織及び機能のすべてを挙げて、武力攻撃事態等に対処するとともに、国全体として万全の措置



ともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

2 国は、前項の責務を果たすため、武力攻撃事態等及び存立危機事態への円滑かつ効果的な対処が可能となるよう、関係機関が行うこれらの事態への対処についての訓練その他の関係機関相互の緊密な連携協力の確保に資する施策を実施するものとする。

(国民の協力)

第八条 国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性に鑑み、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が武力攻撃事態等において対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。

第二章 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための  
手続等

(対処基本方針)

第九条 政府は、武力攻撃事態等又は存立危機事態に至ったときは、武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。  
一 対処すべき事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は存立危機事態であることの認定及び当該認定の前提となつた事実

ロ 事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であると認定する場合にあっては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他

が講じられるようにする責務を有する。

(新設)

第八条 国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。

(国民の協力)

第二章 武力攻撃事態等への対処のための手続等

(対処基本方針)

第九条 政府は、武力攻撃事態等に至ったときは、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。  
一 武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となつた事実

(新設)

(新設)

に適切な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由

二 当該武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する全般的な方針

三 (略)

3 武力攻撃事態又は存立危機事態においては、対処基本方針には、前項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一〜四 (略)

五 防衛大臣が武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認

六 防衛大臣が武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）第四条の規定に基づき命ずる同法第四章の規定による措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

4 武力攻撃事態又は存立危機事態においては、対処基本方針には、前項に定めるもののほか、第二項第三号に定める事項として、第一号に掲げる内閣総理大臣が行う国会の承認（衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下この条において同じ。）の求めを行う場合にあつてはその旨を、内閣総理大臣が第二号に掲げる防衛出動を命ずる場合にあつてはその旨を記載しなければならない。ただし、同号に掲げる防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るとまがない場合でなければ、することができない。

二 当該武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針

三 (略)

3 武力攻撃事態においては、対処基本方針には、前項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一〜四 (略)

五 防衛大臣が武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認

六 防衛大臣が武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）第四条の規定に基づき命ずる同法第四章の規定による措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

4 武力攻撃事態においては、対処基本方針には、前項に定めるもののほか、第二項第三号に定める事項として、第一号に掲げる内閣総理大臣が行う国会の承認（衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下この条において同じ。）の求めを行う場合にあつてはその旨を、内閣総理大臣が第二号に掲げる防衛出動を命ずる場合にあつてはその旨を記載しなければならない。ただし、同号に掲げる防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るとまがない場合でなければ、することができない。

一 (略)

二 (略)

5 武力攻撃予測事態においては、対処基本方針には、第二項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一～四 (略)

五 防衛大臣が武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認

6～15 (略)

(対策本部の設置)

第十条 内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に事態対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 (略)

(対策本部の組織)

第十一条 対策本部の長は、事態対策本部長（以下「対策本部長」という。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

一 内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについての自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づく国会の承認の求め

二 自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が命ずる防衛出動

5 武力攻撃予測事態においては、対処基本方針には、第二項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一～四 (略)

五 防衛大臣が武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認

6～15 (略)

(対策本部の設置)

第十条 内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に武力攻撃事態等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 (略)

(対策本部の組織)

第十一条 対策本部の長は、武力攻撃事態等対策本部長（以下「対策本部長」という。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

- 2 (略)
- 3 対策本部に、事態対策副本部長（以下「対策副本部長」という。）、事態対策本部長（以下「対策本部長」という。）その他の職員を置く。
- 4 5 7 (略)

(指定行政機関の長の権限の委任)

- 第十三条 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第二条第五号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関。次項において同じ。）は、対策本部が設置されたときは、対処措置を実施するため必要な権限の全部又は一部を当該対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。
- 2 (略)

(国際連合安全保障理事会への報告)

- 第十八条 政府は、武力攻撃又は存立危機武力攻撃の排除に当たつて我が国が講じた措置について、国際連合憲章第五十一条（武力攻撃の排除に当たつて我が国が講じた措置にあつては、同条及び日米安保条約第五条第二項）の規定に従つて、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。

(削る)

(削る)

- 2 (略)
- 3 対策本部に、武力攻撃事態等対策副本部長（以下「対策副本部長」という。）、武力攻撃事態等対策本部長（以下「対策本部長」という。）その他の職員を置く。
- 4 5 7 (略)

(指定行政機関の長の権限の委任)

- 第十三条 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第二条第四号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関。次項において同じ。）は、対策本部が設置されたときは、対処措置を実施するため必要な権限の全部又は一部を当該対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。
- 2 (略)

(国際連合安全保障理事会への報告)

- 第十八条 政府は、国際連合憲章第五十一条及び日米安保条約第五条第二項の規定に従つて、武力攻撃の排除に当たつて我が国が講じた措置について、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。

第三章 武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備

(事態対処法制の整備に関する基本方針)

- 第二十一条 政府は、第三条の基本理念にのっとり、武力攻撃事態

(削る)

- 2 事態対処法制は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施が確保されたものでなければならない。
  - 3 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、対処措置について、その内容に応じ、安全の確保のために必要な措置を講ずるものとする。
  - 4 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、対処措置及び被害の復旧に関する措置が的確に実施されるよう必要な財政上の措置を講ずるものとする。
  - 5 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、武力攻撃事態等への対処において国民の協力が得られるよう必要な措置を講ずるものとする。この場合においては、国民が協力をしたことにより受けた損失に関し、必要な財政上の措置を併せて講ずるものとする。
  - 6 政府は、事態対処法制について国民の理解を得るために適切な措置を講ずるものとする。
- (事態対処法制の整備)
- 第二十二條 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、次に掲げる措置が適切かつ効果的に実施されるようにするものとする。
- 一 次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置
  - イ 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置
  - ロ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

(削る)

### 第三章 (略)

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十一条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十四条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等及び存立危機事態以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2 (略)

ハ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

ニ 輸送及び通信に関する措置

ホ 国民の生活の安定に関する措置

ヘ 被害の復旧に関する措置

二 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する行動が円滑かつ効果的に実施されるための次に掲げる措置その他の武力攻撃事態等を終結させるための措置（次号に掲げるものを除く）。

イ 捕虜の取扱いに関する措置

ロ 電波の利用その他通信に関する措置

ハ 船舶及び航空機の航行に関する措置

三 アメリカ合衆国の軍隊が実施する日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置

(事態対処法制の計画的整備)

第二十三条 政府は、事態対処法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない。

### 第四章 (略)

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十四条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2 (略)

〔緊急対処事態対処方針〕

第二十二條 (略)

〔緊急対処事態対策本部の設置〕

第二十三條 (略)

(準用)

第二十四條 第三條(第二項、第三項ただし書、第四項及び第七項を除く。)、第四條から第八條まで、第十一條から第十三條まで、第十七條、第十九條及び第二十條の規定は、緊急対処事態及び緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第三條第三項中「武力攻撃」とあるのは「緊急対処事態における攻撃」と、第四條第一項中「我が国を防衛し」とあるのは「公共の安全と秩序を維持し」と、第八條、第十三條第一項及び第十七條中「対処措置」とあるのは「緊急対処措置」と、第十二條第一号中「対処措置に関する対処基本方針」とあるのは「緊急対処措置に関する緊急対処事態対処方針」と、第十九條第一項中「対処基本方針」とあるのは「緊急対処事態対処方針」と読み替えるものとする。

〔緊急対処事態対処方針〕

第二十五條 (略)

〔緊急対処事態対策本部の設置〕

第二十六條 (略)

(準用)

第二十七條 第三條(第二項、第三項ただし書及び第六項を除く。)、第四條から第八條まで、第十一條から第十三條まで、第十七條、第十九條及び第二十條の規定は、緊急対処事態及び緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第三條第三項中「武力攻撃」とあるのは「緊急対処事態における攻撃」と、第四條中「我が国を防衛し」とあるのは「公共の安全と秩序を維持し」と、第八條、第十三條第一項及び第十七條中「対処措置」とあるのは「緊急対処措置」と、第十二條第一号中「対処措置に関する対処基本方針」とあるのは「緊急対処措置に関する緊急対処事態対処方針」と、第十九條第一項中「対処基本方針」とあるのは「緊急対処事態対処方針」と読み替えるものとする。

○ 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）  
 （第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態等において日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）に従って武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置、武力攻撃事態等又は存立危機事態において自衛隊と協力して武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必要な外国軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他のこれらの行動に伴い我が国が実施する措置について定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 武力攻撃事態等 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）第一条に規定する武力攻撃事態等をいう。</p>	<p>武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態等において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）に従って武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置について定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 武力攻撃事態等 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）第一条に規定する武力攻撃事態等をいう。</p>



二・三 (略)

四 存立危機事態 事態対処法第二条第四号に規定する存立危機事態をいう。

五 存立危機武力攻撃 事態対処法第二条第八号ハ(1)に規定する存立危機武力攻撃をいう。

六 特定合衆国軍隊 武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動を実施しているアメリカ合衆国の軍隊をいう。

七 外国軍隊 武力攻撃事態等又は存立危機事態において、自衛隊と協力して武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必要な行動を実施している外国の軍隊(特定合衆国軍隊を除く。)をいう。

八 行動関連措置 次に掲げる措置であつて、対処基本方針(事態対処法第九条第一項に規定する対処基本方針をいう。以下同じ。)に基づき、自衛隊その他の指定行政機関(事態対処法第二条第五号に規定する指定行政機関をいう。以下同じ。)が実施するものをいう。

イ 武力攻撃事態等において、特定合衆国軍隊の行動(第六号に規定する行動(武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等にあつては、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な準備のための同号に規定する行動)をいう。以下同じ。)が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の特定合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置

二・三 (略)

(新設)

(新設)

四 合衆国軍隊 武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動を実施しているアメリカ合衆国の軍隊をいう。  
(新設)

五 行動関連措置 武力攻撃事態等において、合衆国軍隊の行動(前号に規定する行動(武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等にあつては、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な準備のための同号に規定する行動)をいう。以下同じ。)が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置であつて、対処基本方針(事態対処法第九条第一項に規定する対処基本方針をいう。以下同じ。)に基づき、自衛隊その他の指定行政機関(事態対処法第二条第四号に規定する指定行政機関をいう。以下同じ。)が実施するものをいう。  
(新設)

ロ 武力攻撃事態等又は存立危機事態において、外国軍隊の行動（前号に規定する行動（武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等にあつては、自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な準備のための同号に規定する行動）をいう。以下同じ。）が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の外国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置

（政府の責務）

第三条 政府は、武力攻撃事態等及び存立危機事態においては、的確かつ迅速に行動関連措置を実施し、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に努めるものとする。

（行動関連措置の基本原則）

第四条 行動関連措置は、武力攻撃及び存立危機武力攻撃を排除する目的の範囲内において、事態に応じ合理的に必要と判断される限度を超えるものであってはならない。

（地方公共団体及び事業者の責務）

第五条 地方公共団体及び事業者は、指定行政機関から武力攻撃事態等において行動関連措置に関し協力を要請されたときは、その要請に応じるよう努めるものとする。

（合衆国政府等との連絡）

第六条 （略）

2 前項に規定するもののほか、政府は、第三条の責務を果たすため、武力攻撃事態等又は存立危機事態の状況の認識及び武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関し、関係する外国政府と緊密な連絡を保つよう努めるものとする。

（新設）

第三条 政府は、武力攻撃事態等においては、的確かつ迅速に行動関連措置を実施し、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に努めるものとする。

（政府の責務）

（行動関連措置の基本原則）

第四条 行動関連措置は、武力攻撃を排除する目的の範囲内において、事態に応じ合理的に必要と判断される限度を超えるものであってはならない。

（地方公共団体及び事業者の責務）

第五条 地方公共団体及び事業者は、指定行政機関から行動関連措置に関し協力を要請されたときは、その要請に応じるよう努めるものとする。

（合衆国政府等との連絡）

第六条 （略）

（新設）

2 前項に規定するもののほか、政府は、第三条の責務を果たすため、武力攻撃事態等又は存立危機事態の状況の認識及び武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関し、関係する外国政府と緊密な連絡を保つよう努めるものとする。

(情報の提供)

第七条 政府は、武力攻撃事態等又は存立危機事態においては、国民に対し、特定合衆国軍隊の行動又は外国軍隊の行動(以下「特定合衆国軍隊等の行動」という。)に係る地域その他の特定合衆国軍隊等の行動に関する状況及び行動関連措置の実施状況について、必要な情報の提供を適切に行うものとする。

(地方公共団体との連絡調整)

第八条 政府は、特定合衆国軍隊等の行動又は行動関連措置の実施が地方公共団体の実施する対処措置(事態対処法第二条第八号に規定する対処措置をいう。)に影響を及ぼすおそれがあるときは、関係する地方公共団体との連絡調整を行うものとする。

(特定合衆国軍隊の行為に係る通知)

第九条 防衛大臣は、武力攻撃事態(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第七十六条第一項の規定による防衛出動命令があった場合に限る。第十四条第一項において同じ。)において、特定合衆国軍隊から、同法第一百五十一条第一項若しくは第二項又は第一百五十一条の十六第一項に規定する行為をし、又はした旨の連絡を受けたときは、これらの規定の例に準じて通知するものとする。

(行動関連措置に関する指針の作成)

第十三条 事態対策本部長(事態対処法第十一条第一項に規定する事態対策本部長をいう。)は、行動関連措置を的確かつ迅速に実施するため、対処基本方針に基づき、行動関連措置に関する指針を定めることができる。

(情報の提供)

第七条 政府は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、合衆国軍隊の行動に係る地域その他の合衆国軍隊の行動に関する状況及び行動関連措置の実施状況について、必要な情報の提供を適切に行うものとする。

(地方公共団体との連絡調整)

第八条 政府は、合衆国軍隊の行動又は行動関連措置の実施が地方公共団体の実施する対処措置(事態対処法第二条第七号に規定する対処措置をいう。)に影響を及ぼすおそれがあるときは、関係する地方公共団体との連絡調整を行うものとする。

(合衆国軍隊の行為に係る通知)

第九条 防衛大臣は、武力攻撃事態(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第七十六条第一項の規定による防衛出動命令があった場合に限る。第十四条第一項において同じ。)において、合衆国軍隊から、同法第一百五十一条第一項若しくは第二項又は第一百五十一条の十六第一項に規定する行為をし、又はした旨の連絡を受けたときは、これらの規定の例に準じて通知するものとする。

(行動関連措置に関する指針の作成)

第十三条 武力攻撃事態等対策本部長(事態対処法第十一条第一項に規定する武力攻撃事態等対策本部長をいう。)は、行動関連措置を的確かつ迅速に実施するため、対処基本方針に基づき、行動関連措置に関する指針を定めることができる。

2 (略)

(損失の補償)

第十四条 国は、特定合衆国軍隊の次の各号に掲げる行為により損失を受けた者がある場合においては、それぞれ当該各号に定める法律の規定の例により、その損失を補償しなければならない。

- 一 武力攻撃事態において、特定合衆国軍隊の行動に係る地域内を緊急に移動するに際して、通行に支障がある場所をう回するために行う自衛隊法第九十二条の二前段に規定する場所の通行  
同条後段

- 二 武力攻撃事態において、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第一百四十五条の五第一項の規定により同項に規定する自衛隊等の使用する車両以外の車両の道路における通行が禁止され、又は制限されている区域又は道路の区間を特定合衆国軍隊車両(特定合衆国軍隊の使用する車両をいう。以下この号において同じ。)により通行する場合において、車両その他の物件が通行の妨害となることにより特定合衆国軍隊の行動の実施に著しい支障を生ずるおそれがあり、かつ、警察官又は当該車両その他の物件の占有者、所有者若しくは管理者のいずれもがその場にいないときに、特定合衆国軍隊車両の円滑な通行の確保に必要な措置をとるためやむを得ない限度において行う当該車両その他の物件の破損 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十二条第一項

(土地の使用等)

第十五条 防衛大臣は、武力攻撃事態において、特定合衆国軍隊の用に供するため土地又は家屋(以下「土地等」という。)を緊急に

2 (略)

(損失の補償)

第十四条 国は、合衆国軍隊の次の各号に掲げる行為により損失を受けた者がある場合においては、それぞれ当該各号に定める法律の規定の例により、その損失を補償しなければならない。

- 一 武力攻撃事態において、合衆国軍隊の行動に係る地域内を緊急に移動するに際して、通行に支障がある場所をう回するために行う自衛隊法第九十二条の二前段に規定する場所の通行  
同条後段

- 二 武力攻撃事態において、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第一百四十五条の五第一項の規定により同項に規定する自衛隊等の使用する車両以外の車両の道路における通行が禁止され、又は制限されている区域又は道路の区間を合衆国軍隊車両(合衆国軍隊の使用する車両をいう。以下この号において同じ。)により通行する場合において、車両その他の物件が通行の妨害となることにより合衆国軍隊の行動の実施に著しい支障を生ずるおそれがあり、かつ、警察官又は当該車両その他の物件の占有者、所有者若しくは管理者のいずれもがその場にいないときに、合衆国軍隊車両の円滑な通行の確保に必要な措置をとるためやむを得ない限度において行う当該車両その他の物件の破損 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十二条第一項

(土地の使用等)

第十五条 防衛大臣は、武力攻撃事態において、合衆国軍隊の用に供するため土地又は家屋(以下「土地等」という。)を緊急に必

に必要とする場合において、その土地等を特定合衆国軍隊の用に供することが適正かつ合理的であり、かつ、武力攻撃を排除する上で不可欠であると認めるときは、その告示して定めた地域内に限り、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）の規定にかかわらず、期間を定めて、当該土地等を使用することができる。

2 前項の規定により土地を使用する場合において、当該土地の上にある立木その他土地に定着する物件（家屋を除く。以下「立木等」という。）が特定合衆国軍隊の行動の妨げとなると認められるときは、防衛大臣は、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、当該立木等を処分することができる。

3 第一項の規定により家屋を使用する場合において、特定合衆国軍隊の行動の実施のためやむを得ない必要があると認められるときは、防衛大臣は、その必要な限度において、当該家屋の形状を変更することができる。

4・5 (略)

要とする場合において、その土地等を合衆国軍隊の用に供することが適正かつ合理的であり、かつ、武力攻撃を排除する上で不可欠であると認めるときは、その告示して定めた地域内に限り、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）の規定にかかわらず、期間を定めて、当該土地等を使用することができる。

2 前項の規定により土地を使用する場合において、当該土地の上にある立木その他土地に定着する物件（家屋を除く。以下「立木等」という。）が合衆国軍隊の行動の妨げとなると認められるときは、防衛大臣は、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、当該立木等を処分することができる。

3 第一項の規定により家屋を使用する場合において、合衆国軍隊の行動の実施のためやむを得ない必要があると認められるときは、防衛大臣は、その必要な限度において、当該家屋の形状を変更することができる。

4・5 (略)

○ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）（第七条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「指定行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）第一条、第二条第一号、同条第五号、同条第七号、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する当該用語の意義による。</p> <p>2 この法律において「対処措置等」とは、事態対処法第二条第八号イ(1)及び(2)に掲げる措置並びに対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じてアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動及び外国軍隊（武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第二条第七号に規定する外国軍隊をいう。）が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な行動並びに国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第三項の国民の保護のための措置をいう。第十八条第一項第一号において同じ。）をいう。</p> <p>3 3 7 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「指定行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）第一条、第二条第一号、同条第四号、同条第六号、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する当該用語の意義による。</p> <p>2 この法律において「対処措置等」とは、事態対処法第二条第七号イ(1)及び(2)に掲げる措置並びに対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じてアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動並びに国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第三項の国民の保護のための措置をいう。第十八条第一項第一号において同じ。）をいう。</p> <p>3 3 7 (略)</p>

(電波の利用調整)

第十八条 総務大臣は、無線局（電波法第二条第五号の無線局をいう。以下この条において同じ。）が行う第一号に掲げる無線通信のうち特定のもの、他の無線局が行う同号又は第二号に掲げる無線通信に優先させるため特に必要があるときは、電波の利用指針に基づき、当該特定の無線通信を行う無線局について、電波法第四百条の二第一項の規定により付した免許の条件の変更、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第一百二十二条第三項の規定による総務大臣の定めの変更その他当該無線局の運用に關し必要な措置を講ずることができる。

一 事態対処法第二条第八号イ(1)若しくは(2)に掲げる措置又は国民の保護のための措置を実施するために必要な無線通信

二 (略)

2 3 4 (略)

(緊急対処事態における特定公共施設等の利用)

第二十一条 政府は、緊急対処事態（事態対処法第二十二条第一項の緊急対処事態をいう。）においては、これに的確かつ迅速に対処し、特定公共施設等の円滑かつ効果的な利用を確保するため、第六条、第七条（第十一条において準用する場合を含む。）、第十条、第十二条、第十三条、第十四条第二項（海域の利用指針の内容に係る部分に限る。）及び第十五条から第十七条までの規定に準じ、特定公共施設等の利用に關する指針の策定その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。

(電波の利用調整)

第十八条 総務大臣は、無線局（電波法第二条第五号の無線局をいう。以下この条において同じ。）が行う第一号に掲げる無線通信のうち特定のもの、他の無線局が行う同号又は第二号に掲げる無線通信に優先させるため特に必要があるときは、電波の利用指針に基づき、当該特定の無線通信を行う無線局について、電波法第四百条の二第一項の規定により付した免許の条件の変更、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第一百二十二条第三項の規定による総務大臣の定めの変更その他当該無線局の運用に關し必要な措置を講ずることができる。

一 事態対処法第二条第七号イ(1)若しくは(2)に掲げる措置又は国民の保護のための措置を実施するために必要な無線通信

二 (略)

2 3 4 (略)

(緊急対処事態における特定公共施設等の利用)

第二十一条 政府は、緊急対処事態（事態対処法第二十五条第一項の緊急対処事態をいう。）においては、これに的確かつ迅速に対処し、特定公共施設等の円滑かつ効果的な利用を確保するため、第六条、第七条（第十一条において準用する場合を含む。）、第十条、第十二条、第十三条、第十四条第二項（海域の利用指針の内容に係る部分に限る。）及び第十五条から第十七条までの規定に準じ、特定公共施設等の利用に關する指針の策定その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。

○ 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）（第八条関係）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。以下同じ。）及び存立危機事態（同条第四号に規定する存立危機事態をいう。以下同じ。）に際して、外国軍用品等の海上輸送を規制するため、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手續並びに防衛省に設置する外国軍用品審判所における審判の手續等を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 外国軍隊等 武力攻撃事態又は存立危機事態において、武力攻撃（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第一号に規定する武力攻撃をいう。第十六条において同じ。）又は</p>	<p>武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。以下同じ。）に際して、我が国領海又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）における外国軍用品等の海上輸送を規制するため、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手續並びに防衛省に設置する外国軍用品審判所における審判の手續等を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 外国軍隊等 武力攻撃事態において、武力攻撃（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第一号に規定する武力攻撃をいう。第十六条において同じ。）を行っている外国の軍隊その他これに類</p>



存立危機武力攻撃（同法第二条第八号ハ(1)に規定する存立危機武力攻撃をいう。次号において同じ。）を行つてゐる外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

二 外国軍用品 次のイからチまでのいずれかに掲げる物品（政令で指定するものに限る。）で外国軍隊等が所在する地域を仕向地とするもの及び次のリからヲまでのいずれかに掲げる物品（政令で指定するものに限る。）で、武力攻撃事態においては外国軍隊等が所在する我が国の領域又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）上の地域を、存立危機事態においては外国軍隊等が所在する存立危機武力攻撃を受けてゐる外国の領域又は当該外国周辺の公海上の地域を仕向地とするものをいう。

イ〜ヲ（略）

三〜八（略）

（海上自衛隊の部隊による措置）

第四条 防衛大臣は、自衛隊法第七十六条第一項の規定により海上自衛隊の全部又は一部に出動が命ぜられた場合において、我が国領海、外国の領海（海上自衛隊の部隊が第四章の規定による措置を行うことについて当該外国の同意がある場合に限る。）又は公海において外国軍用品等の海上輸送を規制する必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、同項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊に、同章の規定による措置を命ずることができる。

2（略）

（停船検査）

第十六条 艦長等は、武力攻撃が発生した事態又は存立危機事態に

する組織をいう。

二 外国軍用品 次のイからチまでのいずれかに掲げる物品（政令で指定するものに限る。）で外国軍隊等が所在する地域を仕向地とするもの及び次のリからヲまでのいずれかに掲げる物品（政令で指定するものに限る。）で外国軍隊等が所在する我が国の領域又は我が国周辺の公海上の地域を仕向地とするものをいう。

イ〜ヲ（略）

三〜八（略）

（海上自衛隊の部隊による措置）

第四条 防衛大臣は、自衛隊法第七十六条第一項の規定により海上自衛隊の全部又は一部に出動が命ぜられた場合において、我が国領海又は我が国周辺の公海において外国軍用品等の海上輸送を規制する必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、同項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊に、第四章の規定による措置を命ずることができる。

2（略）

（停船検査）

第十六条 艦長等は、武力攻撃が発生した事態において、実施区域

において、実施区域を航行している船舶が外国軍用品等を輸送していることを疑うに足りる相当な理由があるときは、この節の定めるところにより、当該実施区域において、当該船舶について停船検査を行うことができる。ただし、当該船舶が軍艦等に警護されている場合は、この限りでない。

(抑留対象者の取扱い)

第三十八条 停船検査を行う船舶又は回航船舶内に抑留対象者(武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)第三条第六号に規定する抑留対象者をいう。)がある場合におけるその取扱いについては、同法の定めるところによる。

第五十八条 外国軍用品審判所は、第五十二条第二項から第四項までの審決をした後、武力攻撃事態又は存立危機事態が終結したときは、遅滞なく、審決をもってこれを取り消さなければならない。

を航行している船舶が外国軍用品等を輸送していることを疑うに足りる相当な理由があるときは、この節の定めるところにより、当該実施区域において、当該船舶について停船検査を行うことができる。ただし、当該船舶が軍艦等に警護されている場合は、この限りでない。

(抑留対象者の取扱い)

第三十八条 停船検査を行う船舶又は回航船舶内に抑留対象者(武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)第三条第四号に規定する抑留対象者をいう。)がある場合におけるその取扱いについては、同法の定めるところによる。

第五十八条 外国軍用品審判所は、第五十二条第二項から第四項までの審決をした後、武力攻撃事態が終結したときは、遅滞なく、審決をもってこれを取り消さなければならない。

○ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるようにするとともに、武力攻撃事態及び存立危機事態において捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（以下「第三条約」という。）その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の確な実施を確保することを目的とする。</p> <p>（基本原則）</p> <p>第二条 国は、武力攻撃事態及び存立危機事態においてこの法律の規定により拘束され又は抑留された者（以下この条において「捕虜等」という。）の取扱いに当たっては、第三条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法に基づき、常に人道的な待遇を確保するとともに、捕虜等の生命、身体、健康及び名誉を尊重し、これらに対する侵害又は危難から常に保護しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 何人も、捕虜等に対し、武力攻撃又は存立危機武力攻撃に対す</p>	<p>武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるようにするとともに、武力攻撃事態において捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（以下「第三条約」という。）その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の確な実施を確保することを目的とする。</p> <p>（基本原則）</p> <p>第二条 国は、武力攻撃事態においてこの法律の規定により拘束され又は抑留された者（以下この条において「捕虜等」という。）の取扱いに当たっては、第三条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法に基づき、常に人道的な待遇を確保するとともに、捕虜等の生命、身体、健康及び名誉を尊重し、これらに対する侵害又は危難から常に保護しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 何人も、捕虜等に対し、武力攻撃に対する報復として、いかな</p>

る報復として、いかなる不利益をも与えてはならない。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 武力攻撃 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下この条において「事態対処法」という。）第二条第一号に規定する武力攻撃をいう。

二 (略)

三 存立危機武力攻撃 事態対処法第二条第八号ハ(1)に規定する存立危機武力攻撃をいう。

四 存立危機事態 事態対処法第二条第四号に規定する存立危機事態をいう。

五 敵国軍隊等 武力攻撃事態又は存立危機事態において、武力攻撃又は存立危機武力攻撃を行っている外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

六 抑留対象者 次のイからルまでのいずれかに該当する外国人をいう。

イ・ロ (略)

ハ 船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるもの（以下「軍艦等」という。）を除く。）であつて敵国軍隊等の軍艦等に警護されるもの又は武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）第二条第三号に規定する外国軍用品等（二において「外国軍用品等」という。）を輸送しているものの乗組員（武力攻撃又は存立危機武力攻撃を行っている外国の国籍を有する

る不利益をも与えてはならない。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 武力攻撃 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。次号において「事態対処法」という。）第二条第一号に規定する武力攻撃をいう。

二 (略)

(新設)

(新設)

三 敵国軍隊等 武力攻撃事態において、武力攻撃を行っている外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

四 抑留対象者 次のイからルまでのいずれかに該当する外国人をいう。

イ・ロ (略)

ハ 船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるもの（以下「軍艦等」という。）を除く。）であつて敵国軍隊等の軍艦等に警護されるもの又は武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）第二条第三号に規定する外国軍用品等（二において「外国軍用品等」という。）を輸送しているものの乗組員（武力攻撃を行っている外国の国籍を有する者に限る。）

者に限る。)

二 国際民間航空条約第三条に規定する民間航空機であつて敵国軍用航空機(敵国軍隊等に属し、かつ、その軍用に供する航空機をいう。)に警護されるもの又は外国軍用品等を輸送しているものの乗組員(同条約第三十二条(a)に規定する運航乗組員であつて、武力攻撃又は存立危機武力攻撃を行っている外国の国籍を有するものに限る。)

ホ (略)

ヘ 第一条約第二十六条第一項に規定する武力攻撃又は存立危機武力攻撃を行っている外国の赤十字社その他の篤志救済団体で当該外国の政府が正当に認められたものの職員のうち、ホに掲げる者と同一の任務に当たるもの

ト (略)

チ 第一条約第二十六条第一項に規定する武力攻撃又は存立危機武力攻撃を行っている外国の赤十字社その他の篤志救済団体で当該外国の政府が正当に認められたものの職員のうち、トに掲げる者と同一の任務に当たるもの

リール (略)

七 (略)

八 衛生要員 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第六号ホ又はヘに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

九 宗教要員 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第六号ト又はチに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

十 区別義務違反者 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第六号リに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

二 国際民間航空条約第三条に規定する民間航空機であつて敵国軍用航空機(敵国軍隊等に属し、かつ、その軍用に供する航空機をいう。)に警護されるもの又は外国軍用品等を輸送しているものの乗組員(同条約第三十二条(a)に規定する運航乗組員であつて、武力攻撃を行っている外国の国籍を有するものに限る。)

ホ (略)

ヘ 第一条約第二十六条第一項に規定する武力攻撃を行っている外国の赤十字社その他の篤志救済団体で当該外国の政府が正当に認められたものの職員のうち、ホに掲げる者と同一の任務に当たるもの

ト (略)

チ 第一条約第二十六条第一項に規定する武力攻撃を行っている外国の赤十字社その他の篤志救済団体で当該外国の政府が正当に認められたものの職員のうち、トに掲げる者と同一の任務に当たるもの

リール (略)

五 (略)

六 衛生要員 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第四号ホ又はヘに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

七 宗教要員 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第四号ト又はチに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

八 区別義務違反者 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第四号リに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

十一 間諜 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第六号又は掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

十二 傭兵 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第六号ルに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

十三 二十 (略)

(拘束措置)

第四条 自衛隊法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官(以下「出動自衛官」という。)は、武力攻撃が発生した事態又は存立危機事態において、服装、所持品の形状、周囲の状況その他の事情に照らし、抑留対象者に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、これを拘束することができる。

(抑留資格認定)

第十条 抑留資格認定官は、第六条第二項又は前条第四項の規定により被拘束者の引渡しを受けたときは、速やかに、当該被拘束者が抑留対象者に該当するかどうかの認定(抑留対象者に該当する場合にあつては、第三条第六号イからルまでのいずれに該当するか)の認定を含む。以下「抑留資格認定」という。)をしなければならない。

(抑留資格認定に係る処分)

第十六条 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者(第三条第六号ロ、ハ又はニに掲げる者(以下この条、次条及び第百二十一条第二項において「軍隊等非構成員捕虜」という。)を除く。)に

九 間諜 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第四号又は掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

十 傭兵 第二章第三節又は第四章第二節に規定する手続により第四号ルに掲げる外国人に該当する旨の抑留資格認定又は裁決を受けて抑留される者をいう。

十一 十八 (略)

(拘束措置)

第四条 自衛隊法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官(以下「出動自衛官」という。)は、武力攻撃が発生した事態において、服装、所持品の形状、周囲の状況その他の事情に照らし、抑留対象者に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、これを拘束することができる。

(抑留資格認定)

第十条 抑留資格認定官は、第六条第二項又は前条第四項の規定により被拘束者の引渡しを受けたときは、速やかに、当該被拘束者が抑留対象者に該当するかどうかの認定(抑留対象者に該当する場合にあつては、第三条第四号イからルまでのいずれに該当するか)の認定を含む。以下「抑留資格認定」という。)をしなければならない。

(抑留資格認定に係る処分)

第十六条 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者(第三条第四号ロ、ハ又はニに掲げる者(以下この条、次条及び第百二十一条第二項において「軍隊等非構成員捕虜」という。)を除く。)に

該当する旨の抑留資格認定をしたときは、防衛省令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

2 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者（軍隊等非構成員捕虜に限る。）に該当する旨の抑留資格認定をする場合においては、併せて、当該被拘束者を抑留する必要性についての判定をしなければならない。この場合において、当該被拘束者の抑留は、武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施するため特に必要と認めるときに限るものとし、抑留資格認定官は、あらかじめ、その判定について、防衛大臣の承認を得なければならない。

3 5 (略)

(抑留令書の方式)

第十八条 第十六条第五項の規定により発付される抑留令書には、次に掲げる事項を記載し、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一・二 (略)

三 抑留資格（抑留資格認定において当該被拘束者が該当すると認められた第三条第六号イからルまでの区分をいう。以下同じ）。

四・五 (略)

(懲戒処分)

第四十八条 懲戒権者（捕虜收容所長又は捕虜收容所に勤務する幹部自衛官（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項に規定する幹部自衛官をいう。）であつて政令で定める者をいう。以下同じ。）は、被收容者が次の各号のいずれかの

該当する旨の抑留資格認定をしたときは、防衛省令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

2 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者（軍隊等非構成員捕虜に限る。）に該当する旨の抑留資格認定をする場合においては、併せて、当該被拘束者を抑留する必要性についての判定をしなければならない。この場合において、当該被拘束者の抑留は、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施するため特に必要と認めるときに限るものとし、抑留資格認定官は、あらかじめ、その判定について、防衛大臣の承認を得なければならない。

3 5 (略)

(抑留令書の方式)

第十八条 第十六条第五項の規定により発付される抑留令書には、次に掲げる事項を記載し、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一・二 (略)

三 抑留資格（抑留資格認定において当該被拘束者が該当すると認められた第三条第四号イからルまでの区分をいう。以下同じ）。

四・五 (略)

(懲戒処分)

第四十八条 懲戒権者（捕虜收容所長又は捕虜收容所に勤務する幹部自衛官（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項に規定する幹部自衛官をいう。）であつて政令で定める者をいう。以下同じ。）は、被收容者が次の各号のいずれかの

行為をしたときは、当該被收容者に対し、懲戒処分を行うことができる。

一・二 (略)

三 信書の発信その他の方法により我が国の防衛上支障のある通信を試みることをその他の武力攻撃又は存立危機武力攻撃に資する行為を行うこと。

四 (略)

(面会の停止等)

第八十二条 防衛大臣は、武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の武力攻撃事態又は存立危機事態への対処に係る状況に照らし、我が国の防衛上特段の必要がある場合には、捕虜收容所長に対し、期間及び捕虜收容所の施設を指定して、前二条の規定による面会の制限又は停止を命ずることができる。

2 (略)

(基準の作成)

第三百三十七条 防衛大臣は、武力攻撃事態又は存立危機事態に際して、遅滞なく、次に掲げる武力攻撃事態又は存立危機事態における捕虜、衛生要員及び宗教要員の送還に関する基準を作成するものとする。

一・三 (略)

2 防衛大臣は、武力攻撃事態又は存立危機事態の終了後、速やかに、送還令書を発付すべき被收容者の順序、被收容者の引渡しを行うべき地(以下「送還地」という。)、送還地までの交通手段、送還時に携行を許可すべき携帯品の内容その他の送還の実施に必要な基準(以下「終了時送還基準」という。)を作成するもの

行為をしたときは、当該被收容者に対し、懲戒処分を行うことができる。

一・二 (略)

三 信書の発信その他の方法により我が国の防衛上支障のある通信を試みることをその他の武力攻撃に資する行為を行うこと。

四 (略)

(面会の停止等)

第八十二条 防衛大臣は、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の武力攻撃事態への対処に係る状況に照らし、我が国の防衛上特段の必要がある場合には、捕虜收容所長に対し、期間及び捕虜收容所の施設を指定して、前二条の規定による面会の制限又は停止を命ずることができる。

2 (略)

(基準の作成)

第三百三十七条 防衛大臣は、武力攻撃事態に際して、遅滞なく、次に掲げる武力攻撃事態における捕虜、衛生要員及び宗教要員の送還に関する基準を作成するものとする。

一・三 (略)

2 防衛大臣は、武力攻撃事態の終了後、速やかに、送還令書を発付すべき被收容者の順序、被收容者の引渡しを行うべき地(以下「送還地」という。)、送還地までの交通手段、送還時に携行を許可すべき携帯品の内容その他の送還の実施に必要な基準(以下「終了時送還基準」という。)を作成するものとする。



とする。

3 前二項に規定するもののほか、防衛大臣は、次に掲げる武力攻撃事態又は存立危機事態における捕虜の送還に関する基準を作成することができる。

一・二 (略)

4 前三項に規定するもののほか、防衛大臣は、武力攻撃事態又は存立危機事態に際して、武力攻撃又は存立危機武力攻撃を行っていない第三条約の締約国に対する次に掲げる措置を講ずるための捕虜の引渡し（以下「移出」という。）に関する基準（以下「移出基準」という。）を作成することができる。

一・二 (略)

5・6 (略)

（重傷病捕虜等の送還）

第三百三十九条 捕虜収容所長は、武力攻撃事態又は存立危機事態において、捕虜収容所に収容されている捕虜、衛生要員又は宗教要員のうち、送還対象重傷病者に該当すると認めるものがあるときは、速やかに、その者に対し、その旨及び送還に同意する場合には送還される旨の通知をしなければならない。

2～6 (略)

（武力攻撃事態又は存立危機事態における衛生要員及び宗教要員の送還）

第四百十条 捕虜収容所長は、武力攻撃事態又は存立危機事態において、抑留されている衛生要員の人数が衛生要員送還基準に定める人数の上限を超えたときは、当該衛生要員送還基準に従い、その超えた人数に相当する人数の衛生要員について、速やかに、第四百十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、防衛大臣は、次に掲げる武力攻撃事態における捕虜の送還に関する基準を作成することができる。

一・二 (略)

4 前三項に規定するもののほか、防衛大臣は、武力攻撃事態に際して、武力攻撃を行っていない第三条約の締約国に対する次に掲げる措置を講ずるための捕虜の引渡し（以下「移出」という。）に関する基準（以下「移出基準」という。）を作成することができる。

一・二 (略)

5・6 (略)

（重傷病捕虜等の送還）

第三百三十九条 捕虜収容所長は、武力攻撃事態において、捕虜収容所に収容されている捕虜、衛生要員又は宗教要員のうち、送還対象重傷病者に該当すると認めるものがあるときは、速やかに、その者に対し、その旨及び送還に同意する場合には送還される旨の通知をしなければならない。

2～6 (略)

（武力攻撃事態における衛生要員及び宗教要員の送還）

第四百十条 捕虜収容所長は、武力攻撃事態において、抑留されている衛生要員の人数が衛生要員送還基準に定める人数の上限を超えたときは、当該衛生要員送還基準に従い、その超えた人数に相当する人数の衛生要員について、速やかに、第四百十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

2 捕虜收容所長は、武力攻撃事態又は存立危機事態において、衛生要員送還基準に従い、抑留されている衛生要員と交代してその任務を行うために入国する者（次項において「交代要員」という。）に対し、同項の規定により抑留令書が発付される場合には、その抑留令書の発付を受ける者の人数に相当する人数の衛生要員について、速やかに、第四百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

3 抑留資格認定官は、防衛大臣の定めるところにより、前項の交代要員について、第四条の規定によりその身体を拘束しないときであっても、その者が抑留対象者（第三条第六号ホに掲げる者に限る。）に該当すると認めるときは、第十六条の規定の例により抑留令書を発付することができる。

4 (略)

(武力攻撃事態又は存立危機事態の終了後の送還)

第四百四十一条 (略)

(送還の特例)

第四百四十六条 送還令書の発付を受けた者が、第三条第六号ロ、へ又はチに掲げる者に該当し、かつ、敵国軍隊等が属する外国以外の国籍を有する者であるときは、防衛大臣は、その者の希望により、その国籍又は市民権の属する国に向け、我が国から退去することを許可することができる。

2 (略)

(領置武器等の帰属)

第一百五十九条 領置武器等については、武力攻撃事態又は存立危機事態の終了の時までに廃棄されていないときは、同日に国庫に帰属する。

2 捕虜收容所長は、武力攻撃事態において、衛生要員送還基準に従い、抑留されている衛生要員と交代してその任務を行うために入国する者（次項において「交代要員」という。）に対し、同項の規定により抑留令書が発付される場合には、その抑留令書の発付を受ける者の人数に相当する人数の衛生要員について、速やかに、第四百四十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

3 抑留資格認定官は、防衛大臣の定めるところにより、前項の交代要員について、第四条の規定によりその身体を拘束しないときであっても、その者が抑留対象者（第三条第四号ホに掲げる者に限る。）に該当すると認めるときは、第十六条の規定の例により抑留令書を発付することができる。

4 (略)

(武力攻撃事態終了後の送還)

第四百四十一条 (略)

(送還の特例)

第四百四十六条 送還令書の発付を受けた者が、第三条第四号ロ、へ又はチに掲げる者に該当し、かつ、敵国軍隊等が属する外国以外の国籍を有する者であるときは、防衛大臣は、その者の希望により、その国籍又は市民権の属する国に向け、我が国から退去することを許可することができる。

2 (略)

(領置武器等の帰属)

第一百五十九条 領置武器等については、武力攻撃事態の終了の時までに廃棄されていないときは、同日に国庫に帰属する。

属する。

(混成医療委員の指定)

第六十八條 防衛大臣は、武力攻撃事態又は存立危機事態に際して、被收容者に対する医療業務の実施に関して必要な勧告その他の措置をとるとともに第六十七條第一項第一号に規定する送還対象重傷病者に該当するかどうかの認定に係る診断を行う者(以下「混成医療委員」という。)として、医師である自衛隊員一名及び外国において医師に相当する者であつて指定赤十字国際機関が推薦するもの(以下「外国混成医療委員」という。)二名を指定するものとする。

2 (略)

#### 第六節 死亡時の措置

第七十一條 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第四條及び第五條第一項の規定は、武力攻撃事態に際して、被拘束者がその身体を拘束されている間に死亡した場合(捕虜收容所において死亡した場合を除く。)におけるその死体の埋葬及び火葬については、適用しない。

2 (略)

(混成医療委員の指定)

第六十八條 防衛大臣は、武力攻撃事態に際して、被收容者に対する医療業務の実施に関して必要な勧告その他の措置をとるとともに第六十七條第一項第一号に規定する送還対象重傷病者に該当するかどうかの認定に係る診断を行う者(以下「混成医療委員」という。)として、医師である自衛隊員一名及び外国において医師に相当する者であつて指定赤十字国際機関が推薦するもの(以下「外国混成医療委員」という。)二名を指定するものとする。

2 (略)

#### 第六節 死亡時の措置

第七十一條 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第四條及び第五條第一項の規定は、被拘束者がその身体を拘束されている間に死亡した場合(捕虜收容所において死亡した場合を除く。)におけるその死体の埋葬及び火葬については、適用しない。

2 (略)

改正案	現行
<p>（所掌事務等）</p> <p>第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 （略）</li> <li>二 （略）</li> <li>三 （略）</li> <li>四 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下この条において同じ。）又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針</li> <li>五 武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する重要事項</li> <li>六 重要影響事態への対処に関する重要事項</li> <li>七 国際平和共同対処事態への対処に関する重要事項</li> <li>八 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四十四年法律第七十九号）<u>第二条第一項に規定する国際平和協力業務の実施等に関する重要事項</u></li> <li>九 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）<u>第六章に規定する自衛隊の行動に関する重要事項（第四号から前号までに掲げるものを除く。）</u></li> <li>十 （略）</li> <li>十一 （略）</li> </ol>	<p>（所掌事務等）</p> <p>第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 国防の基本方針</li> <li>二 防衛計画の大綱</li> <li>三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱</li> <li>四 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下この条において同じ。）への対処に関する基本的な方針</li> <li>五 武力攻撃事態等への対処に関する重要事項</li> <li>六 周辺事態への対処に関する重要事項</li> <li>七 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）<u>第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項</u> （新設）</li> <li>八 国防に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）</li> <li>九 国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）</li> </ol>

十二 重大緊急事態（武力攻撃事態等、存立危機事態、重要影響事態、国際平和共同対処事態及び次項の規定により第九号又は第十号に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。）への対処に関する重要事項

十三（略）

2 内閣総理大臣は、前項第一号から第四号まで及び次の各号に掲げる事項並びに同項第五号から第十号まで及び第十二号に掲げる事項（次の各号に掲げる事項を除く。）のうち内閣総理大臣が必要と認めるものについては、会議に諮らなければならない。

一 前項第八号に掲げる事項のうち次に掲げる措置に関するもの  
イ 国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものの実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更（当該業務の終了に係る変更を含む。）

ロ 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号ラに掲げるものの実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更（当該業務の終了に係る変更を含む。）

ハ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七條第一項の規定による自衛官の国際連合への派遣

二 前項第九号に掲げる事項のうち自衛隊法第八十四条の三に規定する保護措置の実施に関するもの

十一 重大緊急事態（武力攻撃事態等、周辺事態及び次項の規定により第七号又は第八号に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。）への対処に関する重要事項

十二 その他国家安全保障に関する重要事項

2 内閣総理大臣は、前項第一号から第四号までに掲げる事項並びに同項第五号から第八号まで及び第十号に掲げる事項のうち内閣総理大臣が必要と認めるものについては、会議に諮らなければならない。

（新設）

（新設）

3 第一項の場合において、会議は、武力攻撃事態等、存立危機事態、重要影響事態及び重大緊急事態に関し、同項第四号から第六号まで又は第十二号に掲げる事項について審議した結果、特に緊急に対処する必要があると認めるときは、迅速かつ適切な対処が必要と認められる措置について内閣総理大臣に建議することができる。

(議員)

第五条 議員は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める国務大臣をもつて充てる。

一 第二条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる事項 前条第三項に規定する国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び国家公安委員会委員長

二 第二条第一項第十一号に掲げる事項 外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官

三 第二条第一項第十二号に掲げる事項 内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣

2 4 (略)

(事態対処専門委員会)

第九条 (略)

2 委員会は、第二条第一項第四号から第七号まで、第九号、第十号及び第十二号に掲げる事項(同項第九号及び第十号に掲げる事項については、その対処措置につき諮るべき事態に係るものに限る。)の審議を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき、会議に進言する。

3 第一項の場合において、会議は、武力攻撃事態等、周辺事態及び重大緊急事態に関し、同項第四号から第六号まで又は第十号に掲げる事項について審議した結果、特に緊急に対処する必要があると認めるときは、迅速かつ適切な対処が必要と認められる措置について内閣総理大臣に建議することができる。

(議員)

第五条 議員は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める国務大臣をもつて充てる。

一 第二条第一項第一号から第八号まで及び第十一号に掲げる事項 前条第三項に規定する国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び国家公安委員会委員長

二 第二条第一項第九号に掲げる事項 外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官

三 第二条第一項第十号に掲げる事項 内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣

2 4 (略)

(事態対処専門委員会)

第九条 (略)

2 委員会は、第二条第一項第四号から第八号まで及び第十号に掲げる事項(同項第七号及び第八号に掲げる事項については、その対処措置につき諮るべき事態に係るものに限る。)の審議を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき、会議に進言する。

3  
~  
5

(略)

3  
~  
5

(略)

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（自衛隊の防衛出動時における交通の規制等）            第百十四条の五 公安委員会は、自衛隊法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられた場合において、自衛隊又は武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）<u>第二条第六号</u>に規定する特定合衆国軍隊（以下「自衛隊等」という。）による我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するための行動が確かかつ円滑に実施されるようにするため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）<u>第百五十五条第一項</u>の規定の例により、自衛隊等の使用する車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（自衛隊の防衛出動時における交通の規制等）            第百十四条の五 公安委員会は、自衛隊法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられた場合において、自衛隊又は武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）<u>第二条第四号</u>に規定する合衆国軍隊（以下「自衛隊等」という。）による我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するための行動が確かかつ円滑に実施されるようにするため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）<u>第百五十五条第一項</u>の規定の例により、自衛隊等の使用する車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p>



改正案	現行
<p>（職員の派遣） 第二条（略）</p> <p>2 前項の業務は、次に掲げるものとする。ただし、第八号から第十一号までに掲げる業務にあつては、国際連合事務局の内部部局であつて当該業務を所掌するものとして政令で定めるものにおいて行うものに限る。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者（以下この号において「紛争当事者」という。）間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持することを目的として、国際連合の統括の下に行われる活動であつて、国際連合事務総長の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によって実施されるもののうち、次に掲げるものの方針の策定又は当該活動の基準の設定若しくは計画の作成</p> <p>イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意並びに当該活動が行われる地域の属する国（当該国において</p>	<p>（職員の派遣） 第二条（略）</p> <p>2 前項の業務は、次に掲げるものとする。ただし、第八号から第十一号までに掲げる業務にあつては、国際連合事務局の内部部局であつて当該業務を所掌するものとして政令で定めるものにおいて行うものに限る。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であつて、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意並びに当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合）の同意がある場合（武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合）に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されることを旨として、国際連合事務総長の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によって実施されるものの方針の策定又は当該活動の基準の設定若しくは計画の作成 （新設）</p>

3  
 九〇十一 (略)

ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

3  
 九〇十一 (略)

(新設)

(略)

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 通則（第一条―第九条）</p> <p>第二節 国民の保護のための措置の実施（第十条―第二十三条）</p> <p>第三節 国民の保護のための措置の実施に係る体制（第二十四条―第三十一条）</p> <p>第四節 国民の保護に関する基本指針等（第三十二条―第三十六条）</p> <p>第五節 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会（第三十七条―第四十条）</p> <p>第六節 組織の整備、訓練等（第四十一条―第四十三条）</p> <p>第二章 住民の避難に関する措置</p> <p>第一節 警報の発令等（第四十四条―第五十一条）</p> <p>第二節 避難の指示等（第五十二条―第六十条）</p> <p>第三節 避難住民の誘導（第六十一条―第七十三条）</p> <p>第三章 避難住民等の救援に関する措置</p> <p>第一節 救援（第七十四条―第九十三条）</p> <p>第二節 安否情報の収集等（第九十四条―第九十六条）</p> <p>第四章 武力攻撃災害への対処に関する措置</p> <p>第一節 通則（第九十七条―第一百条）</p> <p>第二節 応急措置等（第一百一条―第一百五十五条）</p> <p>第三節 被災情報の収集等（第一百二十六条―第一百二十八条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 通則（第一条―第九条）</p> <p>第二節 国民の保護のための措置の実施（第十条―第二十三条）</p> <p>第三節 国民の保護のための措置の実施に係る体制（第二十四条―第三十一条）</p> <p>第四節 国民の保護に関する基本指針等（第三十二条―第三十六条）</p> <p>第五節 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会（第三十七条―第四十条）</p> <p>第六節 組織の整備、訓練等（第四十一条―第四十三条）</p> <p>第二章 住民の避難に関する措置</p> <p>第一節 警報の発令等（第四十四条―第五十一条）</p> <p>第二節 避難の指示等（第五十二条―第六十条）</p> <p>第三節 避難住民の誘導（第六十一条―第七十三条）</p> <p>第三章 避難住民等の救援に関する措置</p> <p>第一節 救援（第七十四条―第九十三条）</p> <p>第二節 安否情報の収集等（第九十四条―第九十六条）</p> <p>第四章 武力攻撃災害への対処に関する措置</p> <p>第一節 通則（第九十七条―第一百条）</p> <p>第二節 応急措置等（第一百一条―第一百五十五条）</p> <p>第三節 被災情報の収集等（第一百二十六条―第一百二十八条）</p>

第五章 国民生活の安定に関する措置等

第一節 国民生活の安定に関する措置（第二百二十九条―第三百三十三）

第二節 生活基盤等の確保に関する措置（第三百三十四条―第三百三十八）

第三節 応急の復旧（第三百三十九条・第四百十条）

第六章 復旧、備蓄その他の措置（第四百一条―第五百八条）

第七章 財政上の措置等（第五百九条―第七十一条）

第八章 緊急対処事態に対処するための措置（第七十二条―第一百八十三）

第九章 雑則（第八十四条―第八十七条）

第十章 罰則（第八十八条―第九十四条）

附則  
（削る）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性に鑑み、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的

第五章 国民生活の安定に関する措置等

第一節 国民生活の安定に関する措置（第二百二十九条―第三百三十三）

第二節 生活基盤等の確保に関する措置（第三百三十四条―第三百三十八）

第三節 応急の復旧（第三百三十九条・第四百十条）

第六章 復旧、備蓄その他の措置（第四百一条―第五百八条）

第七章 財政上の措置等（第五百九条―第七十一条）

第八章 緊急対処事態に対処するための措置（第七十二条―第一百八十三）

第九章 雑則（第八十四条―第八十七条）

第十章 罰則（第八十八条―第九十四条）

第十一章 事態対処法の一部改正（第九十五条）  
附則

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

とする。

(定義)

第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「武力攻撃事態」、「指定行政機関」、「指定地方行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」、「対策本部」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ事態対処法第一条、第二条第一号から第七号まで（第三号及び第四号を除く。）、第九条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項に規定する当該用語の意義による。

2 (略)

3 この法律において「国民の保護のための措置」とは、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置（第六号に掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。

一 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置

二 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

三 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

四 運送及び通信に関する措置

五 国民の生活の安定に関する措置

六 被害の復旧に関する措置

4 (略)

(定義)

第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「武力攻撃事態」、「指定行政機関」、「指定地方行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」、「対策本部」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ事態対処法第一条、第二条第一号から第六号まで（第三号を除く。）、第九条第一項、第十条第一項及び第十一条第一項に規定する当該用語の意義による。

2 (略)

3 この法律において「国民の保護のための措置」とは、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第二十二条第一号に掲げる措置（同号へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

4 (略)

(国、地方公共団体等の責務)

第七十二条 国は、国民の安全を確保するため、緊急対処事態（事態対処法第二十二條第一項の緊急対処事態をいう。以下同じ。）

）においては、その組織及び機能の全てを挙げて自ら緊急対処保護措置（緊急対処事態対処方針（同項の緊急対処事態対処方針をいう。以下同じ。））が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が第八十三條において準用するこの法律の規定に基づいて実施する事態対処法第二十二條第三項第二号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。以下同じ。）を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置を的確かつ迅速に支援し、並びに緊急対処保護措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 4 (略)

(緊急対処事態対策本部の所掌事務等)

第八十一条 緊急対処事態対策本部（事態対処法第二十三條第一項の緊急対処事態対策本部をいう。次項において同じ。）は、事態対処法第二十四條において準用する事態対処法第十二條第一号に掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

2 (略)

(準用)

(国、地方公共団体等の責務)

第七十二条 国は、国民の安全を確保するため、緊急対処事態（事態対処法第二十五條第一項の緊急対処事態をいう。以下同じ。）

）においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら緊急対処保護措置（緊急対処事態対処方針（同項の緊急対処事態対処方針をいう。以下同じ。））が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が第八十三條において準用するこの法律の規定に基づいて実施する事態対処法第二十五條第三項第二号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。以下同じ。）を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急対処保護措置を的確かつ迅速に支援し、並びに緊急対処保護措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 4 (略)

(緊急対処事態対策本部の所掌事務等)

第八十一条 緊急対処事態対策本部（事態対処法第二十六條第一項の緊急対処事態対策本部をいう。次項において同じ。）は、事態対処法第二十七條において準用する事態対処法第十二條第一号に掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

2 (略)

(準用)

第八十三條 第七條、第八條及び第九條第一項、第一章第二節（第十條、第十一條、第十六條、第二十一條及び第二十二條を除く。）及び第三節（第二十四條並びに第二十九條第四項及び第七項を除く。）、第四十二條、第二章（第五十六條、第六十條、第六十八條及び第七十三條第一項を除く。）、第三章（第八十八條及び第九十三條を除く。）、第四章、第五章第二節及び第三節、第四百一十一條、第四百四十三條、第四百四十四條、第四百四十七條及び第四百五十一條から第五十六條まで並びに第七章（第六十一條第一項を除く。）の規定は、緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第二十五條第一項	事態対処法第九條第六項（同條第十項において準用する場合を含む。）の規定により対処基本方針の案又は対処基本方針の変更の案	事態対処法第二十二條第四項（同條第十項において準用する場合を含む。）の規定により緊急対処事態対処方針の案又は緊急対処事態対処方針の変更の案	(略)

第八十三條 第七條、第八條及び第九條第一項、第一章第二節（第十條、第十一條、第十六條、第二十一條及び第二十二條を除く。）及び第三節（第二十四條並びに第二十九條第四項及び第七項を除く。）、第四十二條、第二章（第五十六條、第六十條、第六十八條及び第七十三條第一項を除く。）、第三章（第八十八條及び第九十三條を除く。）、第四章、第五章第二節及び第三節、第四百一十一條、第四百四十三條、第四百四十四條、第四百四十七條及び第四百五十一條から第五十六條まで並びに第七章（第六十一條第一項を除く。）の規定は、緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第二十五條第一項	事態対処法第九條第六項（同條第十項において準用する場合を含む。）の規定により対処基本方針の案又は対処基本方針の変更の案	事態対処法第二十五條第四項（同條第十項において準用する場合を含む。）の規定により緊急対処事態対処方針の案又は緊急対処事態対処方針の変更の案	(略)

(削る)

(削る)

## 第十一章 事態対処法の一部改正

第百九十五条 事態対処法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十三条」に、「補則(第二十五条)」を「緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置(第二十四条―第二十七条)」に改める。

第二十四条を削る。

「第四章 補則」を「第四章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置」に改める。

第二十五条第一項中「凶るため」の下に、「次条から第二十七条までに定めるもののほか」を加え、「迅速かつ的確に」を「的確かつ迅速に」に改め、第四章中同条を第二十四条とする。

本則に次の三条を加える。

(緊急対処事態対処方針)

第二十五条 政府は、緊急対処事態(武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。))で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。)に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針(以下「緊急対処事態対処方針」という。)を定めるものとする。

2 緊急対処事態対処方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 緊急対処事態であることの認定及び当該認定の前提となつた事実

二 当該緊急対処事態への対処に関する全般的な方針

三 緊急対処措置に関する重要事項



- 3 | 前項第三号の緊急対処措置とは、緊急処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。
- 一 | 緊急処事態を終結させるためにその推移に応じて実施する緊急処事態における攻撃の予防、鎮圧その他の措置。
- 二 | 緊急処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は緊急処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために緊急処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置。
- 4 | 内閣総理大臣は、緊急処事態対処方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 | 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、当該決定があつた日から二十日以内に国会に付議して、緊急処事態対処方針につき、国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。
- 6 | 内閣総理大臣は、第四項の閣議の決定があつたときは、直ちに、緊急処事態対処方針を公示してその周知を図らなければならない。
- 7 | 内閣総理大臣は、第五項の規定に基づく緊急処事態対処方針の承認があつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。
- 8 | 第五項の規定に基づく緊急処事態対処方針の承認の求めに対し、不承認の議決があつたときは、当該議決に係る緊急対処

措置は、速やかに、終了されなければならない。

9| 内閣総理大臣は、緊急対処措置を実施するに当たり、緊急対処事態対処方針に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

10| 第四項から第八項までの規定は、緊急対処事態対処方針の変更について準用する。ただし、緊急対処措置を構成する措置の終了を内容とする変更については、第五項、第七項及び第八項の規定は、この限りでない。

11| 内閣総理大臣は、緊急対処措置を実施する必要がなくなつたと認めるとき又は国会が緊急対処措置を終了すべきことを議決したときは、緊急対処事態対処方針の廃止につき、閣議の決定を求めなければならない。

12| 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、速やかに、緊急対処事態対処方針が廃止された旨及び緊急対処事態対処方針に定める緊急対処措置の結果を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(緊急対処事態対策本部の設置)

第二十六条 内閣総理大臣は、緊急対処事態対処方針が定められたときは、当該緊急対処事態対処方針に係る緊急対処措置の実施を推進するため、内閣法第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に緊急対処事態対策本部を設置するものとする。

2| 内閣総理大臣は、緊急対処事態対策本部を置いたときは、当該緊急対処事態対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(準用)

第二十七条 第三条（第二項、第三項ただし書及び第六項を除く。）、第四条から第八条まで、第十一条から第十三条まで、第

十七条、第十九条及び第二十条の規定は、緊急対処事態及び緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第三条第三項中「武力攻撃」とあるのは、「緊急対処事態における攻撃」と、第四条中「我が国を防衛し」とあるのは「公共の安全と秩序を維持し」と、第八条、第十三条第一項及び第十七条中「対処措置」とあるのは「緊急対処措置」と、第十二条第一号中「対処措置に関する対処基本方針」とあるのは「緊急対処措置に関する緊急対処事態対処方針」と、第十九条第一項中「対処基本方針」とあるのは「緊急対処事態対処方針」と読み替えるものとする。

附則第一項ただし書中「別に法律で定める日」を「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の施行の日」に改める。

附則第二項中「迅速かつ的確な」を「的確かつ迅速な」に改める。

○ 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十二号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特殊標章の使用等）</p> <p>第六条 何人も、次項から第四項までに規定する場合を除くほか、<u>武力攻撃事態（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態（</u>条約の締約国又は条約適用国（条約第十八条3の規定により条約の規定を受諾し、かつ、適用する条約の非締約国をいう。）からの武力攻撃に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）において、特殊標章（これに類似する標章を含む。第十一条において同じ。）を使用してはならない。</p> <p>255（略）</p>	<p>（特殊標章の使用等）</p> <p>第六条 何人も、次項から第四項までに規定する場合を除くほか、<u>武力攻撃事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態（条約の締約国又は条約適用国（条約第十八条3の規定により条約の規定を受諾し、かつ、適用する条約の非締約国をいう。）からの武力攻撃に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）において、特殊標章（これに類似する標章を含む。第十一条において同じ。）を使用しては</u>ならない。</p> <p>255（略）</p>

改正案	現行
<p>（会議）            第十条（略）            2・3（略）            4 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、委員長において特に緊急を要するため委員会を招集するいとまがないと認めるとき又は委員会の会議若しくは議事の定足数を欠いているときは、委員長は、当該各号に掲げる事項に関し、委員会を臨時に代理することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下この項において「国民保護法」という。）<u>第百五条第一項前段の規定による通報を受けた場合</u> 同条第二項の規定による対策本部長（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下この項において「事態対処法」という。）<u>第十一条第一項に規定する対策本部長をいう。</u>第五号において同じ。）への報告及び関係指定公共機関への通知</p> <p>四〇六（略）            5・6（略）</p>	<p>（会議）            第十条（略）            2・3（略）            4 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、委員長において特に緊急を要するため委員会を招集するいとまがないと認めるとき又は委員会の会議若しくは議事の定足数を欠いているときは、委員長は、当該各号に掲げる事項に関し、委員会を臨時に代理することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下この項において「国民保護法」という。）<u>第百五条第一項前段の規定による通報を受けた場合</u> 同条第二項の規定による対策本部長（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下この項において「事態対処法」という。）<u>第十一条第一項に規定する対策本部長をいう。</u>第五号において同じ。）への報告及び関係指定公共機関への通知</p> <p>四〇六（略）            5・6（略）</p>

○ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）（附則第七条関係）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正）</p> <p>第三百四十一条 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十一条の見出しを「（審査請求の制限）」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。</p> <p>（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正）</p> <p>第三百四十二条 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第四章 審査請求」を「第四章 資格認定審査請求及び懲戒審査請求」に改める。</p> <p>第三条第十三号及び第十四号中「審査請求を」を「審査の請求を」に改める。</p> <p>第四章の章名を次のように改める。</p> <p>第四章 資格認定審査請求及び懲戒審査請求</p> <p>第八十条の見出しを「（行政不服審査法の規定による審査請求の制限）」に改め、同条中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）によ</p>	<p>（武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正）</p> <p>第三百四十一条 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十一条の見出しを「（審査請求の制限）」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。</p> <p>（武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正）</p> <p>第三百四十二条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第四章 審査請求」を「第四章 資格認定審査請求及び懲戒審査請求」に改める。</p> <p>第三条第十一号及び第十二号中「審査請求を」を「審査の請求を」に改める。</p> <p>第四章の章名を次のように改める。</p> <p>第四章 資格認定審査請求及び懲戒審査請求</p> <p>第八十条の見出しを「（行政不服審査法の規定による審査請求の制限）」に改め、同条中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）によ</p>

る不服申立て」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定による審査請求」に改める。

る不服申立て」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定による審査請求」に改める。

改 正 案	現 行
<p>附 則 （検討）</p> <p>第三条 政府は、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）<u>第二十一条</u>第一項に規定する緊急事態に相当するサイバーセキュリティに関する事象その他の情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた電子計算機に対する不正な活動から、国民生活及び経済活動の基盤であつて、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるもの等を防御する能力の一層の強化を図るための施策について、幅広い観点から検討するものとする。</p>	<p>附 則 （検討）</p> <p>第三条 政府は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）<u>第二十四条</u>第一項に規定する緊急事態に相当するサイバーセキュリティに関する事象その他の情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた電子計算機に対する不正な活動から、国民生活及び経済活動の基盤であつて、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるもの等を防御する能力の一層の強化を図るための施策について、幅広い観点から検討するものとする。</p>



○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行																	
<p>（所掌事務）            第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。            一～二十八（略）            二十九 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。            三十～三十四（略）</p>																			
<p>（設置）            第十三条 別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、当該審議会等については、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>																			
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>法律</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	名称	(略)	法律	(略)	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>法律</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	名称	(略)	法律	(略)	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>法律</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	名称	(略)	法律	(略)	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>法律</td> <td>捕虜資格認定等審査会 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）</td> </tr> </table>	名称	(略)	法律	捕虜資格認定等審査会 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）
名称	(略)																		
法律	(略)																		
名称	(略)																		
法律	(略)																		
名称	(略)																		
法律	(略)																		
名称	(略)																		
法律	捕虜資格認定等審査会 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）																		
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>法律</td> <td>捕虜資格認定等審査会 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）</td> </tr> </table>	名称	(略)	法律	捕虜資格認定等審査会 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>法律</td> <td>捕虜資格認定等審査会 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）</td> </tr> </table>	名称	(略)	法律	捕虜資格認定等審査会 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>法律</td> <td>捕虜資格認定等審査会 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）</td> </tr> </table>	名称	(略)	法律	捕虜資格認定等審査会 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>法律</td> <td>捕虜資格認定等審査会 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）</td> </tr> </table>	名称	(略)	法律	捕虜資格認定等審査会 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）
名称	(略)																		
法律	捕虜資格認定等審査会 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）																		
名称	(略)																		
法律	捕虜資格認定等審査会 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）																		
名称	(略)																		
法律	捕虜資格認定等審査会 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）																		
名称	(略)																		
法律	捕虜資格認定等審査会 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）																		

(外国軍用品審判所)

第三十条 外国軍用品審判所については、武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(外国軍用品審判所)

第三十条 外国軍用品審判所については、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）            第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五十一（略）</p> <p>五十二 国際平和協力業務（国際連合平和維持活動等に対する協            力に関する法律（平成四年法律第七十九号）<u>第三条第五号</u>に規            定するものをいう。）及び物資協力（<u>同条第六号</u>に規定するも            のをいう。）に関すること（他省の所掌に属するものを除く。            ）。</p> <p>五十二の二～六十二（略）</p>	<p>（所掌事務）            第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五十一（略）</p> <p>五十二 国際平和協力業務（国際連合平和維持活動等に対する協            力に関する法律（平成四年法律第七十九号）<u>第三条第二号</u>に規            定するものをいう。）及び物資協力（<u>同条第四号</u>に規定するも            のをいう。）に関すること（他省の所掌に属するものを除く。            ）。</p> <p>五十二の二～六十二（略）</p>

改 正 案					現 行				
<p>附 則</p> <p>（他の法律の適用の特例）</p> <p>第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>					<p>附 則</p> <p>（他の法律の適用の特例）</p> <p>第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）	第三条第九号イ	（略）	（略）	（略）	（略）	並びに国家行政組織法	（略）	（略）	（略）
重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	並びに国家行政組織法及び復興庁並びに国家行政組織法	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

2 ・ 3  (略)	(略)	武力攻撃事態等及び 存立危機事態にお ける我が国の平和と 独立並びに国及び国民 の安全の確保に關 する法律(平成十五 年法律第七十九号)	(略)	(平成十一年法律第 六十号)
	(略)	第二 条第 五 号イ	(略)	
	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	
2 ・ 3  (略)	(略)	武力攻撃事態等にお ける我が国の平和と 独立並びに国及び国民 の安全の確保に關 する法律(平成十五 年法律第七十九号)	(略)	成 十 一 年 法 律 第 六 十 号
	(略)	第二 条第 四 号イ	(略)	
	(略)	並 び に 国 家 行 政 組 織 法	(略)	
	(略)	、 復 興 庁 並 び に 国 家 行 政 組 織 法	(略)	

## 平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について

〔平成 27 年 9 月 19 日〕  
国家安全保障会議決定  
閣 議 決 定

- 1 我が国は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきた。また、我が国は、国際連合憲章を遵守しながら、国際社会や国際連合を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。こうした我が国の平和国家としての歩みは、これをより確固たるものにしなければならない。

我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、政府としての責務を果たすためには、まず、十分な体制をもって力強い外交を推進することにより、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐとともに、国際法にのっとり行動し、法の支配を重視することにより、紛争の平和的な解決を図らなければならない。

その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安全にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない。

- 2 このような認識は、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成 26 年 7 月 1 日閣議決定）において示されたとおりであり、政府は、同閣議決定に基づいて検討を進めた結果、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案を平成 27 年 5 月 14 日に閣議決定し、国会に提出し審議をお願いしたところである。
- 3 その結果、平成 27 年 9 月 16 日に、自由民主党、公明党、日本を元気にする会、次世代の党及び新党改革の 5 党により、別添の「平和安全法制についての合意書」が合意され、同月 17 日、参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において、同合意書の内容が附帯決議として議決された上で、同月 19 日、参議院本会議において可決成立した。
- 4 政府は、本法律の施行に当たっては、上記 3 の 5 党合意の趣旨を尊重し、適切に対処するものとする。

政令第八十三号

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行期  
日を定める政令

内閣は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年三月二十九日とする。

## 理由

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。



我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の概要

平和安全法制(我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律(平成27年法律第76号)及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成27年法律第77号))の施行に伴い、自衛隊法施行令等、計約30本の関連する政令を束ねた形で改正

改正の概要

- 1. 自衛隊法施行令の改正(第1条関係)
  - ◆PKO法に司令官等の派遣が新たに定められたことに伴う以下の修正
    - ・ 派遣された隊員の休職に関する規定
    - ・ 防衛医大卒業生の償還金に関する規定
  - ◆その他、法律名の変更や条項のずれ等に伴う技術的修正
- 2. PKO法施行令の改正(第2条関係)
  - ◆非国連続括型の活動(国際連携平和安全活動)の新設に伴い、服制に関する規定について所要の修正
  - ◆その他、条項のずれ等に伴う技術的修正
- 3. 南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の改正(第3条関係)
  - ◆PKO法に司令部業務が明記されたことに伴う規定の整理(新たに業務を追加するものではない)
  - ◆その他、条項のずれ等に伴う技術的修正
- 4. 周辺事態法第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令の改正(第4条関係)
  - ◆周辺事態安全確保法の法律名の変更に伴う技術的修正
- 5. 事態対処法制関連政令の改正(第5条等関係)
  - ◆法律名の変更や条項のずれ等に伴う技術的修正(事態対処法施行令、米軍行動関連措置法施行令、海上輸送規制法施行令、捕虜取扱い法施行令)
- その他(政令一覧は下記参照)
  - ◆自衛隊の業務拡充に伴う災害補償の特例に関する規定の改正や、法令名の変更等に伴う技術的修正

- |  |  |
|--|--|
| ① 予算決算及び会計令臨時特例                            | ⑫ 防衛省組織令   |
| ② 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令                      | ⑬ 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令                             |
| ③ 関税法施行令                                   | ⑭ 復興庁組織令   |
| ④ 地方公務員等共済組合法施行令                           | ⑮ 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令  |
| ⑤ 河川法施行令                                   | ⑯ 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令         |
| ⑥ 防衛省職員の災害補償に関する政令                         | ⑰ 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令                      |
| ⑦ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令           | ⑱ 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 |
| ⑧ 防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令                   |  |
| ⑨ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令          |  |
| ⑩ 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令 |  |
| ⑪ 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令              |  |

政令第八十四号

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十六号）及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」に改め、「いう。」の下に「及び存立危機事態（同条第四号に規定する存立危機事

態をいう。）」を加え、「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改める。

第五十六条第三号中「育児休業をした隊員」の下に「、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官」を加える。

第一百七条第二項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第一百八条第二項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、同条第三項中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第二百二十条の十五第三項中「国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律」を「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律」に改める。

第二百二十七条中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

第二百五十条第二項及び第六十条中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第六十一条第一項中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令の一部改正）

第二条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第七号」を「第三条第九号」に改める。

第三条第一項及び第三項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第四条第一項及び第二項中「第十二条第六項」を「第十三条第六項」に改め、同条第三項中「第十三条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

第五条第二項中「法第三条第三号チ」を「国際連合平和維持活動として実施される法第三条第五号リ」

に改める。

第八条第一項中「第二十二條」を「第二十三條」に、「けん銃」を「拳銃」に改め、同条第二項中「のけん銃」を「の拳銃」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 ニューナンプM六〇回転式拳銃

二 九ミリ自動式拳銃

第十条第一項中「第二十三條第二項」を「第二十四條第二項」に改める。

第十一条中「別表第二第三号」を「別表第三第三号」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律に基づく政令の準用）

第十一条 法第二十八條の規定により国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。

（南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部改正）

第三条 南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第三条第三号タに掲げる業務及び次条第二号に掲げる業務のうち、これらの業務に関する調整並びに同条第四号及び第五号」を「第三条第五号ネに掲げる業務（同号ツに掲げる業務の実施に必要な調整に係るものに限る。）並びに次条第五号（調整に係るものに限る。）、第六号及び第七号」に改め、同条第二号中「次条第六号に掲げる業務」を「法第三条第五号ネに掲げる業務のうちデータベース（南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の管理の用に供する電子情報処理組織の保守管理」に改め、同条第三号中「第三条第三号ワ、カ及びタに掲げる業務並びに次条第一号及び第二号に掲げる業務のうち、これらの業務に関する企画及び調整」を「第三条第五号ネに掲げる業務（同号タ、レ及びツに掲げる業務の実施に必要な企画及び調整に係るものに限る。）並びに次条第四号及び第五号に掲げる業務」に改め、同条第四号中「第三条第三号ヌ、ヨからカまで及びタ」を「第三条第五号ワ、ヨからレまで及びツ」に改める。

第二条中「第三条第三号レ」を「第三条第五号ナ」に、「同号カ」を「同号レ」に、「同条第三号レ」を「同条第五号ナ」に、「同号タ」を「同号ツ」に、「から第六号まで」を「及び第三号に掲げる業務とし、南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る同条第五号ナの規定により同号ネに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は次の第四号から第七号まで」に改める。

第二条第四号から第六号までを次のように改める。

四 国際連合平和維持活動を統括する組織において行う第一号に掲げる業務の実施に必要な企画及び調整

五 国際連合平和維持活動を統括する組織において行う第二号に掲げる業務の実施に必要な企画及び調整

六 国際連合平和維持活動を統括する組織において行う物資の調達の実施に必要な調整  
第二条に次の一号を加える。

七 国際連合平和維持活動を統括する組織において行う飲食物の調製の実施に必要な調整

第三条第一項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

別表の二の項(三)中「第三条第三号ヌ、ヲからカまで及びタ」を「第三条第五号ワ、ヨからレまで及びツ」に改める。

(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令の一部改正)

第四条 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令(平成十一年政令第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令

本則中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」を「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)」に改める。

(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部



改正)

第五条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令

第一条中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。」に、「第二条第四号」を「第二条第五号」に改める。

第二条中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改める。

第三条中「第二条第六号」を「第二条第七号」に改める。

（武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令の一部改正）

第六条 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令

第一条中「、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（）」を「、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号。）」に改め、同条の表第百三十一条の項中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に、 「米軍行動関連措置法」を「米軍等行動関連措置法」に改め、同表第百三十二条の項、第百三十三条第一項の項、第百三十三条第二項の項、第百三十五条の項、第百三十六條第一項の項及び第百三十七條第一項の項中「米軍行動関連措置法」を「米軍等行動関連措置法」に改める。

(武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令の一部改正)

第七条 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令(平成十六年政令第三百九十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令

第一条中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六号。」に改める。

第三条第五項及び第六項中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令」に改める。

(武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令の一部改正)

第八条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令(平成十六年政令第三百九十三号)の一

部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令

第一条第一項中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（）」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号。」に改め、同項第一号中「第三条第十一号」を「第三条第十三号」に改める。

第四条中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改める。

（予算決算及び会計令臨時特例の一部改正）

第九条 予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号の二中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第十条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のよう

に改正する。

第六条の二十三中「又は」の下に「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官（以下「国際連合派遣自衛官」という。）若しくは」を加える。

第六条の二十四（見出しを含む。）中「派遣職員」を「国際連合派遣自衛官又は派遣職員」に改める。

第八条第五項中「育児休業をした場合」の下に「、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七条第一項の規定により派遣された場合」を加える。

第八条の三第五項及び第十一条の四第三項中「派遣職員及び」を「国際連合派遣自衛官、派遣職員及び」に改め、「それぞれ」の下に「国際連合、」を加える。

第十二条の五第五号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 国際連合派遣自衛官

第十二条の六第三項中「の職員」の下に「、国際連合派遣自衛官」を加える。

第十七条の十第二項中「派遣職員及び」を「国際連合派遣自衛官、派遣職員及び」に改め、「それぞれ

」の下に「国際連合、」を加える。

別表第五国際緊急援助等手当の項中「第八十四条の四第二項第三号」を「第八十四条の五第二項第三号」に、「第八十四条の三の」を「第八十四条の四の」に、「第八十四条の三第三項」を「第八十四条の四第三項」に改め、同表海上警備等手当の項中「」又は「を」若しくは「」に、「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」を「重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律」に改める。

（関税法施行令の一部改正）

第十一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第八号中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十二条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項第二号中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

(河川法施行令の一部改正)

第十三条 河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条の十一第二項中「第七十六条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

(防衛省職員の災害補償に関する政令の一部改正)

第十四条 防衛省職員の災害補償に関する政令(昭和四十一年政令第三百十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「事態」の下に「又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」を加え、同項第七号中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改め、同項第八号中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改め、同項第九号中「営舎又は」を「営舎若しくは」に改め

、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「勾引状、勾留状」を「勾引状、勾留状」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十五条の二第一項の規定による警護

第三条第一項中「において」の下に「、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第二号に規定する後方支援活動若しくは同項第三号に規定する搜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動」を、「海賊対処行動」の下に「若しくは国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）第三条第一項第二号に規定する協力支援活動若しくは同項第三号に規定する搜索救助活動」を加え、「における当該災害」を「又は国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官として同法第二十八条において準用する国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第六条第一項の規定により公務とみなされる国際連合の業務に従事し、そのため業務上の災害を受けた場合に



おけるこれらの災害」に改める。

(国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部改正)

第十五条 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令(平成七年政令第四百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第二十七条第一項の規定により派遣されている自衛官

第二条第二項中「平和維持活動局」の下に「及びフィールド支援局」を加える。

(防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令の一部改正)

第十六条 防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令(平成十二年政令第三百八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第二十七条第一項

の規定により派遣されている自衛官

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正)

第十七条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「第二条第四号」を「第二条第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に改める。

第二十九条の表備考中「第二条第七号」を「第二条第八号」に改める。

第五十二条の表第二十九条の項中「第二条第七号」を「第二条第八号」に、「第二十五条第三項」を「第二十二條第三項」に改める。

(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令の一部改正)

第十八条 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令(平成

二十七年政令第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第二十七条第一項の規定により派遣されている自衛官

第七条の表防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の項中「第十二条の五第五号ロ」を「第十二条の五第五号ハ」に改め、同表国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令(平成七年政令第四百三十八号)の項中「九 国と民間企業との間の人事交流に関する法律」に、「十 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「十一 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改め、同表防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令(平成十二年政令第三百八十八号)の項中「九 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律」を「十 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律」に、「十 平成

三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「十一 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

(平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令の一部改正)

第十九条 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令(平成二十七年政令第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第二十七条第一項の規定により派遣されている自衛官

第六条の表防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の項中「第十二条の五第五号ロ」を「第十二条の五第五号ハ」に改め、同表国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令(平成七年政令第四百三十八号)の項中「九 国と民間企業との間の人事交流に関する法律」を「十 国と民間企業との間の人事交流に関する法律」に、「十 平成三十一年ラグビー

ワールドカップ大会特別措置法」を「十一 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」に改め、同表防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）の項中「九 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律」を「十 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律」に、「十 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」を「十一 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」に改める。

（防衛省組織令の一部改正）

第二十条 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第十五号中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に、「米軍行動関連措置法」を「米軍等行動関連措置法」に改める。

第十九条第三号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「第二十五条第一項」を「第二十二條第一項」に改める。

第四十五条第四号中「米軍行動関連措置法」を「米軍等行動関連措置法」に改める。

第六十条第二号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第八号」に、「第二十五条第三項」を「第二十二条第三項」に改め、同条第三号中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」を「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。

(学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正)

第二条 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（助教授の在職に関する経過措置）」を付し、同項第四号を削る。

附則第三項を次のように改める。

3 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）第一条の規定の適用については、この政令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

（復興庁組織令の一部改正）

第三条 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）の項中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令」に改める。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令

の整備及び経過措置に関する政令等の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令」に改める。

一 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第四百四十四号）第七条（見出しを含む。）

二 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第十三号）第十二条（見出しを含む。）

三 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）第二十七条（見出しを含む。）

四 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第五十七号）第十八条（見出しを含む。）





## 理由

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の施行に伴い、自衛隊法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令新旧対照条文  
目次

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第一条関係）	1
○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）（第二条関係）	7
○ 南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）（第三条関係）	10
○ 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（第四条関係）	14
○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（第五条関係）	15
○ 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十八号）（第六条関係）	16
○ 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）（第七条関係）	20
○ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十三号）（第八条関係）	22
○ 予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）（第九条関係）	24
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第十条関係）	25
○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第十一条関係）	32
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第十二条関係）	33
○ 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（第十三条関係）	34
○ 防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百二十二号）（第十四条関係）	35
○ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）（第十五条関係）	38
○ 防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）（第十六条関係）	39
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第十七条関係）	40
○ 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）（第十八条関係）	43

○ 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）（第十九条関係）	46
○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（第二十条関係）	49
○ 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第六十九号）（附則第二条関係）	51
○ 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（附則第三条関係）	52
○ 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第四百四十四号）（附則第四条第一号関係）	54
○ 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第十三号）（附則第四条第二号関係）	55
○ 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）（附則第四条第三号関係）	56
○ 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第五十七号）（附則第四条第四号関係）	57

改正案	現行
<p>（診療の対象）</p> <p>第四十六条（略）</p> <p>2 病院においては、前項各号に掲げる者のほか、武力攻撃事態（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。）及び存立危機事態（同条第四号に規定する存立危機事態をいう。）に際し、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第一百七十七号）第二十四条第一項に規定する被收容者の診療を行うことができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（休職にされる場合）</p> <p>第五十六条 法第四十三条に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十九号）第二十七条第一項において準用する同法第三条第一項の規定により育児休業をした隊員、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官、国際機関等に派遣される</p>	<p>（診療の対象）</p> <p>第四十六条（略）</p> <p>2 病院においては、前項各号に掲げる者のほか、武力攻撃事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。）に際し、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第一百七十七号）第二十四条第一項に規定する被收容者の診療を行うことができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（休職にされる場合）</p> <p>第五十六条 法第四十三条に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十九号）第二十七条第一項において準用する同法第三条第一項の規定により育児休業をした隊員、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された隊員、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成</p>

防衛省の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された隊員、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された隊員、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第十条において準用する同法第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした隊員又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした隊員が職務に復帰した場合において定員に欠員がないとき

（出勤等の場合の関係機関等に対する周知措置）

第七百七条 （略）

2 内閣総理大臣は、法第七十六条第二項、第七十八条第三項、第八十一条第四項若しくは第八十一条の二第三項又は武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定により自衛隊の全部又は一部の撤収を命じた場合には、撤収を命じた旨その他必要な事項を告示するものとする。

（出勤等の場合の都道府県知事との連絡）

第七百八条 （略）

2 防衛大臣は、法第七十六条第二項、第七十八条第三項、第八十一条第四項若しくは第八十一条の二第三項又は武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定により自衛隊

十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された隊員、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第十条において準用する同法第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした隊員又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした隊員が職務に復帰した場合において定員に欠員がないとき

（出勤等の場合の関係機関等に対する周知措置）

第七百七条 （略）

2 内閣総理大臣は、法第七十六条第二項、第七十八条第三項、第八十一条第四項若しくは第八十一条の二第三項又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定により自衛隊の全部又は一部の撤収を命じた場合には、撤収を命じた旨その他必要な事項を告示するものとする。

（出勤等の場合の都道府県知事との連絡）

第七百八条 （略）

2 防衛大臣は、法第七十六条第二項、第七十八条第三項、第八十一条第四項若しくは第八十一条の二第三項又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定により自衛隊の全部又は一部の

の全部又は一部の撤収を命ぜられた場合には、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

- 3 第一項の規定は防衛大臣が法第七十七条の四の規定により国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）又は緊急対処保護措置（同法第百七十二条第一項に規定する緊急対処保護措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）を実施するため部隊等の派遣を命じた場合について、前項の規定は国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置を実施するため派遣した部隊等の撤収を命じた場合について準用する。この場合において、前二項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第十五条第二項の規定による求めに係る国民の保護のための措置にあつては事態対策本部長及び関係都道府県知事、同法第百八十三条において準用する同法第十五条第二項の規定による求めに係る緊急対処保護措置にあつては緊急対処事態対策本部長及び関係都道府県知事）」と読み替えるものとする。

4～6 (略)

(償還金の金額)

第百二十条の十五 (略)

2 (略)

- 3 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官、国際機関等に派遣される

撤収を命ぜられた場合には、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

- 3 第一項の規定は防衛大臣が法第七十七条の四の規定により国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）又は緊急対処保護措置（同法第百七十二条第一項に規定する緊急対処保護措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）を実施するため部隊等の派遣を命じた場合について、前項の規定は国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置を実施するため派遣した部隊等の撤収を命じた場合について準用する。この場合において、前二項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第十五条第二項の規定による求めに係る国民の保護のための措置にあつては武力攻撃事態等対策本部長及び関係都道府県知事、同法第百八十三条において準用する同法第十五条第二項の規定による求めに係る緊急対処保護措置にあつては緊急対処事態対策本部長及び関係都道府県知事）」と読み替えるものとする。

4～6 (略)

(償還金の金額)

第百二十条の十五 (略)

2 (略)

- 3 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律第二十一条第一項の規定により派遣された隊員及び国と民間企業との間

防衛省の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された隊員及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された隊員に関する前項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(物資の収用等の要請を行うことができる者等の範囲)

第二百二十七条 法第百三条第一項本文及びただし書並びに第二項に規定する政令で定める者は、法第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により防衛出動を命ぜられている者のうち、次に掲げるものとする。

一 十三 (略)

(防衛出動時における航空法の適用除外)

第五十条 (略)

2 防衛大臣は、法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられた場合には、その旨及び前項の規定により告示しようとする区域を直ちに国土交通大臣に通報しなければならない。法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定により部隊等が撤収を命ぜられた場合又は前項の規定により告示した区域を変更しようとする場合においても、また同様とする。

(運転免許証の有効期間等の特例)

第六十条 法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は法

の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された隊員に関する前項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(物資の収用等の要請を行うことができる者等の範囲)

第二百二十七条 法第百三条第一項本文及びただし書並びに第二項に規定する政令で定める者は、法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられている者のうち、次に掲げるものとする。

一 十三 (略)

(防衛出動時における航空法の適用除外)

第五十条 (略)

2 防衛大臣は、法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられた場合には、その旨及び前項の規定により告示しようとする区域を直ちに国土交通大臣に通報しなければならない。法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定により部隊等が撤収を命ぜられた場合又は前項の規定により告示した区域を変更しようとする場合においても、また同様とする。

(運転免許証の有効期間等の特例)

第六十条 法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は法



第七十七条の規定による出動待機命令（以下この項において「防衛出動命令等」という。）を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証（次項において「免許証」という。）のうち、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百一条第一項の規定による更新期間の初日が、当該隊員が法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第九條第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日以前であるものの有効期間は、当該撤収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日から起算して二月を経過する日までの期間とする。

2 前項の規定の適用を受ける免許証の有効期間の更新を受けようとする者に対する道路交通法第百一条第一項の規定の適用については、「当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前」とあるのは「その者が自衛隊法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第九條第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は自衛隊法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令若しくは同法第七十七条に規定する出動待機命令を解除された日」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。この場合において、当該更新申請書には、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は同法第七十七条の規定による出動待機命令を受けていた期間を証明する書類を添付しなければならない」とする。

（河川法施行令の特例）

第七十七条の規定による出動待機命令（以下この項において「防衛出動命令等」という。）を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証（次項において「免許証」という。）のうち、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百一条第一項の規定による更新期間の初日が、当該隊員が法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第九條第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日以前であるものの有効期間は、当該撤収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日から起算して二月を経過する日までの期間とする。

2 前項の規定の適用を受ける免許証の有効期間の更新を受けようとする者に対する道路交通法第百一条第一項の規定の適用については、「当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前」とあるのは「その者が自衛隊法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第九條第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は自衛隊法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令若しくは同法第七十七条に規定する出動待機命令を解除された日」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。この場合において、当該更新申請書には、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は同法第七十七条の規定による出動待機命令を受けていた期間を証明する書類を添付しなければならない」とする。

（河川法施行令の特例）

第二百六十一条 法第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の八第一項（同令第五十七条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により許可を要するものをしようとするときは、同令第十六条の八第一項の規定にかかわらず、当該部隊等があらかじめ河川管理者にその旨を通知することをもつて足りる。

2  
（略）

第二百六十一条 法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の八第一項（同令第五十七条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により許可を要するものをしようとするときは、同令第十六条の八第一項の規定にかかわらず、当該部隊等があらかじめ河川管理者にその旨を通知することをもつて足りる。

2  
（略）

改正案	現行
<p>（関係行政機関）</p> <p>第一条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）<u>第三条第九号の政令で定める機関は、別表のとおりとする。</u></p> <p>（隊員の選考）</p> <p>第三条 法第十二条第一項に規定する選考（以下この条において「選考」という。）は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）が行う。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 選考は、<u>法第十二条第一項に規定する国際平和協力業務を遂行するのに必要な経験、知識及び適性について、履歴、資格等に関する書類の審査の方法により、又は必要に応じ口頭試問その他の方法を併用して、行う。</u></p> <p>（隊員としての身分を失わせる場合）</p> <p>第四条 法第十三条第六項の政令で定める場合は、<u>国際平和協力隊の隊員（以下「隊員」という。）について次のいずれかに該当する事由がある場合とする。</u></p> <p>一 隊員としての勤務実績が良くない場合</p> <p>二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、若しくは</p>	<p>（関係行政機関）</p> <p>第一条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）<u>第三条第七号の政令で定める機関は、別表のとおりとする。</u></p> <p>（隊員の選考）</p> <p>第三条 法第十一条第一項に規定する選考（以下この条において「選考」という。）は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）が行う。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 選考は、<u>法第十一条第一項に規定する国際平和協力業務を遂行するのに必要な経験、知識及び適性について、履歴、資格等に関する書類の審査の方法により、又は必要に応じ口頭試問その他の方法を併用して、行う。</u></p> <p>（隊員としての身分を失わせる場合）</p> <p>第四条 法第十二条第六項の政令で定める場合は、<u>国際平和協力隊の隊員（以下「隊員」という。）について次のいずれかに該当する事由がある場合とする。</u></p> <p>一 隊員としての勤務実績が良くない場合</p> <p>二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、若しくは</p>

これに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

三 隊員に必要な適格性を欠く場合

四 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

五 国際平和協力隊への派遣が継続することにより防衛省の所掌事務の遂行に支障を生ずることを理由として防衛大臣から隊員としての身分を失わせるよう要請があつた場合

2 本部長は、法第十三条第六項の規定により隊員としての身分を失わせたときは、防衛大臣にその旨を通知するものとする。

3 前二項の規定は、法第十四条第二項の規定により自衛隊員（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員をいう。）の身分及び隊員の身分を併せ有する者について準用する。

（隊員の服制等）

第五条（略）

2 国際連合平和維持活動として実施される法第三条第五号に掲げる業務に係る国際平和協力業務に従事する隊員は、当該業務に従事する間、記章のほか、内閣府令で定める被服を着用しなければならない。

3（略）

（小型武器の種類等）

第八条 法第二十三条の政令で定める小型武器の種類は、拳銃及び小銃（これらに用いる銃弾を含む。）とする。

これに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

三 隊員に必要な適格性を欠く場合

四 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

五 国際平和協力隊への派遣が継続することにより防衛省の所掌事務の遂行に支障を生ずることを理由として防衛大臣から隊員としての身分を失わせるよう要請があつた場合

2 本部長は、法第十二条第六項の規定により隊員としての身分を失わせたときは、防衛大臣にその旨を通知するものとする。

3 前二項の規定は、法第十三条第二項の規定により自衛隊員（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員をいう。）の身分及び隊員の身分を併せ有する者について準用する。

（隊員の服制等）

第五条（略）

2 法第三条第三号に掲げる業務に係る国際平和協力業務に従事する隊員は、当該業務に従事する間、記章のほか、内閣府令で定める被服を着用しなければならない。

3（略）

（小型武器の種類等）

第八条 法第二十二条の政令で定める小型武器の種類は、けん銃及び小銃（これらに用いる銃弾を含む。）とする。

2 前項の拳銃及び小銃は、次に掲げる規格のものとする。

- 一 ニューナンブM六〇回転式拳銃
- 二 九ミリ自動式拳銃
- 三・四 (略)

(小型武器の管理)

第十条 法第二十四条第二項の規定により本部長により指定された者(以下この条において「管理責任者」という。)は、小型武器を保安上適当な構造を有する設備内に格納しなければならぬ。

2 4 (略)

(国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律に基づく政令の準用)

第十一条 法第二十八条の規定により国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づき政令の規定を準用するものとする。

(国際的な選挙監視活動に係る要請を行う地域的機関)

第十二条 法別表第三第三号の政令で定める地域的機関は、米州機構及び欧州安全保障・協力機構とする。

2 前項のけん銃及び小銃は、次に掲げる規格のものとする。

- 一 ニューナンブM六〇回転式けん銃
- 二 九ミリ自動式けん銃
- 三・四 (略)

(小型武器の管理)

第十条 法第二十三条第二項の規定により本部長により指定された者(以下この条において「管理責任者」という。)は、小型武器を保安上適当な構造を有する設備内に格納しなければならぬ。

2 4 (略)

(新設)

(国際的な選挙監視活動に係る要請を行う地域的機関)

第十一条 法別表第二第三号の政令で定める地域的機関は、米州機構及び欧州安全保障・協力機構とする。

改正案	現行
<p>（国際平和協力隊の設置）</p> <p>第一条 国際平和協力本部に、南スーダンにおける国際連合平和維持活動のため、次に掲げる業務及び事務を行う組織として、平成二十八年十月三十一日までの間、南スーダン国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。</p> <p>一 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）<u>第三条第五号ネに掲げる業務（同号ツに掲げる業務の実施に必要な調整に係るものに限る。）並びに次条第五号（調整に係るものに限る。）</u>、第六号及び第七号に掲げる業務に係る国際平和協力業務であつて、<u>国際連合南スーダン共和国ミッション</u>軍事部門司令部において行われるもの</p> <p>二 <u>法第三条第五号ネに掲げる業務のうちデータベース（南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の管理の用に供する電子情報処理組織の保守管理に係る国際平和協力業務であつて、国際連合南スーダン共和国ミッション統合ミッション分析センターにおいて行われるもの</u></p> <p>三 <u>法第三条第五号ネに掲げる業務（同号タ、レ及びツに掲げる業務の実施に必要な企画及び調整に係るものに限る。）並びに次条第四号及び第五号に掲げる業務に係る国際平和協力業務で</u></p>	<p>（国際平和協力隊の設置）</p> <p>第一条 国際平和協力本部に、南スーダンにおける国際連合平和維持活動のため、次に掲げる業務及び事務を行う組織として、平成二十八年十月三十一日までの間、南スーダン国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。</p> <p>一 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）<u>第三条第二号タに掲げる業務及び次条第二号に掲げる業務のうち、これらの業務に関する調整並びに同条第四号及び第五号に掲げる業務に係る国際平和協力業務であつて、国際連合南スーダン共和国ミッション</u>軍事部門司令部において行われるもの</p> <p>二 <u>次条第六号に掲げる業務に係る国際平和協力業務であつて、国際連合南スーダン共和国ミッション統合ミッション分析センターにおいて行われるもの</u></p> <p>三 <u>法第三条第三号ワ、カ及びタに掲げる業務並びに次条第一号及び第二号に掲げる業務のうち、これらの業務に関する企画及び調整に係る国際平和協力業務であつて、国際連合南スーダン</u></p>

あつて、国際連合南スーダン共和国ミッションミッション支援部において行われるもの

四 法第三条第五号ワ、ヨからレまで及びツに掲げる業務並びに次条第一号から第三号までに掲げる業務のうち、派遣先国の政府その他の関係機関とこれらの業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

五 法第四条第二項第三号に掲げる事務

(政令で定める業務)

第二条 南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る法第三条第五号ナの規定により同号レに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は次の第一号に掲げる業務とし、南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る同条第五号ナの規定により同号ツに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は次の第二号及び第三号に掲げる業務とし、南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る同条第五号ナの規定により同号ネに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は次の第四号から第七号までに掲げる業務とする。

一 自然災害によつて被害を受けた施設又は設備であつてその被災者の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置

二 宿泊又は作業のための施設の維持管理

三 消火及び延焼の防止

四 国際連合平和維持活動を統括する組織において行う第一号に掲げる業務の実施に必要な企画及び調整

五 国際連合平和維持活動を統括する組織において行う第二号に掲げる業務の実施に必要な企画及び調整

共和国ミッションミッション支援部において行われるもの

四 法第三条第三号ヌ、ヲからカまで及びタに掲げる業務並びに次条第一号から第三号までに掲げる業務のうち、派遣先国の政府その他の関係機関とこれらの業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

五 法第四条第二項第三号に掲げる事務

(政令で定める業務)

第二条 南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る法第三条第三号レの規定により同号カに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は次の第一号に掲げる業務とし、南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る同条第三号レの規定により同号タに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は次の第二号から第六号までに掲げる業務とする。

一 自然災害によつて被害を受けた施設又は設備であつてその被災者の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置

二 宿泊又は作業のための施設の維持管理

三 消火及び延焼の防止

四 物資の調達に関する調整

五 飲食物の調製に関する調整

六 国際連合平和維持活動を統括する組織において行う物資の調達の実施に必要な調整

七 国際連合平和維持活動を統括する組織において行う飲食物の調製の実施に必要な調整

(国際平和協力手当)

第三条 南スーダンにおける国際連合平和維持活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員及び法第九条第五項に規定する自衛隊員（以下「部隊派遣自衛隊員」という。）に、この条の定めるところに従い、法第十七条第一項に規定する国際平和協力手当（以下「手当」という。）を支給する。

2・3 (略)

別表（第二条関係）

一	(略)	(略)
二	(一)・(二) (略) (三) ウガンダ又はケニア内の地域において、法第三条第五号ワ、ヨからレまで及びツに掲げる業務並びに第一条第一号から第三号までに掲げる業務（以下「自衛隊の部隊等の業務」という。）に附帯する業務として、自衛隊の部隊等の業務に必要な物資の補	(略)

六 データベース（南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の管理の用に供する電子情報処理組織の保守管理

(新設)

(国際平和協力手当)

第三条 南スーダンにおける国際連合平和維持活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員及び法第九条第五項に規定する自衛隊員（以下「部隊派遣自衛隊員」という。）に、この条の定めるところに従い、法第十六条第一項に規定する国際平和協力手当（以下「手当」という。）を支給する。

2・3 (略)

別表（第二条関係）

一	(略)	(略)
二	(一)・(二) (略) (三) ウガンダ又はケニア内の地域において、法第三条第三号ヌ、ヲからカまで及びタに掲げる業務並びに第二条第一号から第三号までに掲げる業務（以下「自衛隊の部隊等の業務」という。）に附帯する業務として、自衛隊の部隊等の業務に必要な物資の補	(略)



五	四	三	
(一) ・ (二)  (略)	(一) ～ (三)  (略)	(略)	給に係る業務を行う場合（四の項(二)及び五の項(二)に規定する場合を除く。）。ただし、陸上において行う場合に限る。
(略)	(略)	(略)	

五	四	三	
(一) ・ (二)  (略)	(一) ～ (三)  (略)	(略)	給に係る業務を行う場合（四の項(二)及び五の項(二)に規定する場合を除く。）。ただし、陸上において行う場合に限る。
(略)	(略)	(略)	

○ 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の<u>関係行政機関を定める政令</u></p>	<p>周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の<u>関係行政機関を定める政令</u></p>
<p>重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十八（略）</p>	<p>周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十八（略）</p>

○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）  
（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令</p> <p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十一（略）</p> <p>（指定地方行政機関）</p> <p>第一条 法第二条第六号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 二五（略）</p> <p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十九（略）</p>	<p>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令</p> <p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十一（略）</p> <p>（指定地方行政機関）</p> <p>第一条 法第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 二五（略）</p> <p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十九（略）</p>

○ 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十八号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令</p>			
<p>（自衛隊法施行令の準用）</p>			
<p>第一条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第三百三十一條から第三百三十三條まで、第三百三十五條から第三百三十七條まで及び第四百二十二條の規定は、<u>武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号。次条において「法」という。）第十五條第一項から第三項までの規定により土地等を使用し、立木等を移転し、若しくは処分し、又は家屋の形状を変更する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>			
<p>第三百三十一條</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>法第三百三條第七項</p>	<p>句</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>武力攻撃事態等及び</p>	<p>武力攻撃事態等及び</p>	<p>武力攻撃事態等及び</p>	<p>武力攻撃事態等にお</p>
<p>第三百三十一條</p>			
<p>法第三百三條第七項</p>			
<p>武力攻撃事態等にお</p>			
<p>（自衛隊法施行令の準用）</p>			
<p>第一条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第三百三十一條から第三百三十三條まで、第三百三十五條から第三百三十七條まで及び第四百二十二條の規定は、<u>武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（次条において「法」という。）第十五條第一項から第三項までの規定により土地等を使用し、立木等を移転し、若しくは処分し、又は家屋の形状を変更する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>			
<p>第三百三十一條</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>法第三百三條第七項</p>	<p>句</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>武力攻撃事態等にお</p>	<p>武力攻撃事態等にお</p>	<p>武力攻撃事態等にお</p>	<p>武力攻撃事態等にお</p>

<p>第百三十三條第一項</p>	<p>第百三十二條</p>	
<p>(略)</p>	<p>法第百三十二條第七項 ただし書</p>	
<p>法第百三十二條第七項 ただし書</p>	<p>米軍等行動関連措置 法第十五條第四項に おいて準用する法第 百三十三條第七項た だし書</p>	<p>存立危機事態にお けるアメリカ合衆国 等の軍隊の行動に 伴い我が国が実施 する措置に関する 法律（平成十六年 法律第百十三号。以下「米軍等 行動関連措置法」と いう。）第十五條第 四項において読み替 えて準用する法第 百三十三條第七項</p>

<p>第百三十三條第一項</p>	<p>第百三十二條</p>	
<p>(略)</p>	<p>法第百三十二條第七項 ただし書</p>	
<p>法第百三十二條第七項 ただし書</p>	<p>米軍行動関連措置法 第十五條第四項に おいて準用する法第 百三十三條第七項 ただし書</p>	<p>けるアメリカ合衆国 等の軍隊の行動に 伴い我が国が実施 する措置に関する 法律（平成十六年 法律第百十三号。以下「米軍行 動関連措置法」とい う。）第十五條第四 項において読み替 えて準用する法第 百三十三條第七項</p>

第百三十三條第二項	(略)	法第百三條第七項 ただし書	第百三十五條	(略)	法第百三條第七項	第百三十六條第一項	法第百三條第七項	同条第八項各号
(略)	(略)	米軍等行動関連措置 法第十五條第四項に おいて準用する法第 百三條第七項ただし 書	(略)	(略)	米軍等行動関連措置 法第十五條第四項に おいて読み替えて準 用する法第百三條第 七項	米軍等行動関連措置 法第十五條第四項に おいて読み替えて準 用する法第百三條第 七項	米軍等行動関連措置 法第十五條第四項に おいて準用する法第	米軍等行動関連措置 法第十五條第四項に おいて準用する法第

第百三十三條第二項	(略)	法第百三條第七項 ただし書	第百三十五條	(略)	法第百三條第七項	第百三十六條第一項	法第百三條第七項	同条第八項各号
(略)	(略)	米軍行動関連措置法 第十五條第四項にお いて準用する法第百 三條第七項ただし書	(略)	(略)	米軍行動関連措置法 第十五條第四項にお いて読み替えて準用 する法第百三條第七 項	米軍行動関連措置法 第十五條第四項にお いて読み替えて準用 する法第百三條第七 項	米軍行動関連措置法 第十五條第四項にお いて準用する法第百	米軍行動関連措置法 第十五條第四項にお いて準用する法第百

(略)		第三百三十七条第一項	(略)	
(略)	(略)		(略)	
(略)	(略)	米軍等行動関連措置法第十五条第四項において読み替えて準用する法第百二条第十項	(略)	百二条第八項各号

(略)		第三百三十七条第一項	(略)	
(略)	(略)		(略)	
(略)	(略)	米軍行動関連措置法第十五条第四項において読み替えて準用する法第百二条第十項	(略)	三条第八項各号

○ 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令</p> <p>（審判官）</p> <p>第一条 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第十六号。以下「法」という。）第十二条第二項に規定する政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（留置物件等の公売又は随意契約による売却）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第七十三条から第七十六条の二までの規定は、第一項に規定する留置物件又は保管積荷の公売について準用する。この場合において、同令第七十三条、第七十四条第二項から第四項まで及び第九項、第七十六条第一項及び第三項並びに第七十六条の二中「税関長」とあるのは「外国軍用品審判所長」と、同令第七十三条第一項中「法第八十四条第一項（収容貨物の公売）」とあるのは「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法</p>	<p>武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令</p> <p>（審判官）</p> <p>第一条 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（以下「法」という。）第十二条第二項に規定する政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（留置物件等の公売又は随意契約による売却）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第七十三条から第七十六条の二までの規定は、第一項に規定する留置物件又は保管積荷の公売について準用する。この場合において、同令第七十三条、第七十四条第二項から第四項まで及び第九項、第七十六条第一項及び第三項並びに第七十六条の二中「税関長」とあるのは「外国軍用品審判所長」と、同令第七十三条第一項中「法第八十四条第一項（収容貨物の公売）」とあるのは「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十</p>



「法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）第三条第一項」と、同令第七十四条第一項中「法第八十四条第一項（収容貨物の公売）」とあるのは「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令第三条第一項」と、同条第四項及び第九項中「法第八十四条第一項」とあるのは「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令第三条第一項」と、同条第五項及び同令第七十五条第二項中「税関職員」とあるのは「外国軍用品審判所の事務官」と、同令第七十六条の二第二項中「第七十二条第二項」とあるのは「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令第三条第三項」と読み替えるものとする。

6 関税法施行令第七十七条及び第七十八条の規定は、第四項の規定により随意契約による売却をしようとする場合について準用する。この場合において、同令第七十七条及び第七十八条第一項中「法第八十四条第三項（収容貨物の売却）」とあるのは「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令第三条第四項」と、同項並びに同条第二項及び第四項中「税関長」とあるのは「外国軍用品審判所長」と読み替えるものとする。

六年政令第三百九十二号）第三条第一項」と、同令第七十四条第一項中「法第八十四条第一項（収容貨物の公売）」とあるのは「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令第三条第一項」と、同条第四項及び第九項中「法第八十四条第一項」とあるのは「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令第三条第一項」と、同条第五項及び同令第七十五条第二項中「税関職員」とあるのは「外国軍用品審判所の事務官」と、同令第七十六条の二第二項中「第七十二条第二項」とあるのは「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令第三条第三項」と読み替えるものとする。

6 関税法施行令第七十七条及び第七十八条の規定は、第四項の規定により随意契約による売却をしようとする場合について準用する。この場合において、同令第七十七条及び第七十八条第一項中「法第八十四条第三項（収容貨物の売却）」とあるのは「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令第三条第四項」と、同項並びに同条第二項及び第四項中「税関長」とあるのは「外国軍用品審判所長」と読み替えるものとする。

○ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十三号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令</p> <p>（法第十四条第一項及び第十七条第四項の資格認定審査請求）</p> <p>第一条 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第十七号。以下「法」という。）第十四条第一項又は第十七条第四項に規定する書面には、法第十四条第一項又は第十七条第四項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 資格認定審査請求（法第三条第十三号に規定する資格認定審査請求をいう。以下同じ。）をする者（以下「資格認定審査請求人」という。）の氏名及び生年月日</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（押収物還付等公告令の準用）</p> <p>第四条 押収物還付等公告令（昭和二十八年政令第三百四十二号）第二条、第三条第一項（第二号を除く。）及び第四条の規定は、法第一百五十五条第五項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条第一項の規定に基づき公告について準用する。この場合において、同令第二条第一項中「検察官が行う場合にあつては検察庁の</p>	<p>武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令</p> <p>（法第十四条第一項及び第十七条第四項の資格認定審査請求）</p> <p>第一条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（以下「法」という。）第十四条第一項又は第十七条第四項に規定する書面には、法第十四条第一項又は第十七条第四項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 資格認定審査請求（法第三条第十一号に規定する資格認定審査請求をいう。以下同じ。）をする者（以下「資格認定審査請求人」という。）の氏名及び生年月日</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（押収物還付等公告令の準用）</p> <p>第四条 押収物還付等公告令（昭和二十八年政令第三百四十二号）第二条、第三条第一項（第二号を除く。）及び第四条の規定は、法第一百五十五条第五項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条第一項の規定に基づき公告について準用する。この場合において、同令第二条第一項中「検察官が行う場合にあつては検察庁の</p>

揭示場に、司法警察員が行う場合にあつてはその所属する官公署の揭示場に、それぞれ」とあるのは「捕虜収容所の揭示場に」と、同令第三条第一項中「檢察官が刑事訴訟法第四百九十九條第一項又は第二項」とあるのは「捕虜収容所長が武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）第百五十五條第五項において準用する刑事訴訟法第四百九十九條第一項又は第二項」と、同項第一号中「刑事訴訟法第四百九十九條第一項又は第二項」とあるのは「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第百五十五條第五項において準用する刑事訴訟法第四百九十九條第一項」と、同項第三号中「事件名及び押収番号」とあるのは「現金の持参又は送付の年月日その他これを特定するに足りる事項」と、同項第四号中「品名及び数量」とあるのは「金額」と、同令第四条第二項中「檢察官又は司法警察員」とあるのは「捕虜収容所長」と読み替えるものとする。

揭示場に、司法警察員が行う場合にあつてはその所属する官公署の揭示場に、それぞれ」とあるのは「捕虜収容所の揭示場に」と、同令第三条第一項中「檢察官が刑事訴訟法第四百九十九條第一項又は第二項」とあるのは「捕虜収容所長が武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）第百五十五條第五項において準用する刑事訴訟法第四百九十九條第一項」と、同項第一号中「刑事訴訟法第四百九十九條第一項又は第二項」とあるのは「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第百五十五條第五項において準用する刑事訴訟法第四百九十九條第一項」と、同項第三号中「事件名及び押収番号」とあるのは「現金の持参又は送付の年月日その他これを特定するに足りる事項」と、同項第四号中「品名及び数量」とあるのは「金額」と、同令第四条第二項中「檢察官又は司法警察員」とあるのは「捕虜収容所長」と読み替えるものとする。

○ 予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二条 各省各庁の長は、当分の間、法第二十二條の規定により、次に掲げる経費について、前金払をなすことができる。</p> <p>一・二二（略）</p> <p>二の二 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十六條 第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行のために必要な物品の代価</p> <p>三〇七（略）</p>	<p>第二条 各省各庁の長は、当分の間、法第二十二條の規定により、次に掲げる経費について、前金払をなすことができる。</p> <p>一・二二（略）</p> <p>二の二 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十六條 第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行のために必要な物品の代価</p> <p>三〇七（略）</p>

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（復職時等における号俸の調整）</p> <p>第六条の二十三 休職にされた職員が復職し、休暇（自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定による休暇をいう。以下同じ。）のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至り、又は国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官（以下「国際連合派遣自衛官」という。）若しくは国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二条第一項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、一般職に属する国家公務員の例により、その者の号俸を調整することができる。</p> <p>（国際連合派遣自衛官又は派遣職員の退職又は死亡当時の号俸の調整）</p> <p>第六条の二十四 国際連合派遣自衛官又は派遣職員がその派遣の期間中に退職し、又は死亡した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、一般職に属する国家公務員の例により、その者の退職又は死亡当時の号俸を調整することができる。</p>	<p>（復職時等における号俸の調整）</p> <p>第六条の二十三 休職にされた職員が復職し、休暇（自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定による休暇をいう。以下同じ。）のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至り、又は国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二条第一項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、一般職に属する国家公務員の例により、その者の号俸を調整することができる。</p> <p>（派遣職員の退職又は死亡当時の号俸の調整）</p> <p>第六条の二十四 派遣職員がその派遣の期間中に退職し、又は死亡した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、一般職に属する国家公務員の例により、その者の退職又は死亡当時の号俸を調整することができる。</p>

(俸給の支給日等)

第八条 (略)

2~4 (略)

5 法第十条の規定により俸給を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外るとき若しくは給与期間の末日まで支給するとき以外るとき、法第三条第二項及びこの政令の第二条の規定により給与を支払う場合又は職員が休職にされた場合、停職の処分を受けた場合、国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第三条の規定により育児休業をした場合、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七条第一項の規定により派遣された場合、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された場合、国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された場合、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第四十五号)第十条において準用する同法第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした場合若しくは国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第七十八号)第十一条において準用する同法第二条第一項の規定による配偶者同行休業をした場合において支給すべき俸給の額は、それぞれその俸給を支給する日の属する給与期間の現日数(事務官等の俸給については、当該日数から当該給与期間中の休養日の日数を控除した日数)を基礎として日割りによつて計算した額とする。

6~8 (略)

(俸給の支給日等)

第八条 (略)

2~4 (略)

5 法第十条の規定により俸給を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外るとき若しくは給与期間の末日まで支給するとき以外るとき、法第二条第二項及びこの政令の第二条の規定により給与を支払う場合又は職員が休職にされた場合、停職の処分を受けた場合、国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第三条の規定により育児休業をした場合、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された場合、国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された場合、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第四十五号)第十条において準用する同法第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした場合若しくは国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第七十八号)第十一条において準用する同法第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした場合において支給すべき俸給の額は、それぞれその俸給を支給する日の属する給与期間の現日数(事務官等の俸給については、当該日数から当該給与期間中の休養日の日数を控除した日数)を基礎として日割りによつて計算した額とする。

6~8 (略)

(俸給の特別調整額)

第八条の三 (略)

2～4 (略)

5 国際連合派遣自衛官、派遣職員及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された職員(以下「交流派遣職員」という。)に関する前項ただし書の規定の適用については、それぞれ国際連合、派遣先の機関又は派遣先企業(同法第二十四条第一項において準用する同法第七条第三項に規定する派遣先企業をいう。以下同じ。)の業務を公務とみなす。

(特に乗員等として勤務したものとみなされる場合)

第十一条の四 (略)

2 (略)

3 国際連合派遣自衛官、派遣職員及び交流派遣職員に関する前項第一号の規定の適用については、それぞれ国際連合、派遣先の機関又は派遣先企業の業務を公務とみなす。

(特定管理職員としない職員)

第十二条の五 法第十八条の二第二項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の四第二項の政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一～四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる職員

イ (略)

(俸給の特別調整額)

第八条の三 (略)

2～4 (略)

5 派遣職員及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された職員(以下「交流派遣職員」という。)に関する前項ただし書の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関又は派遣先企業(同法第二十四条第一項において準用する同法第七条第三項に規定する派遣先企業をいう。以下同じ。)の業務を公務とみなす。

(特に乗員等として勤務したものとみなされる場合)

第十一条の四 (略)

2 (略)

3 派遣職員及び交流派遣職員に関する前項第一号の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関又は派遣先企業の業務を公務とみなす。

(特定管理職員としない職員)

第十二条の五 法第十八条の二第二項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の四第二項の政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一～四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる職員

イ (略)

ロ 国際連合派遣自衛官  
ハ (略)

(期末手当基礎額の加算)

第十二条の六 (略)

2 (略)

3 期末手当の支給について政令で定める管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員(休職にされている職員のうち法第二十三条第一項に該当する職員以外の職員、国際連合派遣自衛官及び派遣職員を除く。)とする。

一五 (略)

4 (略)

(休職者の給与)

第十七条の十 (略)

2 国際連合派遣自衛官、派遣職員及び交流派遣職員に関する前項の規定の適用については、それぞれ国際連合、派遣先の機関又は派遣先企業の業務を公務とみなす。

3 (略)

別表第五(第九条の七関係)

種類	支給される職員の範囲	支給額
(略)	(略)	(略)
国際緊急援助等手当	自衛隊法第八十四条の五第二項第三号の規定	業務一日につき、次の業務の区分に応じ

(新設)  
ロ (略)

(期末手当基礎額の加算)

第十二条の六 (略)

2 (略)

3 期末手当の支給について政令で定める管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員(休職にされている職員のうち法第二十三条第一項に該当する職員以外の職員及び派遣職員を除く。)とする。

一五 (略)

4 (略)

(休職者の給与)

第十七条の十 (略)

2 派遣職員及び交流派遣職員に関する前項の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関又は派遣先企業の業務を公務とみなす。

3 (略)

別表第五(第九条の七関係)

種類	支給される職員の範囲	支給額
(略)	(略)	(略)
国際緊急援助等手当	自衛隊法第八十四条の四第二項第三号の規定	業務一日につき、次の業務の区分に応じ



に基づき、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において同法第三条第二項各号に掲げる活動として行われる業務（以下「国際緊急援助業務」という。）に従事する職員又は自衛隊法第八十四条の四の規定に基づき、海外の地域において邦人等の輸送に関する業務（以下「在外邦人等輸送業務」という。）に従事する職員

てそれぞれ次に定める額

国際緊急援助業務

四千円を超えない範囲内、防衛大臣の定める額（当該業務が心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十（現地の治安の状況等により当該業務が心身に著しい緊張を与えるとき、防衛大臣が認める場合にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内を

加算した額）  
在外邦人等輸送業務 七千五百円を超えない範囲内、防衛大臣の定める額（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい

に基づき、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において同法第三条第二項各号に掲げる活動として行われる業務（以下「国際緊急援助業務」という。）に従事する職員又は自衛隊法第八十四条の三の規定に基づき、海外の地域において邦人等の輸送に関する業務（以下「在外邦人等輸送業務」という。）に従事する職員

に基づき、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において同法第三条第二項各号に掲げる活動として行われる業務（以下「国際緊急援助業務」という。）に従事する職員又は自衛隊法第八十四条の三の規定に基づき、海外の地域において邦人等の輸送に関する業務（以下「在外邦人等輸送業務」という。）に従事する職員

てそれぞれ次に定める額

国際緊急援助業務

四千円を超えない範囲内、防衛大臣の定める額（当該業務が心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十（現地の治安の状況等により当該業務が心身に著しい緊張を与えるとき、防衛大臣が認める場合にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内を

加算した額）  
在外邦人等輸送業務 七千五百円を超えない範囲内、防衛大臣の定める額（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい

に基づき、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において同法第三条第二項各号に掲げる活動として行われる業務（以下「国際緊急援助業務」という。）に従事する職員又は自衛隊法第八十四条の三の規定に基づき、海外の地域において邦人等の輸送に関する業務（以下「在外邦人等輸送業務」という。）に従事する職員

海上警備等 手当		
第一項の規定による立	(略)	負担及び緊張を与え ると防衛大臣が認め る場合にあつては当 該額にその百分の五 十に相当する額を超 えない範囲内で防衛 大臣の定める額を加 算した額、当該業務 (自衛隊法第八十四 条の四第三項に規定 する車両により行う 輸送に関するものに 限る。)が極めて困 難な作業で心身に著 しい負担及び緊張を 与えると防衛大臣が 認める場合にあつて は当該額にその百分 の百に相当する額を 加算した額)
自衛隊法第九十三条第 二項において準用する 海上保安庁法第十七条	(略)	
第一項の規定による立	(略)	業務一日につき二千 円(当該業務が特に 困難な作業で心身に 著しい負担及び緊張

海上警備等 手当		
第一項の規定による立	(略)	負担及び緊張を与え ると防衛大臣が認め る場合にあつては当 該額にその百分の五 十に相当する額を超 えない範囲内で防衛 大臣の定める額を加 算した額、当該業務 (自衛隊法第八十四 条の三第三項に規定 する車両により行う 輸送に関するものに 限る。)が極めて困 難な作業で心身に著 しい負担及び緊張を 与えると防衛大臣が 認める場合にあつて は当該額にその百分 の百に相当する額を 加算した額)
自衛隊法第九十三条第 二項において準用する 海上保安庁法第十七条	(略)	
第一項の規定による立	(略)	業務一日につき二千 円(当該業務が特に 困難な作業で心身に 著しい負担及び緊張

備考 一〇三	(略)		
	(略)	入検査に関する業務（特別警備業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）若しくは海賊対処立入検査業務（特別海賊対処業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員又は重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）の規定に基づき船舶検査活動のうち、船舶に乗船しての検査、確認の業務に従事する職員	を与えると防衛大臣が認める場合にあっては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額
	(略)		
備考 一〇三	(略)		
	(略)	入検査に関する業務（特別警備業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）又は海賊対処立入検査業務（特別海賊対処業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員又は周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）の規定に基づき船舶検査活動のうち、船舶に乗船しての検査、確認の業務に従事する職員	を与えると防衛大臣が認める場合にあっては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額
	(略)		

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保税地域外に置くことができる貨物）            第二十五条 法第三十条第一項第三号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。            一～七 （略）            八 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の規定により外国軍用品審判所が留置し、又は保管する物件</p>	<p>（保税地域外に置くことができる貨物）            第二十五条 法第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。            一～七 （略）            八 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の規定により外国軍用品審判所が留置し、又は保管する物件</p>

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四十三条（略）</p> <p>2 国の職員に係る法第四百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、次に掲げる給与とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四 年法律第七十九号）<u>第十七条第一項の規定に基づく国際平和協 力手当</u></p> <p>3～9（略）</p>	<p>第四十三条（略）</p> <p>2 国の職員に係る法第四百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、次に掲げる給与とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四 年法律第七十九号）<u>第十六条第一項の規定に基づく国際平和協 力手当</u></p> <p>3～9（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（国の特例）                      第十六条の十一（略）</p> <p>2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は同法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等（同法第八条に規定する部隊等をいう。）についての第十六条の八第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の定めるところによる。</p>	<p>（国の特例）                      第十六条の十一（略）</p> <p>2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は同法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等（同法第八条に規定する部隊等をいう。）についての第十六条の八第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の定めるところによる。</p>

改正案	現行
<p>（傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例の適用範囲）</p> <p>第二条 法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。以下「<u>準用補償法</u>」という。）第二十条の二の政令で定めるものは、自衛官とし、同条の政令で定める職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 我が国に対する外部からの武力攻撃（次号において「<u>武力攻撃</u>」という。）が発生した事態又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して我が国を防衛するために行う武力の行使</p> <p>二～六（略）</p> <p>七 <u>武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律</u>（平成十六年法律第十六号）第二条第七号に規定する停船検査又は同条第八号に規定する回航措置</p> <p>八 <u>武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律</u>（平成十六年法律第十七号）第四条の規定による拘束又は同法第五十二条第二項に規定する職務</p> <p>九 自衛隊の使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物で防衛大臣の定めるもの（以下この号において「<u>武器等</u>」という。）の防護又は自衛隊の施設のうち、武器等を保管し</p>	<p>（傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例の適用範囲）</p> <p>第二条 法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。以下「<u>準用補償法</u>」という。）第二十条の二の政令で定めるものは、自衛官とし、同条の政令で定める職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 我が国に対する外部からの武力攻撃（次号において「<u>武力攻撃</u>」という。）が発生した事態に際して我が国を防衛するために行う武力の行使</p> <p>二～六（略）</p> <p>七 <u>武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律</u>（平成十六年法律第十六号）第二条第七号に規定する停船検査又は同条第八号に規定する回航措置</p> <p>八 <u>武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律</u>（平成十六年法律第十七号）第四条の規定による拘束又は同法第五十二条第二項に規定する職務</p> <p>九 自衛隊の使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物で防衛大臣の定めるもの（以下この号において「<u>武器等</u>」という。）の防護又は自衛隊の施設のうち、武器等を保管し</p>

、收容し、若しくは整備するための施設設備、営舎若しくは港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものの警護

十 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第九十五条の二  
第一項の規定による警護

十一 犯罪の捜査、犯人若しくは被疑者の逮捕、看守若しくは護送又は勾引状、勾留状若しくは收容状の執行

十二 (略)

2 (略)

(公務で外国旅行中の職員等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例)

第三条 公務で外国旅行中の職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第二号に規定する後方支援活動若しくは同項第三号に規定する捜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第一項の規定による海賊対処行動若しくは国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）第三条第一項第二号に規定する協力支援活動若しくは同項第三号に規定する捜索救助活動に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合又は国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣された自

、收容し、若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものの警護

(新設)

十 犯罪の捜査、犯人若しくは被疑者の逮捕、看守若しくは護送又は勾引状、勾留状若しくは收容状の執行

十一 (略)

2 (略)

(公務で外国旅行中の職員等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例)

第三条 公務で外国旅行中の職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第一項の規定による海賊対処行動に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償（船員法第一条に規定する船員である海上自衛官に係る遺族補償一時金を除く。）については、準用補償法第十二条の二第二項の規定による額、準用補償法第十三条第三項若しくは第四項の規定による額、準用補償法第十七条第一項の規定による額又は準用補償法第十七条の六第一項の政令で定める額は、それぞれ当該額に百分の五十（傷病補償年金のうち、準用補償法第十二条の二第一項第二号の政令で定める第一級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、同号の政令で定める第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、準用補償法第十三条第二項に規定する



衛官として同法第二十八条において準用する国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第六条第一項の規定により公務とみなされる国際連合の業務に従事し、そのため業務上の災害を受けた場合におけるこれらの災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償（船員法第一条に規定する船員である海上自衛官に係る遺族補償一時金を除く。）については、準用補償法第十二条の二第二項の規定による額、準用補償法第十三条第三項若しくは第四項の規定による額、準用補償法第十七条第一項の規定による額又は準用補償法第十七条の六第一項の政令で定める額は、それぞれ当該額に百分の五十（傷病補償年金のうち、準用補償法第十二条の二第一項第二号の政令で定める第一級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、同号の政令で定める第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、準用補償法第十三条第二項に規定する第一級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、同項に規定する第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五）を乗じて得た額を加算した額とする。

2  
(略)

第一級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、同項に規定する第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五）を乗じて得た額を加算した額とする。

2  
(略)

○ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（派遣から除外する職員）</p> <p>第一条 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九  国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣されている自衛官</p> <p>十  （略）</p> <p>（派遣先機関等）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 法第二条第二項ただし書に規定する政令で定める国際連合事務局の内部部局は、平和維持活動局及びフィールド支援局とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（派遣から除外する職員）</p> <p>第一条 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>九  （略）</p> <p>（派遣先機関等）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 法第二条第二項ただし書に規定する政令で定める国際連合事務局の内部部局は、平和維持活動局とする。</p> <p>3 （略）</p>

○ 防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）（第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（交流派遣除外職員）</p> <p>第一条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項において準用する法第二条第三項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣されている自衛官</p> <p>十 （略）</p>	<p>（交流派遣除外職員）</p> <p>第一条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項において準用する法第二条第三項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>九 （略）</p>

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国民の保護に関する計画等の軽微な変更）</p> <p>第五条 法第三十三条第七項ただし書、第三十四条第八項ただし書、第三十五条第八項ただし書及び第三十六条第七項ただし書の政令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 指定行政機関（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）<u>第二条第五号</u>の指定行政機関をいう。以下同じ。）、指定地方行政機関（<u>同条第六号</u>の指定地方行政機関をいう。以下同じ。）、都道府県、市町村、指定公共機関（<u>同条第七号</u>の指定公共機関をいう。以下同じ。）、指定地方公共機関（<u>法第二条第二項</u>の指定地方公共機関をいう。以下同じ。）その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更</p> <p>三（略）</p> <p>措置</p> <p>第二十九条 法第百三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める区分は、次の表の上欄に掲げる物質の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に定める区分とし、同項の政令で</p>	<p>（国民の保護に関する計画等の軽微な変更）</p> <p>第五条 法第三十三条第七項ただし書、第三十四条第八項ただし書、第三十五条第八項ただし書及び第三十六条第七項ただし書の政令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 指定行政機関（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）<u>第二条第四号</u>の指定行政機関をいう。以下同じ。）、指定地方行政機関（<u>同条第五号</u>の指定地方行政機関をいう。以下同じ。）、都道府県、市町村、指定公共機関（<u>同条第六号</u>の指定公共機関をいう。以下同じ。）、指定地方公共機関（<u>法第二条第二項</u>の指定地方公共機関をいう。以下同じ。）その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更</p> <p>三（略）</p> <p>措置</p> <p>第二十九条 法第百三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める区分は、次の表の上欄に掲げる物質の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に定める区分とし、同項の政令で</p>

定める措置は、当該区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める措置とする。

物質の種類	区分	措置
(略)	(略)	(略)

備考 この表の下欄に定める措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。

(準用)

第五十二条 第一条から第四条まで、第六条から第三十四条まで、第三十七条から第四十四条まで、第四十五条第二項、第四十六条第三項及び第四十七条から前条までの規定は、法第七十二条第一項の緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十九条	(略)	(略)
事態対処法第二条第八号の対処措置	事態対処法第二十二條第三項の緊急対処	(略)

定める措置は、当該区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める措置とする。

物質の種類	区分	措置
(略)	(略)	(略)

備考 この表の下欄に定める措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。

(準用)

第五十二条 第一条から第四条まで、第六条から第三十四条まで、第三十七条から第四十四条まで、第四十五条第二項、第四十六条第三項及び第四十七条から前条までの規定は、法第七十二条第一項の緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十九条	(略)	(略)
事態対処法第二条第七号の対処措置	事態対処法第二十五條第三項の緊急対処	(略)

(略)	
(略)	
(略)	措置
(略)	
(略)	
(略)	措置

○ 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）（第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
<p>（法第二十七条第一項に規定する政令で定める職員等）</p> <p>第六条 法第二十七条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四〇年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣されている自衛官</p> <p>七〇九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（法第二十七条第一項において準用する法第十七条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例）</p> <p>第七条 法第二十七条第一項において準用する法第十七条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>				<p>（法第二十七条第一項に規定する政令で定める職員等）</p> <p>第六条 法第二十七条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>六〇八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（法第二十七条第一項において準用する法第十七条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例）</p> <p>第七条 法第二十七条第一項において準用する法第十七条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>			
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
防衛省の	（略）	（略）	（略）	防衛省の	（略）	（略）	（略）







○ 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）（第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（法第十四条第一項に規定する政令で定める職員等）  
 第五条 法第十四条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一～五 （略）

六 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四  
 年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣されて  
 いる自衛官

七～九 （略）  
 2 （略）

（法第十四条第一項において準用する法第四条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例）  
 第六条 法第十四条第一項において準用する法第四条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄		第四欄
防衛省の	(略)	(略)	(略)	
職員の給	(略)	(略)	(略)	

（法第十四条第一項に規定する政令で定める職員等）  
 第五条 法第十四条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一～五 （略）  
 （新設）

六～八 （略）  
 2 （略）

（法第十四条第一項において準用する法第四条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例）  
 第六条 法第十四条第一項において準用する法第四条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄		第四欄
防衛省の	(略)	(略)	(略)	
職員の給	(略)	(略)	(略)	



<p>防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）</p>	<p>第一条</p>	<p>十 国際機関等に派遣される防衛省の職員に關する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二十条第一項の規定により派遣されている職員</p>	<p>十 国際機関等に派遣される防衛省の職員に關する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二十条第一項の規定により派遣されている職員</p>	<p>る同法第七條第一項の規定により交流派遣されている職員</p> <p>いて準用する同法第四條第一項の規定により派遣されている職員</p>
<p>防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）</p>	<p>第一条</p>	<p>九 国際機関等に派遣される防衛省の職員に關する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二十条第一項の規定により派遣されている職員</p>	<p>九 国際機関等に派遣される防衛省の職員に關する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二十条第一項の規定により派遣されている職員</p>	<p>る同法第七條第一項の規定により交流派遣されている職員</p> <p>て準用する同法第四條第一項の規定により派遣されている職員</p>

改正案	現行
<p>（地方協力局の所掌事務）</p> <p>第九条 地方協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号。第四十五条第四号において「米軍等行動関連措置法」という。）第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。</p> <p>十六～十九 （略）</p> <p>（防衛政策課の所掌事務）</p> <p>第十九条 防衛政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第一項に規定する対処基本方針及び同法第二十二條第一項に規定する緊急対処事態対処方針に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関すること。</p> <p>四～六 （略）</p> <p>（補償課の所掌事務）</p>	<p>（地方協力局の所掌事務）</p> <p>第九条 地方協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号。第四十五条第四号において「米軍行動関連措置法」という。）第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。</p> <p>十六～十九 （略）</p> <p>（防衛政策課の所掌事務）</p> <p>第十九条 防衛政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第一項に規定する対処基本方針及び同法第二十五條第一項に規定する緊急対処事態対処方針に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関すること。</p> <p>四～六 （略）</p> <p>（補償課の所掌事務）</p>

第四十五条 補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一三 (略)

四 米軍等行動関連措置法第十四条第一項の規定による損失の補償に関する事。

五 一十 (略)

(運用第一課)

第六十条 運用第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第八号に規定する対処措置又は同法第二十二条第三項に規定する緊急対処措置に係る行動に関する事。

三 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)第二条第一項に規定する対応措置に係る行動に関する事。

四 一七 (略)

第四十五条 補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一三 (略)

四 米軍行動関連措置法第十四条第一項の規定による損失の補償に関する事。

五 一十 (略)

(運用第一課)

第六十条 運用第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する対処措置又は同法第二十五条第三項に規定する緊急対処措置に係る行動に関する事。

三 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)第二条第一項に規定する対応措置に係る行動に関する事。

四 一七 (略)

○ 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第六十九号）（附則第二条関係）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>(助教授の在職に関する経過措置)</p> <p>2 この政令の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、この政令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>3 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）第一条の規定の適用については、この政令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。</p>	<p>附則</p> <p>(助教授の在職に関する経過措置)</p> <p>2 この政令の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、この政令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令第一条（指定都市の設置する高等学校の定時制課程の校長等に係る退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算等の経過措置に関する政令の一部改正）</p> <p>3 指定都市の設置する高等学校の定時制課程の校長等に係る退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算等の経過措置に関する政令（昭和三十五年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第九条第一項及び第十条中「及び第十七号」を、「第十七号及び第十八号」に改め、「第百七十四条の五十第二項第一号」の下に「及び第三号」を加える。</p>

○ 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
附則	附則		
<p>（他の政令の適用の特例）</p> <p>第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）	第一条第二号	内閣府を除く。 ）、内閣府	内閣府及び復興庁を除く。 ）、内閣府、復興庁
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）	第一条第二号	内閣府を除く。 ）、内閣府	内閣府及び復興庁を除く。 ）、内閣府、復興庁
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)



2	
·	
3	(略)
(略)	(略)
	(略)
	(略)
	(略)
	(略)
2	
·	
3	(略)
(略)	(略)
	(略)
	(略)
	(略)
	(略)

○ 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第四百四十四号）（附則第四条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）            第七条 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。            （略）</p>	<p>（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）            第七条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。            （略）</p>

○ 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第十三号）（附則第四条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）            第十二条 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。            （略）</p>	<p>（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）            第十二条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。            （略）</p>

○ 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）（附則第四条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>〔武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正〕            第二十七条 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。            （略）</p>	<p>〔武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正〕            第二十七条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。            （略）</p>

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第五十七号）（附則第四条第四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）            第十八条 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。            （略）</p>	<p>（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）            第十八条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。            （略）</p>

国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について

平成26年7月1日  
国家安全保障会議決定  
閣議決定

我が国は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持しつつ、国民の営々とした努力により経済大国として栄え、安定して豊かな国民生活を築いてきた。また、我が国は、平和国家としての立場から、国際連合憲章を遵守しながら、国際社会や国際連合を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。こうした我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものにしなければならない。

一方、日本国憲法の施行から67年となる今日までの間に、我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している。国際連合憲章が理想として掲げたいわゆる正規の「国連軍」は実現のめどが立っていないことに加え、冷戦終結後の四半世紀だけをとっても、グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発及び拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において問題や緊張が生み出されるとともに、脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。さらに、近年では、海洋、宇宙空間、サイバー空間に対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し深刻化している。もはや、どの国も一国のみで平和を守ることはできず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。

政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることである。我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、政府としての責務を果たすためには、まず、十分な体制をもって力強い外交を推進することにより、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐとともに、国際法にのっとり行

動し、法の支配を重視することにより、紛争の平和的な解決を図らなければならない。

さらに、我が国自身の防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国である米国との相互協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めることが重要である。特に、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない。

5月15日に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」から報告書が提出され、同日に安倍内閣総理大臣が記者会見で表明した基本的方向性に基づき、これまで与党において協議を重ね、政府としても検討を進めてきた。今般、与党協議の結果に基づき、政府として、以下の基本方針に従って、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要な国内法制を速やかに整備することとする。

## 1 武力攻撃に至らない侵害への対処

(1) 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態に至りかねないリスクを有している。こうした武力攻撃に至らない侵害に際し、警察機関と自衛隊を含む関係機関が基本的な役割分担を前提として、より緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための態勢を整備することが一層重要な課題となっている。

(2) 具体的には、こうした様々な不法行為に対処するため、警察や海上保安庁などの関係機関が、それぞれの任務と権限に応じて緊密に協力して対応するとの基本方針の下、各々の対応能力を向上させ、情報共有を含む連携を強化し、具体的な対応要領の検討や整備を行い、命令発出手続を迅速化するとともに、各種の演習や訓練を充実させるなど、各般の分

野における必要な取組を一層強化することとする。

(3) このうち、手続の迅速化については、離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合（武装集団の所持する武器等のために対応できない場合を含む。）の対応において、治安出動や海上における警備行動を発令するための関連規定の適用関係についてあらかじめ十分に検討し、関係機関において共通の認識を確立しておくとともに、手続を経ている間に、不法行為による被害が拡大することがないように、状況に応じた早期の下令や手続の迅速化のための方策について具体的に検討することとする。

(4) さらに、我が国の防衛に資する活動に現に従事する米軍部隊に対して攻撃が発生し、それが状況によっては武力攻撃にまで拡大していくような事態においても、自衛隊と米軍が緊密に連携して切れ目のない対応をすることが、我が国の安全の確保にとっても重要である。自衛隊と米軍部隊が連携して行う平素からの各種活動に際して、米軍部隊に対して武力攻撃に至らない侵害が発生した場合を想定し、自衛隊法第 95 条による武器等防護のための「武器の使用」の考え方を参考にしつつ、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含む。）に現に従事している米軍部隊の武器等であれば、米国の要請又は同意があることを前提に、当該武器等を防護するための自衛隊法第 95 条によるものと同様の極めて受動的かつ限定的な必要最小限の「武器の使用」を自衛隊が行うことができるよう、法整備をすることとする。

## 2 国際社会の平和と安定への一層の貢献

### (1) いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」

ア いわゆる後方支援と言われる支援活動それ自体は、「武力の行使」に当たらない活動である。例えば、国際の平和及び安全が脅かされ、国際社会が国際連合安全保障理事会決議に基づいて一致団結して対応するようなときに、我が国が当該決議に基づき正当な「武力の行使」を行う他国軍隊に対してこうした支援活動を行うことが必要な場合がある。一方、憲法第 9 条との関係で、我が国による支援活動については、他国の「武力の行使と一体化」することにより、我が国自身が憲法の下で認め



られない「武力の行使」を行ったとの法的評価を受けることがないよう、これまでの法律においては、活動の地域を「後方地域」や、いわゆる「非戦闘地域」に限定するなどの法律上の枠組みを設定し、「武力の行使との一体化」の問題が生じないようにしてきた。

イ こうした法律上の枠組みの下でも、自衛隊は、各種の支援活動を着実に積み重ね、我が国に対する期待と信頼は高まっている。安全保障環境が更に大きく変化する中で、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために、自衛隊が幅広い支援活動で十分に役割を果たすことができるようにすることが必要である。また、このような活動をこれまで以上に支障なくできるようにすることは、我が国の平和及び安全の確保の観点からも極めて重要である。

ウ 政府としては、いわゆる「武力の行使との一体化」論それ自体は前提とした上で、その議論の積み重ねを踏まえつつ、これまでの自衛隊の活動の実経験、国際連合の集団安全保障措置の実態等を勘案して、従来の「後方地域」あるいはいわゆる「非戦闘地域」といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する補給、輸送などの我が国の支援活動については、当該他国の「武力の行使と一体化」するものではないという認識を基本とした以下の考え方に立って、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を進めることとする。

(ア) 我が国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。

(イ) 仮に、状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する。

## (2) 国際的な平和協力活動に伴う武器使用

ア 我が国は、これまで必要な法整備を行い、過去 20 年以上にわたり、国際的な平和協力活動を実施してきた。その中で、いわゆる「駆け付け

警護」に伴う武器使用や「任務遂行のための武器使用」については、これを「国家又は国家に準ずる組織」に対して行った場合には、憲法第9条が禁ずる「武力の行使」に該当するおそれがあることから、国際的な平和協力活動に従事する自衛官の武器使用権限はいわゆる自己保存型と武器等防護に限定してきた。

イ 我が国としては、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために一層取り組んでいく必要があり、そのために、国際連合平和維持活動（PKO）などの国際的な平和協力活動に十分かつ積極的に参加できることが重要である。また、自国領域内に所在する外国人の保護は、国際法上、当該領域国の義務であるが、多くの日本人が海外で活躍し、テロなどの緊急事態に巻き込まれる可能性がある中で、当該領域国の受入れ同意がある場合には、武器使用を伴う在外邦人の救出についても対応できるようにする必要がある。

ウ 以上を踏まえ、我が国として、「国家又は国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場しないことを確保した上で、国際連合平和維持活動などの「武力の行使」を伴わない国際的な平和協力活動におけるいわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用及び「任務遂行のための武器使用」のほか、領域国の同意に基づく邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動ができるよう、以下の考え方を基本として、法整備を進めることとする。

(ア) 国際連合平和維持活動等については、PKO参加5原則の枠組みの下で、「当該活動が行われる地域の属する国の同意」及び「紛争当事者の当該活動が行われることについての同意」が必要とされており、受入れ同意をしている紛争当事者以外の「国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場することは基本的にないと考えられる。このことは、過去20年以上にわたる我が国の国際連合平和維持活動等の経験からも裏付けられる。近年の国際連合平和維持活動において重要な任務と位置付けられている住民保護などの治安の維持を任務とする場合を含め、任務の遂行に際して、自己保存及び武器等防護を超える武器使用が見込まれる場合には、特に、その活動の性格上、紛争当事者の受入れ同意が安定的に維持されていることが必要である。

(イ) 自衛隊の部隊が、領域国政府の同意に基づき、当該領域国における

邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動を行う場合には、領域国政府の同意が及ぶ範囲、すなわち、その領域において権力が維持されている範囲で活動することは当然であり、これは、その範囲においては「国家に準ずる組織」は存在していないということの意味する。

(ウ) 受入れ同意が安定的に維持されているかや領域国政府の同意が及ぶ範囲等については、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として判断する。

(エ) なお、これらの活動における武器使用については、警察比例の原則に類似した厳格な比例原則が働くという内在的制約がある。

### 3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

(1) 我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、これまでの憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができないおそれがあることから、いかなる解釈が適切か検討してきた。その際、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来政府の見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。

(2) 憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参

議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

この基本的な論理は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない。

- (3) これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、冒頭で述べたように、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る。

我が国としては、紛争が生じた場合にはこれを平和的に解決するために最大限の外交努力を尽くすとともに、これまでの憲法解釈に基づいて整備されてきた既存の国内法令による対応や当該憲法解釈の枠内で可能な法整備などあらゆる必要な対応を採ることは当然であるが、それでもなお我が国の存立を全うし、国民を守るために万全を期す必要がある。

こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

- (4) 我が国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。

(5) また、憲法上「武力の行使」が許容されるとしても、それが国民の命と平和な暮らしを守るためのものである以上、民主的統制の確保が求められることは当然である。政府としては、我が国ではなく他国に対して武力攻撃が発生した場合に、憲法上許容される「武力の行使」を行うために自衛隊に出動を命ずるに際しては、現行法令に規定する防衛出動に関する手続と同様、原則として事前に国会の承認を求めることを法案に明記することとする。

#### 4 今後の国内法整備の進め方

これらの活動を自衛隊が実施するに当たっては、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として決定を行うこととする。こうした手続を含めて、実際に自衛隊が活動を実施できるようにするためには、根拠となる国内法が必要となる。政府として、以上述べた基本方針の下、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法案の作成作業を開始することとし、十分な検討を行い、準備ができ次第、国会に提出し、国会における御審議を頂くこととする。

(以 上)

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 対応措置等（第四条―第十一条）

第三章 雑則（第十二条―第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの（以下「国際平和共同対処事態」という。）に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資

することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政府は、国際平和共同対処事態に際し、この法律に基づく協力支援活動若しくは搜索救助活動又は重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動（国際平和共同対処事態に際して実施するものに限る。第四条第二項第五号において単に「船舶検査活動」という。）（以下「対応措置」という。）を適切かつ迅速に実施することにより、国際社会の平和及び安全の確保に資するものとする。

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。

3 協力支援活動及び搜索救助活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第八条第六項の規定により行われる搜索救助活動については、この限りでない。

4 外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国（国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従って当該外国において施政を行う機関がある場合にあつては、当該機

関)の同意がある場合に限り実施するものとする。

5 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

6 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、防衛大臣に協力するものとする。

(定義等)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 諸外国の軍隊等 国際社会の平和及び安全を脅かす事態に関し、次のいずれかの国際連合の総会又は安全保障理事会の決議が存在する場合において、当該事態に対処するための活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）

第三条第一号に規定する国際連合平和維持活動、同条第二号に規定する国際連携平和安全活動又は同条第三号に規定する人道的な国際救援活動を行うもの及び重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第一号に規定する合衆国軍



隊等を除く。)をいう。

イ 当該外国が当該活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、又は認める決議

ロ イに掲げるもののほか、当該事態が平和に対する脅威又は平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国際連合加盟国の取組を求める決議

二 協力支援活動 諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供であつて、我が国が実施するものをいう。

三 搜索救助活動 諸外国の軍隊等の活動に際して行われた戦闘行為によつて遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であつて、我が国が実施するものをいう。

2 協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第一に掲げるものとする。

3 搜索救助活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、搜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等の部隊に対して協力支援活動

として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第二に掲げるものとする。

## 第二章 対応措置等

### (基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、国際平和共同対処事態に際し、対応措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 国際平和共同対処事態に関する次に掲げる事項
  - イ 事態の経緯並びに国際社会の平和及び安全に与える影響
  - ロ 国際社会の取組の状況
  - ハ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由
- 二 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針
- 三 前条第二項の協力支援活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該協力支援活動に係る基本的事項

ロ 当該協力支援活動の種類及び内容

ハ 当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ニ 当該協力支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該協力支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ 自衛隊がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達して諸外国の軍隊等に無償又は時価よりも低い対価で譲渡する場合には、その実施に係る重要事項

ヘ その他当該協力支援活動の実施に関する重要事項

四 搜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該搜索救助活動に係る基本的事項

ロ 当該搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ハ 当該搜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の協力支援活動の実施に関する重要事項（当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

二 当該搜索救助活動又はその実施に伴う前条第三項後段の協力支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ その他当該搜索救助活動の実施に関する重要事項

五 船舶検査活動を実施する場合における重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第  
四条第二項に規定する事項

六 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

3 協力支援活動又は搜索救助活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国（第二条第四項に規定する機関がある場合にあつては、当該機関）と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

4 第一項及び前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（国会への報告）

第五条 内閣総理大臣は、次に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一 基本計画の決定又は変更があつたときは、その内容

二 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果

(国会の承認)

第六条 内閣総理大臣は、対応措置の実施前に、当該対応措置を実施することにつき、基本計画を添えて国会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により内閣総理大臣から国会の承認を求められた場合には、先議の議院にあつては内閣総理大臣が国会の承認を求めた後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、後議の議院にあつては先議の議院から議案の送付があつた後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならない。

3 内閣総理大臣は、対応措置について、第一項の規定による国会の承認を得た日から二年を経過する日を超えて引き続き当該対応措置を行おうとするときは、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該対応措置を引き続き行うことにつき、基本計画及びその時までに行った対応措置の内容を記載した報告書を添えて国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。

4 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、遅滞なく、当該対応措置を終了させなければならぬ。

5 前二項の規定は、国会の承認を得て対応措置を継続した後、更に二年を超えて当該対応措置を引き続き行おうとする場合について準用する。

(協力支援活動の実施)

第七条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三条第二項の協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。

2 防衛大臣は、基本計画に従い、第三条第二項の協力支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

3 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該協力支援活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が第三条第二項の協力支援活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又は外国の領域で実施する当該協力支援活動についての第二条第四項の同意が存在しなくなったと認める場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5 第三条第二項の協力支援活動のうち我が国の領域外におけるものの実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該協力支援活動を実施している場所若しくはその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等の安全を確保するため必要と認める場合には、当該協力支援活動の実施を一時休止し又は避難するなどして危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。

6 第二項の規定は、同項の実施要項の変更（第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

（搜索救助活動の実施等）

第八条 防衛大臣は、基本計画に従い、搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大

臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該搜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

3 搜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。

4 前条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。

5 前条第五項の規定は、我が国の領域外における搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。

6 前項において準用する前条第五項の規定にかかわらず、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る搜索救助活動を継続することができる。



7 第一項の規定は、同項の実施要項の変更（第四項において準用する前条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

8 前条の規定は、捜索救助活動の実施に伴う第三条第三項後段の協力支援活動について準用する。

（自衛隊の部隊等の安全の確保等）

第九条 防衛大臣は、対応措置の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならない。

（関係行政機関の協力）

第十条 防衛大臣は、対応措置を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができる。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の協力を行うものとする。

（武器の使用）

第十一条 第七条第二項（第八条第八項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）

の規定により協力支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第八条第一項の規定により捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度で武器（自衛隊が外国の領域で当該協力支援活動又は当該捜索救助活動を実施している場合については、第四条第二項第三号ニ又は第四号ニの規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるとまがないときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項

の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

5 第七条第二項の規定により協力支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第八条第一項の規定により搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿营地（宿営のために使用する区域であつて、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であつて諸外国の軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があつた場合において、当該宿营地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第一項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第三項まで及び次項の規定の適用については、第一項中「現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者

「とあるのは「その宿営する宿营地（第五項に規定する宿营地をいう。次項及び第三項において同じ。）に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第五項に規定する諸外国の軍隊等の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第二項及び第三項中「現場」とあるのは「宿营地」と、次項中「自衛隊員」とあるのは「自衛隊員（同法第二条第五項に規定する隊員をいう。）」とする。

6 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第七条第二項の規定により協力支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は第八条第一項の規定により捜索救助活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

### 第三章 雑則

（物品の譲渡及び無償貸付け）

第十二条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、協力支援活動の実施に当たって、自衛隊に属する物品（武器を除く。）につき、協力支援活動の対象となる諸外国の軍隊等から第三条第一項第一号に規定する活動（以下「事態対処活動」という。）の用に供するため当該物品の譲渡又は無償貸付けを求める旨の申出が

あつた場合において、当該事態対処活動の円滑な実施に必要なと認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該諸外国の軍隊等に対し無償若しくは時価よりも低い対価で譲渡し、又は無償で貸し付けることができる。

(国以外の者による協力等)

第十三条 防衛大臣は、前章の規定による措置のみによつては対応措置を十分に実施することができないと認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を依頼することができる。

2 政府は、前項の規定により協力を依頼された国以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(請求権の放棄)

第十四条 政府は、自衛隊が協力支援活動又は搜索救助活動(以下この条において「協力支援活動等」という。)を実施するに際して、諸外国の軍隊等の属する外国から、当該諸外国の軍隊等の行う事態対処活動又は協力支援活動等に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを約することを求められた場

合において、これに応じることが相互の連携を確保しながらそれぞれの活動を円滑に実施する上で必要と認めるときは、事態対処活動に起因する損害についての当該外国及びその要員に対する我が国の請求権を放棄することを約することができる。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日から施行する。

別表第一(第三条関係)

種 類	内 容	
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	

建設	訓練業務	施設の利用	保管	宿泊	基地業務	業務	空港及び港湾	通信	医療	修理及び整備
建築物の建設、建設機械及び建設資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供	倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供	及び役務の提供	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

別表第二（第三条関係）

	供
備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。	
種類	内 容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。



## 理由

国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

# 「平和安全法制」の概要

我が国及び国際社会の平和及び安全のための切れ目のない体制の整備

内閣官房

内閣府

外務省

防衛省

# 「平和安全法制」の主要事項の関係

(横軸)事態の状況・前提をイメージ

(縦軸)我が国、国民に関する事項

国際社会に関する事項

在外邦人等輸送(現行)【自衛隊法】  
在外邦人等の保護措置(新設)

自衛隊の武器等防護(現行)【自衛隊法】  
米軍等の部隊の武器等防護(新設)

平時における米軍に対する物品役務の提供【自衛隊法】(拡充)  
・駐留軍施設等の警護を行う場合等提供可能な場面を拡充(米国)

国際的な平和協力活動  
【国際平和協力法】  
国連PKO等(拡充)  
・いわゆる安全確保などの業務拡充  
・必要な場合の武器使用権限の拡充  
  
国際連携平和安全活動の実施  
(非国連続括型の国際的な平和協力活動。新設)

重要影響事態における後方支援活動等の実施(拡充)  
【重要影響事態安全確保法】  
(周辺事態安全確保法改正)  
・改正の趣旨を明確化(目的規定改正)  
・米軍以外の外国軍隊等支援の実施  
・支援メニューの拡大

船舶検査活動(拡充)  
【船舶検査活動法】

・国際社会の平和と安全のための活動を実施可能に

国際平和共同対処事態における協力支援活動等の実施(新設)  
【国際平和支援法(新法)】

武力攻撃事態等への対処  
【事態対処法制】  
「存立危機事態」への対処(新設)  
・「新三要件」の下で、「武力の行使」を可能に

「新三要件」  
(1)我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること  
(2)これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと  
(3)必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

国家安全保障会議の審議事項の整理【国家安全保障会議設置法】

(注)離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない等の場合の治安出動や海上における警備行動の発令手続の迅速化は閣議決定により対応(法整備なし。)

# 「平和安全法制」の構成

## 整備法

(一部改正を束ねたもの)

**平和安全法制整備法**: 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

1. 自衛隊法
2. 国際平和協力法  
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
3. 周辺事態安全確保法 → **重要影響事態安全確保法**に変更  
**重要影響事態**に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
4. 船舶検査活動法  
**重要影響事態等**に際して実施する船舶検査活動に関する法律
5. 事態対処法  
武力攻撃事態等**及び存立危機事態**における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
6. 米軍行動関連措置法 → **米軍等**行動関連措置法に変更  
武力攻撃事態等**及び存立危機事態**におけるアメリカ合衆国**等**の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
7. 特定公共施設利用法  
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
8. 海上輸送規制法  
武力攻撃事態**及び存立危機事態**における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律
9. 捕虜取扱い法  
武力攻撃事態**及び存立危機事態**における捕虜等の取扱いに関する法律
10. 国家安全保障会議設置法

## 新規制定(1本)

**国際平和支援法**: 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

※左記の他、技術的な改正を行う法律が10本(附則による処理12ページ参照)

# 「平和安全法制」主要事項の一覧

## 平和安全法制整備法

### 1. 自衛隊法の改正

- ・在外邦人等の保護措置
- ・米軍等の部隊の武器等の防護
- ・平時における米軍に対する物品役務の提供の拡大
- ・国外犯処罰規定

### 2. 重要影響事態安全確保法(周辺事態安全確保法の改正)

- ・我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態における米軍等への支援を実施すること等、改正の趣旨を明確にするための目的規定の見直し
- ・日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍以外の外国軍隊等に対する支援活動を追加
- ・支援メニューの拡大

### 3. 船舶検査活動法の改正

- ・周辺事態安全確保法の見直しに伴う改正
- ・国際平和支援法に対応し、国際社会の平和と安全に必要な場合の船舶検査活動の実施

### 4. 国際平和協力の改正

- ・国連PKO等において実施できる業務の拡大(いわゆる安全確保、駆け付け警護)、業務に必要な武器使用権限の見直し
- ・国連が統括しない人道復興支援やいわゆる安全確保等の活動の実施

### 5. 事態対処法制の改正

- ・存立危機事態の名称、定義、手続等の整備(事態対処法)
- ・存立危機事態に対処する自衛隊の任務としての位置付け、行動、権限等(自衛隊法)
- ・武力攻撃事態等に対処する米軍に加えて、武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊存立危機事態における米軍その他の外国軍隊に対する支援活動を追加(米軍等行動関連措置法)
- ・武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊の行動を特定公共施設等の利用調整対象に追加(特定公共施設利用法)
- ・存立危機事態における海上輸送規制の実施(海上輸送規制法)
- ・存立危機事態における捕虜取扱い法の適用(捕虜取扱い法)

### 6. 国家安全保障会議設置法の改正

- ・法改正等を踏まえた審議事項の整理

**国際平和支援法**: 国際社会の平和及び安全の確保のために共同して対処する諸外国軍隊に対する支援活動の実施

# 自衛隊法の改正（在外邦人等の保護措置、米軍等の部隊の武器等の防護関連）

## 在外邦人等の保護措置

- 外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の保護措置を自衛隊の部隊等が実施できるようにする。（第84条の3）

保護措置：警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体の保護のための措置。輸送を含む。

### 【手続】防衛大臣による命令

- 外務大臣からの依頼・協議、内閣総理大臣の承認

### 【実施要件】以下の全てを満たす場合

- ① 保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、戦闘行為が行われることがないと認められること。
- ② 自衛隊が当該保護措置を行うことについて、当該外国等の同意があること。
- ③ 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と当該外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保されると見込まれること。

### 【武器使用権限】

- いわゆる任務遂行型の武器使用が可能。
- 危害許容要件は正当防衛・緊急避難。

※ 邦人以外の外国人も一定の条件の下、保護することが可能。

## 米軍等の部隊の武器等の防護のための武器の使用

- 自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等であれば、当該武器等を防護するための武器の使用を自衛官が行うことができるようにする。（第95条の2）

### 【対象】

- 米軍その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊
  - 自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（※）に現に従事しているものの武器等
- （※）共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。

### 【手続】

- 米軍等からの要請があった場合
  - 防衛大臣が必要と認めるときに限り
  - 自衛官が警護を行う
- （※）条文上の手続とは別途、運用の考え方を国家安全保障会議で審議する方針。

### 【武器使用権限】

- 人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。
- 危害許容要件は正当防衛・緊急避難。



# 自衛隊法の改正(米軍に対する物品役務の提供等)

## 米軍に対する物品役務の提供 (第100条の6)

- 米軍に対する物品又は役務の提供に関しては、以下の活動を実施する自衛隊の部隊等と共に現場に所在して同種の活動を行う米軍を対象に追加
  - ① 自衛隊法第81条の2第1項第2号(警護出動)に掲げる施設及び区域に係る同項の警護(※施設及び区域内での警護を行う米軍が対象)
  - ② 海賊対処行動
  - ③ 弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動
  - ④ 機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理
  - ⑤ 外国における緊急事態に際しての邦人の警護・救出等(改正後の自衛隊法第84条の3(在外邦人等の保護措置))
  - ⑥ 船舶又は航空機による外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動

### 【その他の改正事項】

- ① 従来は日米の二国間訓練に参加する米軍のみを対象としていたが、日米を含む三カ国以上の多国間訓練に参加する米軍についても対象とすること
- ② 自衛隊施設に一時的に滞在する米軍に加えて、自衛隊が米軍施設に一時的に滞在する場合に共に現場に所在する米軍を対象とすること
- ③ 提供の対象となる物品に、弾薬を含めること

## 国外犯処罰規定の整備 (第122条の2)

以下に係る罰則について国外犯処罰規定を整備する。

- ① 上官の職務上の命令に対する多数共同しての反抗及び部隊の不法指揮
- ② 防衛出動命令を受けた者による上官命令反抗・不服従等

# 国際平和協力法の改正

## 国際連合平和維持活動（拡充）

### ○参加5原則（下線部追加）

- ① 紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること。
- ② 国連平和維持隊が活動する地域の属する国及び紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動及び当該国連平和維持隊への我が国の参加に同意していること。
- ③ 当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること。
- ④ 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること。
- ⑤ 武器使用は要員の生命等の防護のための必要最小限のものを基本。受入れ同意が安定的に維持されていることが確認されている場合、いわゆる安全確保業務及びいわゆる駆け付け警護の実施に当たり、自己保存型及び武器等防護を超える武器使用が可能。

## 国際連携平和安全活動（非国連統括型）（新設）

### ○要件 **参加5原則を満たした上で**次のいずれかが存在する場合

- ① 国際連合の総会、安全保障理事会又は経済社会理事会が行う決議
- ② 次の国際機関が行う要請
  - ・国際連合
  - ・国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合難民高等弁務官事務所その他政令で定めるもの
  - ・当該活動に係る実績若しくは専門的能力を有する国際連合憲章第五十二条に規定する地域的機関又は多国間の条約により設立された機関で、欧州連合その他政令で定めるもの
- ③ 当該活動が行われる地域の属する国の要請（国際連合憲章第七条1に規定する国際連合の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る。）

### ○業務の拡充

停戦監視、被災民救援等に加え、いわゆる安全確保業務、いわゆる駆け付け警護、司令部業務等を追加、統治組織の設立・再建援助の拡充

### ○武器使用権限の見直し

いわゆる安全確保業務、いわゆる駆け付け警護の実施に当たっては、いわゆる任務遂行のための武器使用を認める

### ○国会承認

自衛隊の部隊等が行う停戦監視業務、いわゆる安全確保業務については事前の国会承認が基本（閉会中又は衆議院が解散されている場合の事後承認可）

### ○隊員の安全確保

安全配慮規定、業務の中断及び危険を回避するための一時休止その他の協力隊の隊員の安全を確保するための措置を定めた実施要領の策定を規定

### ○その他の改正事項

- ① 自衛官（司令官等）の国際連合への派遣
- ② 請求権の放棄
- ③ 大規模な災害に対処する米軍等に対する物品又は役務の提供
- ④ 国際的な選挙監視活動の協力対象の拡大 など



# 重要影響事態安全確保法(周辺事態安全確保法の改正)

## 目的

重要影響事態に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日米安保条約の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

重要影響事態:【(例示)そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等】我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態 (※)「周辺事態」の定義から「我が国周辺の地域における」を削除

## 支援対象

重要影響事態に対処する以下の軍隊等

- ①日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍
- ②その他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊
- ③その他これに類する組織

## 対応措置

①後方支援活動(防衛省・自衛隊が実施する物品・役務の種類)  
補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、空港及び港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設の利用、訓練業務

(※)武器の提供は含まない。弾薬の提供及び戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備は実施可能に。

- ②搜索救助活動
- ③船舶検査活動(船舶検査活動法に規定するもの)
- ④その他の重要影響事態に対応するための必要な措置

## 「一体化」の回避

○「現に戦闘行為が行われている現場」では実施しない

(※)遭難者が既に発見され、救助を開始しているときは、部隊等の安全が確保する限り当該遭難者に係る搜索救助活動を継続できる。

○自衛隊の部隊等の長等は、活動の実施場所又はその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合、又はそれが予測される場合には一時休止等を行う

○防衛大臣は実施区域を指定し、その区域の全部又は一部において、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合等は、速やかにその指定を変更し、又は、そこで実施されている活動の中断を命じなければならない

## 国会承認

○原則事前の国会承認

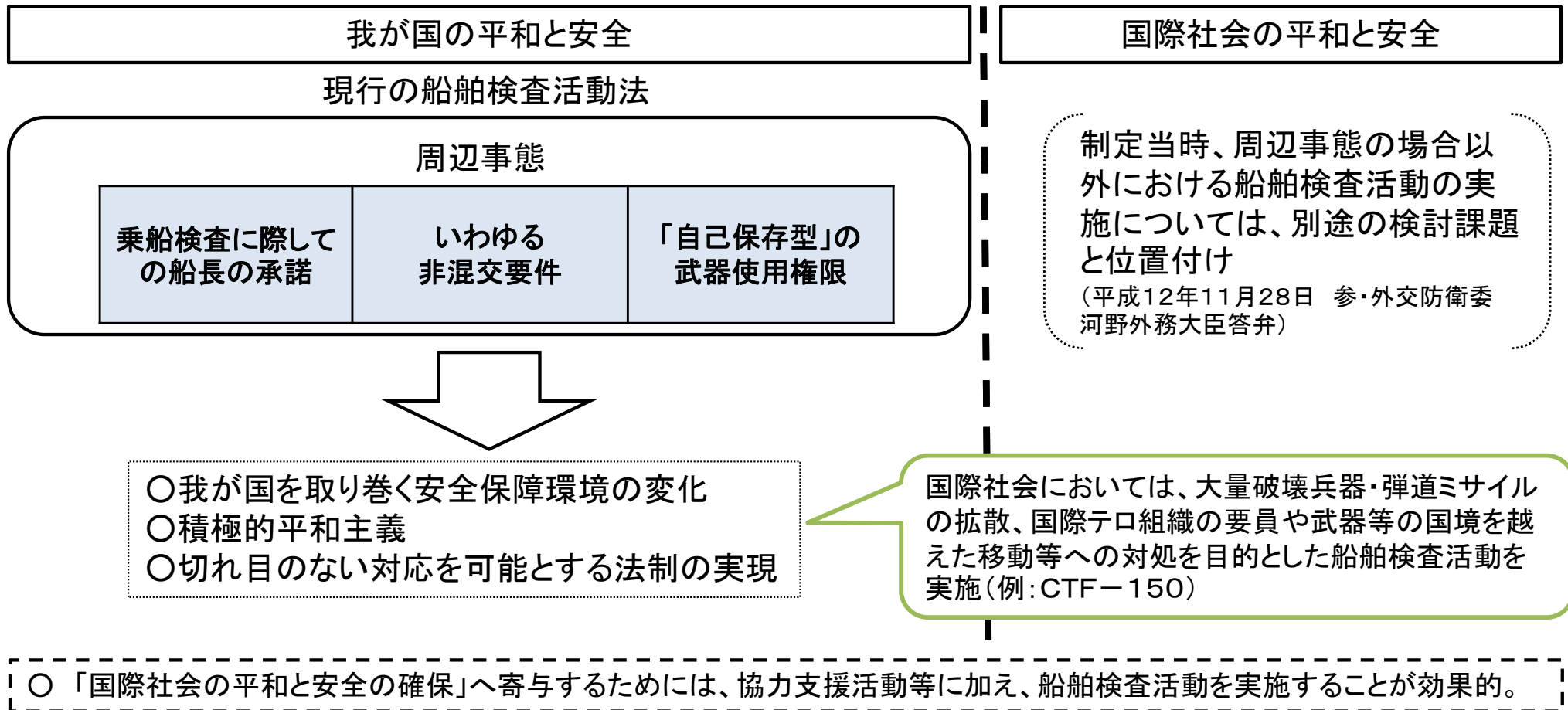
○緊急の必要がある場合の事後承認可

(※)改正前の周辺事態安全確保法と同様

※ 外国領域での活動の実施が可能(当該外国等の同意がある場合に限る。)(改正前は実施不可。)

※ 武器使用権限は、自己保存型のみ

# 船舶検査活動法の改正



## 船舶検査活動法の改正

- ① **我が国の平和と安全**: 「周辺事態」の見直しに伴う改正 (重要影響事態安全確保法の目的に対応)
- ② **国際社会の平和と安全**: 国際平和共同対処事態における活動の実施 (国際平和支援法の目的に対応)

乗船検査に際しての船長の承諾	いわゆる非混交要件	「自己保存型」の範囲内での武器使用権限 <small>(「自己の管理下」の追加等)</small>	同意に基づく外国領域における活動の実施を可能とする
----------------	-----------	--	---------------------------

# 【事態対処法制】 事態対処法の改正

## 概要

- 我が国の平和と独立、国及び国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、手続など基本的事項を定めることにより、対処のための態勢を整備。

### 【参考】武力攻撃事態等

- 武力攻撃事態 …… 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
- 武力攻撃予測事態… 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
- 武力攻撃事態等 …… 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態

### 【改正の概要】

- 「存立危機事態」への対処等を追加。

(目的) ※「**存立危機事態**」を追加

- **武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、我が国の平和と独立、国及び国民の安全の確保に資すること。**

(対処基本方針) ※**武力攻撃事態又は存立危機事態と認定する場合に武力の行使が必要な理由についても記述**

- 対処基本方針に定める事項として以下に関する事項を記載。
  - ・ **事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は存立危機事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実**
  - ・ **事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であると認定する場合にあっては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由**
  - ・ **当該武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する全般的な方針、対処措置に関する重要事項**

### 【国会承認】

- 「存立危機事態」に対処するために自衛隊に防衛出動を命ずるに際しては、現行の規定と同様、原則国会の事前承認を要する(事態対処法第9条)。

## 自衛隊法の改正(存立危機事態関連)

- 「新三要件」で新たに可能となる「武力の行使」は「我が国を防衛するため」のやむを得ない「自衛の措置」であり、「存立危機事態」への自衛隊の対処は、自衛隊法第76条(防衛出動)と第88条(武力行使)によるものとし、第3条(自衛隊の任務)において主たる任務に位置付ける。

(自衛隊の任務) ※「直接侵略及び間接侵略に対し」を削除

### 第三条

自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、~~直接侵略及び間接侵略に対し~~我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。

(防衛出動) ※「存立危機事態」を追加

### 第七十六条

内閣総理大臣は、次に掲げる事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

一 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

二 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

(防衛出動時の武力行使) ※改正なし

### 第八十八条

第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。

2 前項の武力行使に際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあってはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。

- このほか、自衛隊の行動に必要な各種の権限等や特例の措置を定める。ただし、我が国に対する直接攻撃や物理的被害を念頭に置いた措置は、存立危機事態では適用しない。

(適用するものの例) 特別の部隊の編成、予備自衛官及び即応予備自衛官の防衛招集 など

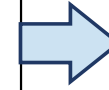
(適用しないものの例) 防衛施設構築の措置、公共の秩序維持のための権限、緊急通行、物資の収用、業務従事命令 など



# 【事態対処法制】 関連法制の改正

## 1 米軍行動関連措置法

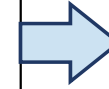
武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って我が国に対する武力攻撃を排除するために必要な米軍の行動が円滑かつ効果的に実施されるための支援措置について規定。



- 武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊に対する支援
- 存立危機事態における外国軍隊に対する支援に関する規定を追加

## 2 海上輸送規制法

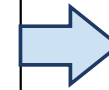
武力攻撃事態に際して、我が国に対して武力攻撃を行っている外国の軍隊等へ向けた武器、弾薬、兵員等(外国軍用品等)の海上輸送を規制するため、海上自衛隊が実施する停船検査、回航措置の手續等を規定。



- 存立危機事態においても適用するための規定を追加
- 実施海域を、我が国領海、外国の領海(同意がある場合に限る)又は公海とする

## 3 捕虜取扱い法

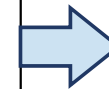
武力攻撃事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに必要な事項を定め、捕虜等の取扱いに係る国際人道法の的確な実施を確保。



- 存立危機事態においても適用するための規定を追加

## 4 国民保護法

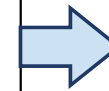
我が国に対する武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するための態勢を整備し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施。



- 我が国への直接攻撃や物理的な被害から国民を守るという観点からは必要な体制を整備済

## 5 特定公共施設利用法

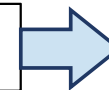
武力攻撃事態等における地方自治体等の国民保護措置と自衛隊・米軍の侵害排除のための特定公共施設等の利用を調整(地方自治体等が管理する港湾、飛行場など)。



- 武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊の行動を利用調整の対象に追加

## 6 国際人道法違反処罰法

武力紛争時における非人道的行為の処罰について規定。



- 存立危機事態での適用はあるが、改正は不要

# 国家安全保障会議設置法(NSC設置法)の改正

1. 審議事項として、新たに以下のものを定める。

- 存立危機事態への対処
- 重要影響事態への対処
- 国際平和共同対処事態への対処

2. 以下に関するものは、必ず審議しなければならない事項とする。

- 国際平和協力業務であっていわゆる安全確保業務の実施に係る実施計画の決定及び変更
- 国際平和協力業務であっていわゆる駆け付け警護の実施に係る実施計画の決定及び変更
- 国際連合平和維持活動に参加する各国の部隊により実施される業務の統括業務に従事するための自衛官(司令官等)の国際連合への派遣
- 在外邦人の警護・救出等の保護措置の実施

(※)いずれも領域国等の受入れ同意の安定的維持等に係るもの

## 附則により技術的な改正を行う法律の一覧

- |                                |                 |
|--------------------------------|-----------------|
| ① 道路交通法                        | ⑦ サイバーセキュリティ基本法 |
| ② 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律  | ⑧ 防衛省設置法        |
| ③ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 | ⑨ 内閣府設置法        |
| ④ 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律          | ⑩ 復興庁設置法        |
| ⑤ 原子力規制委員会設置法                  |                 |
| ⑥ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律  |                 |

# 国際平和支援法

## 目的

### 国際平和共同対処事態:

- ① 国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、
- ② その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、
- ③ 我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの

当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を実施

国際社会の平和及び安全の確保に資する

## 要件

以下の国連決議(総会又は安保理)があること

- ① 支援対象となる外国が国際社会の平和及び安全を脅かす事態に対処するための活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、又は認める決議
- ② ①のほか、当該事態が平和に対する脅威又は平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国連加盟国の取組を求める決議

## 対応措置

### ① 協力支援活動

諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供

補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、空港及び港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設の利用、訓練業務、建設

(※)武器の提供は含まない。

### ② 搜索救助活動

### ③ 船舶検査活動(船舶検査活動法に規定するもの)

## 「一体化」の回避

○「現に戦闘行為が行われている現場」では実施しない

(※)遭難者が既に発見され、救助を開始しているときは、部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る搜索救助活動を継続できる。

○自衛隊の部隊等の長等は、活動の実施場所若しくはその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合、それが予測される場合等には、一時休止等を行う。

○防衛大臣は実施区域を指定し、その区域の全部又は一部において、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合等には、速やかにその指定を変更し、又は、そこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

## 国会承認

○国会承認について例外なき事前承認

○7日以内の各議院の議決の努力義務

○対応措置の開始から2年を超える場合には再承認が必要

(※)再承認の場合は、国会閉会中又は衆議院解散時は事後承認を許容。

※ 防衛大臣は自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならない旨の規定あり

※ 武器使用権限は、自己保存型のみ

【参考】自衛隊の海外における活動の国際法上の正当性の確保

活動	要件	法文上の扱い
<p>国際平和共同 対処事態にお ける協力支援 活動等</p>	<p>次のいずれかの国際連合の総会又は安全保障理事会の決議が存在する場合</p> <p>① 国際社会の平和及び安全を脅かす事態に対処するための活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、又は認める決議</p> <p>② ①に掲げるもののほか、当該事態が平和に対する脅威又は平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国際連合加盟国の取組を求める決議</p>	<p>国際平和支援法の対象となる活動を規定する定義規定に明記</p>
<p>国際連携平和 安全活動</p>	<p>次のいずれかが存在する場合</p> <p>① 国際連合の総会、安全保障理事会又は経済社会理事会が行う決議</p> <p>② 次の国際機関が行う要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際連合</li> <li>・国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合難民高等弁務官事務所その他政令で定めるもの</li> <li>・当該活動に係る実績若しくは専門的能力を有する国際連合憲章第五十二条に規定する地域的機関又は多国間の条約により設立された機関で、欧州連合その他政令で定めるもの</li> </ul> <p>③ 当該活動が行われる地域の属する国の要請(国際連合憲章第七条1に規定する国際連合の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る。)</p>	<p>国際平和協力の活動を規定する定義規定に明記</p>



## 【参考】自衛隊の行動に係る国会承認

活動	国会の承認	備考
<p>重要影響事態における後方支援活動等 (重要影響事態安全確保法)</p>	<p>原則 事前の国会承認 例外 緊急の必要がある場合の事後承認 (注)自衛隊の部隊等が実施する後方支援活動、捜索救助活動及び船舶検査活動の実施について承認を得る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「具体的な方向性」に明記</li> <li>・現行の周辺事態安全確保法の規定を維持</li> <li>・基本計画(決定・変更・対応措置の結果)の国会報告あり</li> </ul>
<p>国際平和共同対処事態における協力支援活動等 (国際平和支援法)</p>	<p>例外なき事前承認 (国会の議決について各院7日以内の努力義務規定あり。派遣が2年を超える場合の再承認規定あり(その場合のみ国会が閉会中又は衆議院が解散されている場合の事後承認可))</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画(決定・変更・対応措置の結果)の国会報告あり</li> </ul>
<p>国際連携平和安全活動 (国際平和協力法)</p>	<p>停戦監視活動及びいわゆる安全確保活動のみ事前承認の対象 (その場合、国会が閉会中又は衆議院が解散されている場合の事後承認可。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の国際平和協力法に基づき国連平和維持活動に参加する場合の規定を踏襲</li> <li>・実施計画(決定・変更・実施の結果・期間の変更)の国会報告あり</li> <li>・派遣が2年を超える場合の再承認規定あり</li> <li>・国会は7日以内に議決する努力義務規定あり</li> </ul>
<p>存立危機事態への対処のための防衛出動 (自衛隊法)</p>	<p>原則 事前の国会承認 例外 特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るいとまがない場合の事後承認 (注)対処基本方針について別途国会承認を得る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月1日の閣議決定に明記。</li> <li>・現行の防衛出動と同じ。</li> <li>・対処基本方針(廃止・対処措置の結果)の国会報告あり</li> </ul>
<p>船舶検査活動 (船舶検査活動法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の平和と安全に関わる場合 重要影響事態安全確保法に定めるところによる。</li> <li>・国際社会の平和と安全に関わる場合 国際平和支援法に定めるところによる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「具体的な方向性」には、(要件の違いを考慮し)「国会の関与の在り方について、検討する」と記述</li> <li>・基本計画の国会報告等は重要影響事態安全確保法、国際平和支援法に連動</li> </ul>

## 【参考】安全の確保のための関連規定の要旨

活動	関連規定の要旨
<p>国際平和共同対処事態における協力支援活動等 (国際平和支援法)</p>	<p>○安全配慮規定 防衛大臣は、対応措置の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならない。</p> <p>○実施区域の設定 防衛大臣は、実施要項において、実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該活動を実施する区域(「実施区域」)を指定するものとする。</p> <p>○活動の中断 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又は外国の領域で実施する活動についての当該外国の同意が存在しなくなったと認める場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。</p> <p>○一時休止 支援活動を実施している場所若しくはその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等の安全を確保するため必要と認める場合には、当該活動の実施を一時休止し又は避難するなどして危険を回避する。</p>
<p>国際連携平和安全活動 (国際平和協力法)</p>	<p>○安全配慮規定(上記と同旨(本部長は協力隊の隊員の安全の確保に配慮))</p> <p>○業務の中断及び危険を回避するための一時休止その他の協力隊の隊員の安全を確保するための措置を定めた実施要領の策定</p>
<p>在外邦人等の保護措置 (自衛隊法)</p>	<p>○予想される危険に対応して保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保されると見込まれること</p>

与党協議会で示された「具体的な方向性」においては、安全の確保について、国際平和支援法及び改正国際平和協力法に関連して、「隊員の安全の確保のための必要な措置を定めること」、在外邦人の救出に関連して「在外邦人の安全を含む活動の安全な実施に必要な措置を定めること」と記述。

## 【参考】武器使用権限

<p>我が国の平和と安全に資する活動を行う 米軍等の他国軍隊等に対する支援活動 (重要影響事態安全確保法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。(職務外の場面での適用あり)</li> <li>○宿営地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる諸外国の軍隊等の要員と共同して、上記の武器の使用をすることができる。</li> </ul>
<p>国際社会の平和と安全に対する脅威を除去するために活動する他国軍隊等に対する支援活動 (国際平和支援法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。(職務外の場面での適用あり)</li> <li>○宿営地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる外国の軍隊の部隊の要員と共同して、上記の武器の使用をすることができる。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">国連PKO (国際平和協力法)</p> <p>国連が統括しない国際的な平和協力活動 (国際平和協力法)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の同意が当該活動等が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限る。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。(職務外の場面での適用あり)</li> <li>○宿営地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる外国の軍隊の部隊の要員と共同して、上記の武器の使用をすることができる。</li> <li>◎【<u>いわゆる安全確保業務について</u>】自己若しくは<u>他人の生命、身体若しくは財産を防護し、又はその業務を妨害する行為を排除するため</u>やむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。<u>(いわゆる任務遂行型武器使用)</u></li> <li>◎【<u>いわゆる駆け付け警護について</u>】自己又は<u>その保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するため</u>やむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。<u>(「いわゆる駆け付け警護」のための武器使用)</u></li> </ul>
<p style="text-align: center;">船舶検査活動 (船舶検査活動法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。(職務外の場面での適用あり)</li> </ul>
<p style="text-align: center;">在外邦人の警護・救出等 (自衛隊法)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎については、①当該外国の領域の当該保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、戦闘行為が行われないと認められること、②自衛隊が当該保護措置を行うことについて、当該外国の同意があること、が要件。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎自己若しくは警護・救出等の保護措置の対象である<u>邦人若しくはその他の保護措置と併せて保護を行うことが適当と認められる者の生命若しくは身体の防護又はその職務を妨害する行為の排除のため</u>やむを得ない必要があると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。<u>(いわゆる任務遂行型武器使用)</u></li> <li>○その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。</li> </ul>

(注)危害許容要件は、いずれも正当防衛・緊急避難のみ